令和元年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示
○令和元年第2回那珂市議会定例会会期日程2
○応招·不応招議員····································
第 1 号 (6月4日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
〇地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者6
○議会事務局職員
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇報告第 3 号~議案第 4 9 号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○散会の宣告····································
第 2 号 (6月6日)
○議事日程
〇本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○出席議員
○欠席議員
〇地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者 1 5
○議会事務局職員
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・17
○諸般の報告
○一般質問
9番 寺 門 厚 君
通学路の安全確保について
幼児教育・保育無償化と保育行政について
農業の振興について
17番助川則夫君

	かわまちづくり支援事業について	3 5
	那珂西部工業団地への企業誘致について	1 2
6	6番 富 山 豪 君	
	農業をとりまく環境について	18
	公の施設管理について	5 2
	まちおこしと定住・移住について	5 7
1	番小泉周司君	
	保育園の無償化について	3 1
7	7番 花 島 進 君	
	国民健康保険税について	7 8
	保健所の統合について	3 0
	教育の場の感情抑制について	3 2
	学校教室へのエアコン設置とその後の運用について	3 4
	地籍再調査の方針について	3 5
	国連「家族農業の10年」と農業振興策について	3 6
	市職員の人事配置、専門の育成について	3 7
○散会の)宣告	8
第	3 号 (6月7日)	
○議事日	∃程······	3 9
○本日の)会議に付した事件	9 0
○出席議	§員·································	9 0
○欠席議	§員·······(9 0
○地方自	日治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	9 0
○議会事	₮務局職員	9 0
○開議の)宣告	9 2
○諸般の)報告	9 2
○一般質	賃問·······	9 2
2	2番 小 池 正 夫 君	
	小中一貫教育について	9 3
		_
	不法投棄について	97
1 1	不法投棄について	97
1 1		
1 1	番木野広宣君) 1

児童生徒の自転車運転について	1 (9
ひきこもり等の支援について	1 1	. 5
職員の意識改革について	1 2	2 2
○議案等の質疑	1 2	2 6
○議案等の委員会付託	1 3	3 0
○散会の宣告	1 3	3 0
第 4 号 (6月21日)		
○議事日程	1 3	3 1
○本日の会議に付した事件	1 3	3 1
○出席議員	1 3	3 2
○欠席議員	1 3	3 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者」	1 3	3 2
○議会事務局職員	1 3	3 2
○開議の宣告	1 3	3
○表彰状伝達式	1 3	3
○諸般の報告	1 3	3 4
○議案の差しかえ	1 3	3 4
○議案第35号~議案第49号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3	3 5
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	10
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	ł 1
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4	ł 2
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 4	12
○閉会の宣告	1 4	¥ 3
○署名議員	1 4	ł 5

那珂市告示第6号

令和元年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年5月28日

那珂市長 先 﨑 光

記

- 1. 期 日 令和元年6月4日(火)
- 2. 場 所 那珂市議会議場

令和元年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日	次	月 日	曜	開議時刻	区分	摘
第 1	日	6月 4日	火	午前10時	本会議	1. 開 会
						2. 諸般の報告
						3. 会議録署名議員の指名
						4. 会期の決定
						5. 議案の上程・説明
第 2	日	6月 5日	水	午前10時	休 会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第 3	日	6月 6日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第 4	日	6月 7日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問
						2. 議案質疑
						3. 議案の委員会付託
第 5	日	6月 8日	土		休 会	
第 6	Ш	6月 9日	日		休 会	
第 7	田	6月10日	月		休 会	(議事整理)
第 8	日	6月11日	火		休 会	(議事整理)
第 9	日	6月12日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10	日	6月13日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11	日	6月14日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12	日	6月15日	土		休 会	
第13	日	6月16日	日		休 会	
第14	Ш	6月17日	月	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第15	田	6月18日	火		休 会	(議事整理)
第16	Ш	6月19日	水		休 会	(議事整理)
第17	Ш	6月20日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
						(次期定例会会期日程案)
				午前10時	全 員	1. 全員協議会
					協議会	(討論通告締切、正午まで)
						(追加議案の質疑・討論通告締切は
						午後5時まで)
第18	日	6月21日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決
						2. 閉 会

○応招·不応招議員

応招議員(18名)

1番	小	泉	周	司	君	2番	小	池	正	夫	君
3番	石	Ш	義	光	君	4番	君	嶋	寿	男	君
5番	關			守	君	6番	富	Щ		豪	君
7番	花	島		進	君	8番	筒	井	か。	よ子	君
9番	寺	門		厚	君	10番	綿	引	孝	光	君
11番	木	野	広	宣	君	12番	古	Ш	洋	_	君
13番	萩	谷	俊	行	君	14番	勝	村	晃	夫	君
15番	中	﨑	政	長	君	16番	笹	島		猛	君
17番	助	Ш	則	夫	君	18番	福	田	耕四	回郎	君

不応招議員(なし)

令和元年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号(6月4日)

令和元年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月4日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の上程説明
 - 報告第 3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について)
 - 報告第 4号 平成30年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第 5号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第 6号 平成30年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
 - 議案第35号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第36号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第37号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)
 - 議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
 - 議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及 び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改 正する条例
 - 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例
 - 議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
 - 議案第45号 那珂市森林環境讓与税基金条例
 - 議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
 - 議案第47号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第48号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第49号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 小 泉 周 司 君 2番 小 池 正夫君 3番 Ш 男 義 光 君 4番 君 嶋 寿 君 石 5番 守 君 6番 君 關 冨 Ш 豪 7番 花 島 進 君 8番 筒 井 かよ子 君 9番 寺 門 厚 君 10番 綿 引 孝 光 君 11番 野 広 宣 君 12番 Ш 洋 一 君 木 古 13番 萩 谷 俊 行 君 14番 勝 村 晃 夫 君 15番 崹 政 長 中 君 16番 笹 島 猛 君 17番 助 Ш 則夫君 18番 福 田 耕四郎 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 本 俊 美 先 崹 光 君 副 市 長 宮 君 育 長 之 教 大 縄 雄 君 企画部長 森 久 大 信 君 総務部長 加 裕 君 市民生活部長 山 達 男 君 藤 桧 保健福祉部長 Ш 田 俊 昭 君 産業部長 原 英 君 篠 建設部長 雅 中 庭 康 史 君 上下水道部長 根 本 美 君 \equiv 教育部長 秀 貴 君 防 長 田 雄 君 高 橋 消 Ш 行財政改革推 進 室 長 会計管理者 平 清 水 貴 君 松 良一 君 農業委員会事務局長 根本 実 君 総務課長 渡邊 荘 一 君

議会事務局職員

 事務局長
 寺山修一君
 次長補佐
 小田部信人君

 書
 記
 小泉 集君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(君嶋寿男君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和 元年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(君嶋寿男君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙 出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成31年3月、4月、令和元年5月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類が、お手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(君嶋寿男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、石川義光議員、5番、關 守 議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(君嶋寿男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間に決定いたしました。 なお、会期中の審議日程については、議会運営委員会寺門 厚委員長から同委員会の決定 事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第3号~議案第49号の一括上程、説明

○議長(君嶋寿男君) 日程第3、報告第3号から議案第49号まで、以上19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 先﨑 光君 登壇]

〇市長(先崎 光君) おはようございます。

令和という響きが、何となくなじんでまいりました。今議会もよろしくお願いをいたしま す。

さて、令和元年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集 を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまし て、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、 心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先月28日朝、川崎市において19名の通行人や登校途中の小学児童が殺傷される事件が発生をいたしました。亡くなられた2人の方に、心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、けがをされました皆様に一日も早い回復を、心から願っているわけでございます。

我々大人は、子供たちの安全確保のため、常に周りに気を配りながら、子供たちが安心して暮らせる環境を維持していかなければならないと、改めて感じております。市といたしましても、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、警察や小中学校とさらに連携をしてまいりますが、犯罪を抑制するためには、市民の皆様の協力が不可欠であります。通勤や散歩のときなど、ふだんから子供たちを見守っていただき、犯罪を未然に防ぐため、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましても、これまで以上に子供たちを守るため、引き続きましてご協力を賜りたく、改めてお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、令和元年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の

概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、報告が4件、議案として専決処分に係るものが3件、 条例の一部改正が7件、条例の新規制定が1件、令和元年度各種会計補正予算が3件、その 他が1件の計19件でございます。

次に、それぞれの概要についてご説明をいたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について)。

平成31年2月7日に、平野地内で発生した公用車で交差点を直進した際、左から侵入してきた車両と衝突した事故について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

続いて、3ページをお開き願います。

報告第4号 平成30年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

ふれあいセンターよしの管理事業、プレミアム付商品券事業、介護施設等整備事業、総合保健福祉センター管理事業、道路維持補修事業、道路改良舗装事業、橋りょう長寿命化修繕事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、小学校空調設備整備事業、中学校空調設備整備事業、公立幼稚園建設事業、国民体育大会準備事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が決定したので、繰越計算書を提出するものであります。

続いて、4ページをお開き願います。

報告第5号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、繰越額が決定したので、繰越計算書を提出するものであります。

続いて、5ページをお開き願います。

報告第6号 平成30年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

財産管理事務費、防災設備整備事業に係る継続費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものであります。

続いて、6ページをお開き願います。

議案第35号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日 から施行されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容としては、個人市民税の寄附金税額控除の見直し、住宅借入金特別税額控除 の拡充に伴う措置、固定資産税の課税標準特例の見直しと新築住宅等に対する固定資産税減 額の適用を受ける際の申告規定の整備、軽自動車税の税率の特例の規定の整備、法人市民税の電子申告義務化に係る規定の整備、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものであります。

続いて、39ページをお開き願います。

議案第36号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、地方税法附則第15条(固定資産税等の課税標準の特例)の新設、項ずれに伴う見直し等による改正であります。

続いて、45ページをお開き願います。

議案第37号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。 改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の 減額における基準額を拡大するものです。

続いて、51ページをお開き願います。

議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が 令和元年5月15日に公布、同日から施行されたことに伴い、選挙長等の費用弁償額が増額す るため、今回の法律改正に準じて条例を改正し、公布の日から施行するものであります。

続いて、55ページをお開き願います。

議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動 用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布、平成31年3月1日から施行されたことに伴い、市長選挙だけでなく市議会議員選挙でも、候補者は選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラを頒布することができるようになり、このビラの作成については、条例で定めるところにより公費負担することができるため、条例を改正し、公布の日から施行するものであります。

主な改正内容としては、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の公費負担を7円51銭とするものであります。

続いて、63ページをお開き願います。

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例。

「地域再生法」及び「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部が改正され、本社機能移転型事業に限り課税免除を行った場合も、減収補填の対象に追加された

ことを受け、より一層の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本社機能移転型 事業に限り課税免除を実施するものであります。

続いて、70ページをお開き願います。

議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正(適用期限の延長)に伴い、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を、平成31年3月31日から令和3年3月31日に、2年延長するものであります。

続いて、74ページをお開き願います。

議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を、平成31年3月31日から令和3年3月31日に2年延長し、対象業種を拡大するものであります。続いて、79ページをお開き願います。

議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

介護保険法施行令の改正により、消費税率の引き上げに合わせ、令和元年度及び令和2年度において、低所得者の保険料軽減強化が実施されることに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、市介護保険条例の一部改正を行うものであります。

続いて、85ページをお開き願います。

議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日に公布されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものであります。

続いて、90ページをお開き願います。

議案第45号 那珂市森林環境讓与税基金条例。

国から市町村に間伐や人災育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備 及びその促進に必要な事業の財源に充てる目的で、森林環境譲与税が交付されることから、 この交付金を基金として積み立てるため、基金の設置、積立額、管理、運用利益の処理、処 分、繰替運用等について規定する条例を制定するものであります。

続いて、令和元年度一般会計補正予算等についてご説明いたします。補正予算の予算書を ごらんいただきたいと思います。

議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)。

予算総額に、歳入歳出それぞれ 2 億7,505万1,000円を追加し、197億7,505万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容として、総務費については、いい那珂暮らし促進事業において、移住支援 金支給に係る補助金等を、総合戦略策定事業において、戦略策定に係る委託料等を、職員研 修事業において、研修講師派遣謝礼と職員派遣に係る負担金を、財産管理事務費において、 シルバー人材センター事務所解体に係る工事請負費等をそれぞれ増額するものであります。

また、基金積立事業においては、森林環境譲与税創設に伴う積立金を、コミュニティ助成 事業において、1まちづくり委員会への助成金を計上するものであります。

民生費については、生活保護総務事務費、児童福祉総務事務費において、制度改正に伴うシステム改修に係る委託料等を、介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金において、保険料軽減措置に係る繰出金を、介護施設等整備事業において、1グループホームの施設改修に係る補助単価改正に係る補助金をそれぞれ増額するものであります。また、プレミアム付商品券事業において、商品券のプレミアム分の交付金を、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業において、未婚のひとり親に対して給付する交付金をそれぞれ計上するものであります。

衛生費については、緊急風しん抗体検査等事業において、風しん抗体検査、予防接種費用 等に係る委託料等を計上するものであります。

土木費については、道路改良舗装事業において、市道整備に係る土地購入費及び工事請負費を増額するものであります。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、地方譲与税、国庫支出金、県支 出金、繰入金、諸収入、市債を増額するものであります。

続いて、議案第47号をお開き願います。

議案第47号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)。 予算総額に、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、57億64万8,000円とするものであります。

歳出の内容として、国民健康保険事務費において、制度改正に伴うシステム改修に係る委 託料を増額するものであります。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金を増額するものであります。

続いて、議案第48号をお開き願います。

議案第48号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)。 予算総額に、歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、46億374万8,000円とするものであります。

歳出の内容として、介護保険事務費において、制度改正に伴うシステム改修に係る委託料 を増額するものであります。 また、歳入については、消費税率引き上げに伴う低所得者の保険料軽減が強化される制度 改正により保険料を減額し、この制度改正に関連し、繰入金を増額するものであります。あ わせて歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものであります。

続いて、93ページをお開き願います。

議案第49号 物品売買契約の締結について。

東消防署配備の消防ポンプ自動車を更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の 所得または処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長(君嶋寿男君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午前10時24分

令和元年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号(6月6日)

令和元年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和元年6月6日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 小泉周司君 2番 小池正夫君 3番 石 川 義 光 君 4番 君嶋寿男君 關 守 君 6番 冨山 豪君 5番 7番 花 島 進 君 8番 筒 井 かよ子 君 9番 寺門 厚 君 10番 綿 引 孝 光 君 11番 木野広宣君 12番 古川洋一君 13番 萩 谷 俊 行 君 14番 勝村晃夫君 16番 笹島 猛君 15番 中崎政長君 17番 助 川 則 夫 君 18番 福田 耕四郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先 﨑	光 君	副市長	宮 本	俊美君
教 育 長	大 縄 久	雄 君	企 画 部 長	大 森	信 之 君
総 務 部 長	加藤裕	一 君	市民生活部長	桧 山	達男君
保健福祉部長	川田俊	昭君	産業部長	篠原	英 二 君
建設部長	中庭康	史 君	上下水道部長	根本	雅美君
教 育 部 長	高 橋 秀	貴 君	消 防 長	山 田	三 雄 君
会計管理者	清水	貴 君	行財政改革 推進室長	平 松	良 一 君
農業委員会事務局長	根本	実 君	総務課長	渡邊	荘 一 君

議会事務局職員

 事務局長
 寺山修一君
 次長補佐
 小田部信人君

 書
 記 小泉 集君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(君嶋寿男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(君嶋寿男君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。 職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長(君嶋寿男君) 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。 これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、あす7日は通告6番から8番までの議員が行います。

◇ 寺 門 厚 君

〇議長(君嶋寿男君) 通告1番、寺門 厚議員。

質問事項 1.農業の振興について。2.幼児教育・保育無償化と保育行政について。3. 通学路の安全確保について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[9番 寺門 厚君 登壇]

○9番(寺門 厚君) おはようございます。

議席番号9番、寺門 厚です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

令和元年になって初めてということで、大変緊張しておりますが、執行部におかれまして は、簡潔明瞭なかつ建設的な答弁をお願いいたします。

質問を始める前に、先月28日、川崎20人殺傷事件が発生し、2人が亡くなり、18名の方が負傷されました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、負傷された方に対し心からお見舞いを申し上げます。

この事件に関連しました質問がございますので、質問の順番を変更させていただきます。 最初に、3番目だった通学路の安全確保についてをお聞きします。2番目は通告どおり、 3番目に1番目でありました農業の振興についてお聞きしてまいりますので、よろしくお願いします。

では、最初に通学路の安全確保についてでございますが、冒頭に申し上げました事件に関しては、この事件の犯人は自死してしまい、動機が不明のまま想定外の許しがたい事件が起きてしまったということで、私も大変な衝撃を受けました。我が孫が同じ目に遭ったらと思うと、決して他人ごとではありません。

私も地域を守る会の一員としてふだんから立哨当番はしているんですけれども、今回の事件を受けて、自分でできることからということで、29日から孫の登校班への付き添いを始めました。そうはいっても、いつ何どき子供たちの安全が損なわれるか予想もつかない昨今、想定外の極めて劣悪な殺傷事件ということなので、改めて通学路の安全を早急に再確認することはもちろん、子供たちの命を守る対策を講じていく必要があるというふうに思います。ぜひとも先﨑市長には先頭に立っていただいて、子供たちの命をどうやって守ればいいのか、その対策を導き出して、実践していただきますようお願いいたします。

この件について、先崎市長にご所見をお伺いします。

〇議長(君嶋寿男君) 市長。

〇市長(先崎 光君) おはようございます。

寺門議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の川崎での事件につきましては、お二人のとうとい命が犠牲となり、多くの方々が心の傷、そして体の傷を負われました。心からご冥福と、そしてお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、非常に昨今の情勢を見ますと、このような事件が多発をしている、今、議員さんが おっしゃったとおりであります。本当に予測できないような事件が子供たちの周りで起きて いる。大変ゆゆしき状況と考えております。未来を担う子供たちがその将来を絶たれる大変 悲しい出来事であります。こうした事件、事故は、議員がおっしゃったようにいつ本市で起こっても不思議ではない、そういう状況にも感じられます。我々行政は、あるいは地域は、そして関係する機関は、大切な子供の命を守るために今何が必要なのか、地域で何ができるのか、そんなことを改めて考え直さなくてはいけない、そのように考えております。

それぞれの立場の皆さんが子供たちを守るんだ、そういう意識を強く持ち、それぞれの立場でできることを始めていく、そして始めたことを続けていく、そのことが非常に重要なことではないかと考えております。そのために、今、議員がおっしゃったように、私がみずから先頭に立って、関係機関と、あるいは皆さんと協力をしながらこれからも子供たちのとうとい命を守るために進んでいかなければならないと、そういう思いを強くいたしております。以上です。

〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。

○9番(寺門 厚君) ありがとうございます。

市長から、私が先頭に立って進めていくと、心強いお言葉をいただきましたので、市民の皆さん一人一人が子供たちを守るんだという強い意識を持って、安全・安心の見守り活動をできる範囲で進めていただきたいなというふうに思います。

通学路の安全確保についての質問ですが、今回の川崎市の事件を受けて、本市の通学路の 安全再確認を、通常ですと8月にやられているというふうに聞いていますが、早急に実施す るよう提案しますが、いかがでしょうか。

〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。

○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

ただいま議員から提案いただいた通学路の確認は、通学路の安全点検や改善を行う交通安全プログラムかと存じます。このプログラムにつきましては、各学校のPTAや地域の方が子供たちの通学路を点検、調査し、それをもとに関係機関が対応を協議し改善を図るというものでございます。

そのスケジュールとしましては、PTAの方々が実際に通学路を見て歩くなどした上で、 危険箇所や改善が必要な箇所、7月下旬を目途に報告いただきます。今現在そういった点検 をしているところと思います。

その結果を8月から9月にかけまして、該当箇所を所管する関係機関が現地確認を行い、 その結果をもとに10月に対策会議を開催して対応を協議する流れとなっております。スケジュールと関係機関の負担を考慮しますと、時期を早めるのはちょっと難しいものと認識して おります。

昨年度5月になりますが、新潟で下校途中の児童が襲われるという痛ましい事件が発生しましたが、それを受けまして、防犯上危険と思われる箇所については、関係機関と合同で緊急点検を実施したところでございます。

連日のように各地で事件、事故が発生している状況がございますので、常に通学路の安全

確保については留意してまいりたいというふうには考えております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 学校関係者、その外地域の方々等々たくさんの方が交通安全のほうに、 子供たちの安全確保については動かれているということはわかりました。対応のアクション も始められたということですので、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

今回の事件では動機がわからないままということなので、どういう対策をすればいいのかというのはよくわからない状態であります。今回の事件の模倣犯やさらに劣悪な殺傷事件、想定外の事件、事故などからは、子供たちの命をどうやって守っていくのかということを真剣に考えていかなければならないというふうに思います。そのためには、犯罪防止等の専門家も含めた子供の命を守る協議会、これは仮称ですけれども、こういった組織を設置して対策を検討していってはいかがでしょう。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

さまざまな事件、事故を見ますと、子供たちの命を守ることがいかに難しいことかと思わざるを得ない状況でございます。議員ご提案のように命を守るための組織といったものをつくることも確かに手だての一つであるとは考えております。

現在でも子供たちの安心・安全のためにさまざまな分野で組織化がなされており、実際に活動いただいております。先ほどの交通安全プログラムの各関係機関、見守りを行ってくださっている地域のパトロール隊、子どもを守る110番の家、そして那珂警察署に配属され学区内の見守りを担うスクールサポーター、その外にも登下校の子供たちを犬の散歩をしながら見守っていただくワンちゃんパトロールの参加の呼びかけも今年から始めたところでございます。

新たに組織をつくることも手段として考えられますが、今のそれぞれの組織や一人一人の市民の目を活用していくことも有効な方法ではないかと考えております。教育委員会としましても、子供たちを守るために二重、三重の方法でそういった目をふやしていきたいというふうには考えています。市役所内の防災課、こども課、土木課など、関係各課と連携して今後も見守りを続けていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 今ある組織や一人一人の市民の目を活用していくということも非常に 大切なことですし、有効なことだと思います。先崎市長も先頭に立って子供の命を守るんだ という意識づけをして推進していくというふうにおっしゃっておりますので、その支援部隊 である所管部門がリーダーシップをとり、その役割、機能を果たすということでもいいので

はないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次は、当初この事件の起きる前に通告しておりました質問ですけれども、これについては、 お手元に議長の許可をいただきまして、資料を配付してございます。こちらですね。

資料1をごらんいただきたいと思います。

上のほうが芳野小のところの市道の7-0012号線でございます。写真奥のほうの木立のところが小学校がございます。

ごらんのように、ここもいろいろ安全確保のための事象事故については取り組みはされて 改善もされているんですけれども、この標識ですね、ここも通常の車の速度で行き交う人が ふえておりますんで、小学校ありというところと最徐行という、この標識だけしかございま せん。何もスピードを制限するようなものもないんで、今後ぜひとも速度規制の標識を設置 していただきたいなという事例でございます。

同じようにもう一個、事例として質問いたしますんで、その下です。県道瓜連馬渡線の鴻巣の十字路、こちらは木内酒造の前の交差点ですが、こちらも大変道幅が狭くて、歩道も十分にとれていないような状況の交差点です。これ横断歩道が非常に危険な状態であるということで、現在改善の要請が出ているんですけれども、それでもなかなか観光客もふえて安全が確保できない状態に、危険な状態が増しております。

ということで、こちらについては歩行者と車を分離した信号、こちらをつけて、何とか安全を確保できないかということで提案をしたいと思います。

この2件について回答をお願いします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答えいたします。

今ご質問のあった2件の件でございますが、速度標識、また信号等につきましては、警察署の所管になりますので、地元自治会長などの名前によりまして、直接警察署に要望していただくとともに、市に要望していただければ、市からも警察署に要望していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) ありがとうございます。

防災課からも要望書を出していただけるということなので、自治体からもきちんと出して、 一日でも早い改善が進むよう働きかけをしていきたいというふうに思います。

今回、通学路の安全について確認をしましたけれども、やはり川崎20人殺傷事件の対策については、通学路や学校環境の安全を確保するばかりではなく、犯罪者から身を守ることや、事件や事故の危険時にはすぐ逃げることなどの訓練、そして、いつも子供たちの身近なところで安全の確保をしている人たちがいるんだという安心感を持ってもらうこと。そして、これらをいつも実行して、なおかつ継続していくことが大変重要なことだというふうに思いま

す。それには、市民一人一人が子供たちを守るんだという強い意識を持って、それぞれ今で きるところでできることをしっかりとやっていただけるように切にお願いしまして、この項 の質問を終わります。

次に、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されます。無償化の内容がどういうものか、どこまでを対象にするかなど、内容にわかりにくい点を明らかにすること、また、無償化に伴う住民の求める保育の実現、安全、質確保のために市ができること、無償化による市の財政的な影響についてもお聞きしたいと思います。

初めに、子ども・子育て支援法の一部を改正する内容についてお伺いします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

子ども・子育て支援法の一部改正でございますが、まず趣旨といたしましては、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環としまして、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るということを目的に行われたものでございます。

内容でございますが、3歳から5歳児について、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育料を無償化とし、また、ゼロ歳から2歳児の市民税が非課税世帯の保育園、認定こども園等の保育料を無償化とするものでございます。また、認可外保育施設等を利用している方で保育の必要性が認められる世帯につきましても、同様に無償化の対象とするものでございます。これらが主な改正の内容となっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **〇9番(寺門 厚君)** こちらも資料を用意してありますので、お手元の裏側です、資料2の ほうでございます。

こちらは、2019年2月の内閣府が自治体向けに説明会時の資料ということで出している ものでございます。表中下線部分が今回の法改正の部分です。詳しくは後ほどごらんいただ きたいということで、参照にしながらお聞きいただきたいと思います。

今の答弁で、3歳から5歳児の認可保育施設の保育料、それからゼロ歳から2歳児の市民 非課税世帯の保育料が無償となるということ、さらに認可外保育施設の費用も対象になると いうことがわかりました。

では、本市において無償化の対象人数はどれぐらいいるのかお聞きします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

幼稚園及び保育施設に入所している3歳から5歳児の対象児童につきましては約1,200人、 ゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯で無償化に該当する児童につきましては約20人程度と 見ております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **○9番(寺門 厚君)** 合計で1,220名対象者がいるということが現在わかっているということですね。

では、対象施設、事業等はどのようなものがありますか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

対象となる施設につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園などが主な対象となります。

幼稚園の預かり保育につきましても、保育の必要性が認められた世帯であれば、月額1万1,300円を限度に無償化の対象になります。また、認可外保育施設を利用している方につきましても、保育の必要性が認められる世帯であれば3歳から5歳児が月額3万7,000円、市民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児が月額4万2,000円を限度としまして無償化の対象となるということでございます。

その外、保育所の一時預かり事業、病児保育事業、就学前障害児の発達支援、それからファミリーサポート事業なども保育の必要性が認められた場合におきましては、定められた限度の範囲で無償化の対象となるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) わかりました。

今回の無償化には待機児童解消の狙いがありますけれども、本市の待機児童の人数という のはどれぐらいいますか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

待機児童の人数でございますけれども、過去3年間の状況になりますが、平成29年4月におきましては6人、平成30年4月においては27人、平成31年4月につきましては、こちらは確定値ではございませんけれども、13人程度ということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 確定ではないけれども、13人ぐらいはいるということですよね。ということは、実際にはもっといるんではないかなというふうには思うんですが、無償化が始まると、1号認定から2号認定へ移行者がふえるというふうに予想されるんですけれども、ということは、入所する児童がふえるということなんで、待機児童は、これ解消はされるんでしょうか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。

〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

待機児童の解消に向けましては、ここ数年の待機児童の増加傾向に加えまして、今後の需要を満たしていくために一昨年度、民間保育園設置の募集をしまして、プロポーザル方式で1園の設置の決定をしたところでございます。本年3月に完成しまして、4月から開園しているというところでございます。

また、幼児教育・保育無償化により、両親ともに就労しようとする世帯がふえることも当然予想されます。このことによりまして、さらに保育のニーズが高まるものというふうに考えておりまして、その対策につきましては、諮問機関であります那珂市子ども・子育て会議での協議を踏まえ、市の方針を決定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 受け入れ人員的には足りているという状況だと思いますが、これについては、保護者さんの求める、自分の住んでいる住まいの近くでということと、環境の整った施設で就学前まで受けられる質の高い保育、こういった願いがあって、なかなか行けていないという部分もあるんではなかろうかというふうに推測されますけれども、待機児童解消に向けて、那珂市子ども・子育て会議にてしっかりと対策を講じてほしいと思います。

待機児童解消につきましては、認可外保育施設を利用するという選択肢も今後は想定されますので、市内に6施設あります認可外保育施設の利用者は現在どれぐらいいらっしゃいますか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

現在、認可外保育施設を利用している市内の児童数でございますけれども、市内の施設ばかりでなく、市外の施設をご利用になっている児童もおりますので、詳細な数字につきましては把握が難しいところでございますけれども、おおむね160人程度であろうというふうに見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 現在利用されている方は160人程度ということですよね。認可外施設 も無償化の対象になりますが、指導基準を満たしていなくても5年間の猶予措置があるとい うふうに聞いております。認可外というふうに聞きますと、保育の質も安全性の点でも不安 に思ってしまいます。指導基準の確認はどのように行っていますか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

市内の認可外保育施設につきましては、保育の安全性確保の観点から、企業等が事業所の 従業員の子供を保育する事業所内保育施設におきましては2年に1回、それ以外の認可外保 育施設につきましては毎年、こども課の職員、それから菅谷保育所の保育士が訪問しまして、立入調査を実施しております。現在、市内にある認可外保育施設で基準を満たしていないという施設はございません。今後も保育の質を確保、向上させていくためにも保育施設への立入調査を継続して実施しまして、助言指導を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 現在、認可外保育施設は基準が満たされているということでございますけれども、これは保育基準の認可施設の最低基準ということになりますんで、今回の無償化では、この認可外保育施設の認可施設への移行も進めていくというふうに聞いていますので、さらに保育の質を確保及び向上させる意味でも、年1回程度と言わずに助言指導の機会をふやしていただきたいなというふうに思います。

次に、保育施設での行事費や通園バス代、給食食材費などは対象外となるんでしょうか、 お聞きします。また、多子世帯などは無償化で負担増になる世帯が出るという可能性があり ますが、対応はどういうようになりますか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

保護者から実費で徴収している費用、いわゆる通園送迎費と行事費、食材料費等につきましては、無償化の対象外となります。現在、3歳から5歳までの保育施設を利用する児童の御飯に当る主食費は、保育料とは別に実負担となっておりますが、食材費である副食費、こちらにつきましては保育料に含まれるという扱いになっております。これが保育料無償化に当たり幼稚園と同様に副食費も実費徴収されるということになります。

そこで、多子軽減措置によりまして、保育料が無料となっている世帯は負担がふえる結果 になるのではないかなという、そういった心配もされるところでございますけれども、副食 費につきましても免除制度が取り入れられることになっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 食材費等も無料ではないということなので、有料となって徴収されるということで、保育園は無料になりますけれども、全部ではないというので、大変不安を持っていらっしゃる方がいるんで、その辺は考慮していただけるということで、わかりました。次に、無償化の影響とその行政の対応について伺います。

保育行政への影響はどのようなものがあって、その対応はどうしていくのかお伺いします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

幼児教育・保育無償化によりまして、両親ともに就労しようとする世帯がふえることが予想されます。このことによりまして、さらに保育のニーズが高まるものというふうに考えて

おります。今年度は第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定する年でもございます ので、そういったことへの対応を踏まえ、計画を策定してまいりたいというふうに考えてお ります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 1号認定から2号認定への切りかえがふえること、それから特に3歳 児の待機児童の増加、これは懸念されますけれども、保護者の就労へのフォローも含め十分 な対応策を協議し、待機児童の解消も一緒に図っていただきたいなというふうにお願いした いと思います。

それでは、次ですが、幼児教育の無償化による事務の変更点、これはどのようなものか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

市の保育担当職員の事務につきましては、幼稚園入園児童の教育認定から保育認定への切りかえ、それから認可外保育施設等を利用された方への給付事務などが新たに加わることによりまして、事務量も相当量ふえるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 無償化による事務量の増加、相当なものだというふうに答弁されましたが、実際は各認可保育施設ですね、保育所等においても、給食の食材費等々、実費徴収ということで、新たな事務がふえる、また、管理もしなければいかん。滞納があれば、その督促もしなければいけないということで、非常に保育所でも事務量がふえます。その辺についても、市のほうで軽減策ということでいろいろと指導や支援をお願いしたいなというふうに思います。

次に、認可外保育施設、それからファミリーサポートセンター事業、こちらも無償化の対象になるということでございますけれども、こちらの影響はどのようなものがあるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、保育の必要性が認定され、認可保育所 や認定こども園を利用できていない方が利用する場合に限り、無償化の対象となります。そ ういったことを考えますと、今後、利用者の件数につきましては、無償化の影響を受けて大 きく伸びるということはないのではないかなというふうに考えてはおります。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。

○9番(寺門 厚君) 利用増が余りないということで、その無償化の影響はそんなに受けないよということでございますけれども、いずれにしましても利用される方はいらっしゃるわけで、やはり求められる保育の質というもの、それから安全性の確保、これについては十分に注意をし、向上するように継続して指導のほうをしていただきたいなというふうに思います。

次に、無償化後の各保育所の給食費の副食食材費ですね。こちらの支払いはどのように変っていくのか伺います。また、実費徴収となっても市民税非課税世帯やひとり親世帯等への配慮がされるのかどうか、こちらも伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

市としましては、給食費の副食費の支払いにつきましては、行事費等の徴収と同様に各保育園での徴収を考えております。また、市民税非課税世帯や年収360万円未満相当の世帯におきましては、ひとり親世帯も含めまして無償となります。さらに、多子世帯における第3子以降の副食費につきましては、全世帯で無償ということになります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 食材費、こちらについては徴収ということになりますが、今までは市のほうから保育費ということで支払って、園のほうにはですね。実際、市のほうで保護者の方から徴収をしていたわけですけれども、これが今度直接園のほうで徴収をするよということになるということですよね。その辺、今まで市へ払っていたものを今度は園のほうへ払うということになるんで、その辺も結構な事務量、手間暇かかるということなんで、その辺については、これは市のほうで徴収というのはできないんでしょうか、伺います。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- **〇保健福祉部長(川田俊昭君)** そちらにつきましてもなかなか難しいかなということで、保 育園のほうでの徴収をお願いしたいということで考えております。 以上でございます。
- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **〇9番(寺門 厚君)** わかりました。今後検討していただきたいなというふうには思います。 先ほどの答弁で、実費徴収となっても市民税非課税世帯やひとり親世帯と、こちらには配 慮がされるということなので安心しました。

現状でも現在の保育所関係につきましては、定員いっぱいいっぱいまで受け入れしており、 事務量の増加、きつい労働条件や処遇についてはなかなか改善されないままになっておりま す。これらは本来、無償化の前に改善されるべきはずでありました重要事項であります。今 回の無償化で一番しわ寄せが行っているのは、私は保育士さんのところではないかなという ふうに思います。 無償化政策で認可保育施設の整備や保育士の確保、育成、処遇の改善などの政策が停滞しないように、本市としてはどのように考え、改善していくのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

認可保育施設の整備につきましては、先ほども申し上げました子ども・子育て会議に諮りまして、今後の保育を必要とする児童の人数等を踏まえた上で協議をしていかなければならないというふうに考えております。

民間保育所に勤務する保育士の処遇改善、こちらにつきましては、国の制度に基づいた制度を取り入れまして、賃金アップに努めております。また、保育士の業務負担軽減のため、周辺業務として、清掃業務や給食の配膳等を行う者を配置する際の賃金補助、さらに、保育補助者を雇い上げする際の賃金補助、こちらを行いまして、保育士の確保、それから離職防止等に取り組んでいるというところでございます。

しかしながら、引き続き可能な限り処遇改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 保育士さんの処遇改善、それから確保に最善の努力をお願いしたいと 思います。

それからもう一つ、保育士さんにかかわる点ですが、配置基準ですね。これ1歳児ですと6対1、これがありますが、これでは安全基準としては十分ではありません。それから、幼稚園の満3歳児は、保育所の2歳児と同等ですが、こちらについては35対1のままということで、こちらも安全性の確保が不十分ということなので、こちらの改善もぜひ取り組んでいただきますよう要望しておきます。

幼児教育・保育の無償化による市の財政負担についてお聞きします。

どれぐらいあるのか、またその影響はどのようになるのかお聞きします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

今年度につきましては、無償化された保育料の部分につきまして全額が国の負担となりますが、来年度以降につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担しなければならないということになっております。現在、市に入ってきます利用者が負担しています保育料が大幅に減となることによりまして、結果として市の負担としましては、来年度は平成30年度と比べますとおおむね4,000万円程度の負担増となるのではないかなというふうに見込んでおります。

市の財政におきましては、多少の影響を受けることになろうかというふうに考えるところ でございます。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 市の財政負担は約4,000万円ふえるということですよね。これによって、外の事業への影響が出ないように、また事務量の増加については広域で効率化を図るなど、負担軽減に努力いただきたいなというふうに思います。

今回の幼児教育・保育の無償化の内容を見てきましたが、少子化対策の一環で、子育て世帯の負担軽減目的、これについては達成されるのかもしれませんが、しかし、市や認可保育施設、保育者等については経費負担増や事務量の増大、保育士不足等々、本来の保育制度の充実が前進していないように感じます。やはり保育制度の充実を促進するためにも、待機児童の解消、保育者の処遇改善、保護者負担の軽減、これは給食費の無償化などですね、についても今後も議論し、改善していく必要があるかと思います。執行部からも、国や県に対して改善を要望していただきますようお願いしまして、この項の質問を終わります。

次は、最後になりますが、農業の振興についてでございます。

こちらについては、本市は農業は基幹産業と言いながら、この10年間、もうかる農業への 転換が果たせないままとなっており、生産、販売、消費がうまくかみ合っておりません。特 に生産者、担い手、後継者不足は深刻であり、生産基盤である狭小農地の集積と耕地1区画 当たりの耕作面積の拡大と、土地改良とほ場整備、脆弱な販売体制の改善は喫緊の課題であ ります。今から手を打たないと5年後は高齢化による担い手も大幅に減少し、耕作放棄地だ らけになってしまうので、何とかしてほしいと、兼業農家の方々、また認定農業者からの悲 痛な声をお聞きしております。

この状況については、5年前から既に言われておりまして、農政課のほうにも都度都度、 その改善の提言をされるよう一般質問でも何度か取り組んでまいりました。しかしながら、 このもうかる農業への転換と後継者確保というのはなかなか難しい問題がありまして、現在 改善には至っていないというのが現状ではないかなと。

もう本当に今5年後にはもう後継者がいなくなるよといっても、大体皆さんも、いや、まだやれる人がいるんで大丈夫だよという、そういう安心感を持っておられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、実際そういうことはないんで、今やっていただかないと、本当に農業をやる人、この那珂市の基幹産業である農業がだめになってしまいますので、ぜひお考えをいただきたいということで、再度、きょう質問をさせていただきます。

農業後継者の確保、育成についてが最初ですけれども、後継者不足は本当に深刻な問題となっておりますが、農業の担い手及び新規就農者の状況はどのようになっているのか、過去3年間の実績について伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

本市の認定農業者数でございますが、過去3年間の実績でございます。法人、個人を合せ

まして、平成28年度が86人、29年度が87人、30年度が84人となってございます。そのうち新規に入られた方、認定された方につきましては、平成28年度は3人、29年度は4人、30年度が4人という状況でございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 認定農業者の方は現在84名ということで、これも5年前から比べると減少しているなということが言えますね。それから、新規就農者が3人から4人、毎年確保できているということで現在はこの認定農業者については横ばい状態ということはわかりました。

それでは、担い手不足解消及び新規就農者をふやすための対策等というのはどういう手を 打っていらっしゃるのか。また、その効果は出ているんでしょうか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答え申し上げます。

担い手不足の解消につきましては、新規で就農を希望する方との個別面談の実施、それから新規就農者を育成するための補助金等の交付を行っているところでございます。その効果といえるかどうかわかりませんが、先ほど答弁しましたとおり、年間約三、四人の新規就農者がございます。

なお、今年度につきましては、新たに既に4名の担い手の認定がしてございます。そのうち20代、30代の若い担い手の方もいらっしゃいます。全体的に見ますと、担い手の数につきましては横ばいではございますが、高齢化には若干歯どめがかかってきつつあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **〇9番(寺門 厚君)** 20代、30代の方も認定農家の中でふえているということなので、高齢化、その点については歯どめがきいているということなので、安心をいたしました。

しかしながら、今後減少傾向が続くものというふうに、続くのは間違いないということだと思いますので、この認定農家さんだけで本市の生産高、45億円の農業を守っていけるのか、拡大していけるのかということになると、決してそうではないというふうに思います。認定農業者さん以外にも、兼業農家である小口農家さんがたくさんいると思います。こちらの方々に対しては、奨励金もなければ経営安定化策の提案もないといった状況になっております。こういった小口農家の方々にも300万円、400万円という、稼げる農業の提案というのをぜひとも実行していただきたいなというふうに思います。

そこで、担い手にとってもうかる栽培作物、この作物ですね、これについてもなかなか提案がされていないという状況があるんですが、ぜひとも提案してほしいということで、実際はどうなんでしょうか、提案はされているんでしょうか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- **○産業部長(篠原英二君)** 議員からは以前から提案するようにというようなご質問があったかと思います。実際には担い手さんの耕作面積であったり、それから作付をする作物、個々に経営状況が異なりまして、現状としてはまだ高収益の作物の提案は行っていないというのが実情でございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **〇9番(寺門 厚君)** これもしっかりと、本当に提案していただきたいと思います。

それで、もうかる農業のためには何をつくればいいということも、本来重要な経営安定化策になるんですけれども、今、JAさんがもうかる農業をやるんだというところの方針から軸足を変えてしまっておりますんで、今はやっぱり農政課さんを頼るしかないと思いますんで、ぜひとも頑張ってやっていただきたいなというふうに思います。

担い手不足解消には、もうかる作物を栽培し、安定した経営ができる環境を整え、整備する必要があるということと、もうかる作物を生産する土壌、耕作地、この整備も重要な問題であるというふうに考えます。

そこで、生産基盤の整備と保全についてお聞きします。

現在、芳野地区のほ場整備や土地改良事業の進捗状況はどのようになっているのかお伺いします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

現在、芳野地区で進めている基盤整備の状況でございますが、飯田寄居地区及び辻鴻巣地 区、この2カ所で進めてございます。

なお、進捗状況といたしましては、両地区とも推進協議会の中で、今後の事業についての 進め方、担い手の確保など、今後の方針等について今現在話し合いを進めているところでご ざいます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 話を進めているということなので、これ中谷原の土地改良整備の失敗 例がありますんで、ぜひ同じ轍は踏まないようにしっかりと進めていただきたいなというふ うに思います。

この飯田地区については、整備後の生産高20%アップという認可条件があるというふうに聞いております。ということになると、必ずこの20%アップする作物を選んで栽培して、経営を改革していくということが必要になりますんで、やはり担い手の方へのもうかる作物の提案、これを早急に検討し提案していただけるよう重ねてお願いをしたいと思います。

次に、一般耕作地についてですけれども、農地集約化による耕地の適正管理が農地中間管

理機構で進められておりますが、この農地集約化の面積と、貸し手及び受け手というのはどれぐらいいるのか、ちょっと実績を教えてください。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

中間管理機構による農地集積面積でございますが、平成28年度が69.3へクタール、平成29年度が42.3へクタール、30年度が42.3へクタールとなってございます。

貸し手と借り手の人数でございますが、平成28年度、貸し手が193人、借り手が30人、29年度は貸し手が128人、借り手が26人、平成30年度は貸し手が148人、借り手が27人となってございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) わかりました。

集約化された耕地は、1区画面積の拡大や排水性改良、道路整備など、簡易土地改良は実施されているんでしょうか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- 〇産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

現在までのところ、農地中間管理事業により集約化された土地について、簡易的な土地改 良事業等を実施した地区はないというふうに聞いてございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- **〇9番(寺門 厚君)** 実施したところはないというふうなことですが、ただ集約しただけでは、生産性も改善されず、収益性の高い作物の提案もないということになると、これは何のための耕地集約化なのかということですよね。よく考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、今後農業担い手確保のためにも市としてほ場の再整備やあぜの撤去による区画拡大等、小規模な土地改良を実施していくよう提案しますが、いかがですか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

担い手の方が耕作しやすいほ場の整備や区画の拡大など、耕作の効率化を進めるためにも 議員がおっしゃるとおり、土地改良事業の推進につきましては市としても大変重要であると いうふうには認識してございます。今後につきましても現在進めております土地基盤整備事 業の早急な事業実施に向けまして、努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) しっかりと推進していただきたいなというふうに思います。しかも、

計画性を持って取り組むよう強く要望しておきます。

担い手確保にはもう一つ重要な事項がございます。それは担い手の生産した農産物をどこで販売していくかということです。これについては、現在、那珂市における農産物や加工品を販売する拠点というのはどういうところがありますか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

現在、市内におきまして農産物や加工品を販売する拠点といたしましては4カ所かと思います。位置的には、JA常陸の直売所が後台、それから瓜連地区、その外、菅谷地区のとんがりはっと、鴻巣地区にはふれあいファーム芳野がございまして、全部で4カ所でございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 現行の販売拠点4カ所ということでございますが、いずれもこの4カ 所については経営状況が厳しいと聞いております。今後、市としては那珂市の農作物等の販 売についてどのように考えていくのか伺います。
- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

直売所は、生産者と消費者が直接交流することができる販売形態ということなど、今後の那珂市として地産地消を進める中におきましても、大変重要な拠点であると認識してございます。今後の直売所機能の継続化、さらなるPRなども含めまして、売り上げ向上に向け、市としても積極的に展開してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 売り上げ向上に向けた市の積極的な取り組みを期待しております。 次ですが、今、芳野地区には農産工房、ふれあいファーム芳野というところがございます。 こちらは加工所があり、それから会議室等のある多目的ルーム等もあり、環境についてはた め池もあって、桜の名所でもあります。那珂市の観光資源としても活用できるという、これ

こちらは加工所かあり、それから会議室等のある多目的ルーム等もあり、環境についてはため池もあって、桜の名所でもあります。那珂市の観光資源としても活用できるという、これは他の販売拠点にはない地域資源がございますので、これをどのように活用していくのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

農産工房、それからふれあいファーム芳野につきましては、市農業活動の拠点と位置づけており、6次産業を進める中におきましても大変重要な拠点であると認識してございます。 議員おっしゃるとおり自然も多いということでございますので、移住体験ツアーでの農業体験、それから昼食場所での利用、その外にも利用方法などを模索しながら、今後につきまし ても地域資源を最大限に生かした利活用方法を検討してまいりたいというふうに思ってございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 寺門議員。
- ○9番(寺門 厚君) 市の管理の土地でございますけれども、今、指定管理者ということで農産工房やその外の施設については鴻巣のふれあい駅舎ワーキングチームが管理をしているということになっていますけれども、やはり直売所にしましても、誰に売っているのかという、その売り先の顔が見えないという状態があります。それから、直売所という概念、これがやっぱり悪さをしているんじゃないかなというふうに思いますので、直売所というこの従来のイメージをやめて、あるいはその呼び方もやめるということで、新たな食と農のふれあいランド芳野、こういうイメージで、生産者は消費者へ新鮮でおいしいヘルシーな食材を提供していく、生産のプロに徹していくと。それから、販売、経営は民間企業を活用するなど、それぞれプロに徹した経営をぜひともそういう内容で今後進めていくというようなことも検討していただきたいなということで要望をしておきます。

最後になりますが、やはり本市においては、この農産物を中心にといいますか、そのほかいろんな加工品もございますし、さまざまな特産物がございます。これらを地産地消といいながら、4拠点ですね、販売拠点は。それしかございません。どうしても、やっぱり道の駅にかわる総合物産センター的な販売拠点をぜひ設置して、太田の道の駅や大宮のかわプラザに負けないような、この販売拠点というものをつくっていただきたいなということと、その生産者についてももっともっといいもの、おいしいものをたくさんつくっていただけるように、また市のほうからもご指導をいただきたいなということで、私の一般質問を終わります。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告1番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(君嶋寿男君) 再開いたします。

◇ 助 川 則 夫 君

○議長(君嶋寿男君) 通告2番、助川則夫議員。

質問事項 1. かわまちづくり支援事業について。2. 那珂西部工業団地への企業誘致に

ついて。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

[17番 助川則夫君 登壇]

○17番(助川則夫君) 議席番号17番、助川則夫でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日の質問事項に関しましては、人口減少が我が国におきまして進んでまいっております。 この大きな問題を少しでも和らげる、あるいはまた減少を食いとめる事業の一つに、一助に なればということで2つの事項につきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、かわまちづくり支援事業につきまして、順次質問をさせていただきます。

我が国は、少子高齢化が進む中、地方自治体は地域のさまざまな潜在資源を活用し、人口減少の加速に歯どめをかけ、可能な限り緩やかにしなければ今日の熾烈な自治体間、また地域間競争に勝ち残れない時代に突入をしておると考えます。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の将来人口推計によりますと、11年後の2030年に5万人台を切り、4万9,000人台、21年後、2040年は4万6,000人台、31年後の2050年は4万2,000人台と、着実に人口減少の一途を推計されております。

急速な人口減少は、自治体間の正常な行政運営に支障を来す大きな要因になると考えます。 にぎわいの創出を、そしてまた交流人口の増大等にスポット的に寄与する国の認可事業であります那珂川の河川敷を利活用する高床式環境整備工事というような正式名称を言うそうでありますが、いわゆるかわまちづくり支援事業でありますが、事業に係る総面積、また国、市、それぞれの総事業費はどれぐらいになるのか、あわせまして、本年度、かわまちづくり支援事業費の当初予算の積算内容の説明を初めにお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

かわまちづくり支援事業の概要でございますが、多目的広場を核としました河川空間の整備のほうを予定しており、戸多排水樋管の上流側で約3.5~クタール、下流側で約2.1~クタール、合計で5.6~クタールとなっております。

総事業費でございますが、国、国土交通省になりますが、施行分が約4億5,000万円、市施行分が約1億2,000万円、合計で約5億7,000万円を見込んでいるところでございます。

市施行分の経費につきましては、当初の計画より費用のほうがふえておりますが、日本サッカー協会からの多目的広場の芝苗、こちらの提供をいただく補助事業等を活用し、事業費の削減に努めているところでございます。

本年度の市の当初予算でございますが、多目的広場への芝張り、駐車場への砕石舗装、植栽、桜堤整備の土地取得などに約5,700万円を計上しております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 支援事業につきましては、堤外になります桜堤の設置もされる計画 になっておりますが、この用地買収の面積はどのぐらいになるのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

桜堤整備につきましては、面積のほう約1,800平方メートルのほうを予定してございます。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** この事業完成までの工事スケジュールと現在の進捗状況についてどのくらいか伺います。あわせまして、供用開始の年月もお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

この事業は、平成29年3月に事業登録されておりますが、現在、国が施行している工区の 工事は平成30年10月から実施されており、6月中旬に完了する予定となっております。

また、国の工事につきましては、今年度秋から別の工区の整備を開始する予定となっております。市の工事につきましては、国の工事が完了した部分につきまして、今年度下期から令和3年度にかけて整備を行いまして、令和4年4月の供用開始を予定しております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 当初計画されました予定どおりの供用開始になると想定されておる わけですね。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

工事の進捗状況にもよりますが、当初の予定どおり令和4年4月の供用開始を目指し、現 在事業を進めているところでございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) このかわまちづくり支援事業の周知をするために、いわゆる利用者 増を図るため、今日までどのようなことをされてきたのかお伺いをいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

PRの事業ということでございますが、戸多地区まちづくり委員会及び戸多地区の各自治会の皆様と市内スポーツ団体及び体育協会からご参加いただいたワークショップにつきましては、平成28年11月と平成29年8月の2回開催したところでございます。

その他の活動としましては、平成29年5月に事業計画を市民に広く周知する報告会、平成

30年7月に環境美化活動としてクリーン作戦、本年2月には事業場所ですね、事業地のほうを一般の方々に公開する工事見学会のほうを開催しております。また、毎年開催されております戸多まつりの場では、事業紹介のブースを設けさせていただき、地元への周知も図っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 周知を図るために今ご答弁いただきましたようにさまざまな会を開催されておられるようでありますが、それぞれの参加者の人数はどのような状況だったのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- 〇教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

それぞれの参加人数でございますが、ワークショップは1回目が76人、2回目が60人、報告会につきましては約400人、クリーン作戦は約80人、見学会は約60人の参加という状況となっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 事業敷地の利活用について、現在どのような利用が予定されておられるのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

計画といたしましては、戸多地区で開催されます祭りなどの各種イベントやグラウンドゴルフ等での利用、スポーツ団体による大会などが主な利用途として考えられております。また、多目的広場の外周に散策道路を設けることから、散策コースとして地元の方々の憩いの場として利用できるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 近隣には旧戸多小学校や総合公園など、近距離の公共施設との連携等も含めて利用され、利用率アップにつながる相乗効果についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

近隣にございます県植物園、静峰ふるさと公園のイベントと連動した会場利用や、総合公園やふれあいの杜公園などのスポーツ施設を利用した大会が考えられております。そうした近隣施設と連携しての利活用による相乗効果を生み出せるのではないかと考えているところでございます。

また、那珂インターが近いこともありますので、他市町村からの利用も見込めると考えております。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 施設の立地場所は河川敷であることも考え、また、進入道路も行政 界に接した場所でありますから、案内標識などの設置をし、利用者に対しての配慮も必要と 思われますが、そのようなことも計画に盛り込まれておられるのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

ご指摘のありましたとおり、案内板の設置につきましては必要であると考えておりますが、 設置場所に関しましては、今後関係機関と協議していきたいというふうには考えております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) このかわまちづくりのイメージとして、議長の了解をいただきまして、イメージ図をご提示させていただいておりますけれども、所管の委員会の課にお伺いいたしますと、まだ細部に関しまして、計画はされておられる図面ができつつあるようでありますが、所管の議会の委員会のほうにご提示をされておられないので平成30年の1月時点のイメージ図を皆さんのところにご提示をさせていただいておりますが、ごらんになっていただきますように、駐車場も上流部と、それから下流部に設ける予定になっておるようでございます。さらに、皆さんのところにお配りをさせていただいております下流部のほうの駐車場につきましては、その上の多目的広場の面の緑地面と芝生面が予定されておる場所でありますけれども、その駐車場の下流部分のところにも運動の施設ができるような計画がされておられるようであります。

現在、総合公園の駐車場の台数というのは何台ぐらい収容できるのか、今現在。お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

総合公園のほうの駐車スペースでございますが、駐車場としましては330台のスペースのほうを確保しております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) このかわまちづくり支援制度活用事業の計画では、上流部の駐車場、 そして下流部の駐車場合せますと400台近いですね、2カ所の収容予定をされておるわけで ありますけれども、利用者の利便性を考えて、当然この運動の施設の場所でありますんで、 大きな目的は、そういうことを考えますと、常設のトイレとか、あるいは運動をするわけで

ありますから、洗面台等の設置も当然必要になってくるのではないかというふうに考えるわけでありますが、計画ではどのようになっているのかお伺いをいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

トイレのほうにつきましては、当然のことながら大規模な施設でございますので、必要な施設と考えております。ただ、常設トイレ、または仮設トイレということで協議、検討のほうを重ねてまいりましたが、現時点の計画におきましては、工作物のほうの制限がある河川敷という特殊な事情もございまして、仮設トイレのほうを設置する方向で考えております。以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 台数に関しましては、運動公園よりも多い駐車台数が収容できるということは、最大限そのぐらいの駐車によって集まっていただける人数もかなりの人数を想定するわけでありますから、先ほど部長の答弁にありましたように桜堤なども整備されると、堤外に予定をされておられるようでありますんで、その桜堤なども利用されました土地利用ということで、常設のトイレ、洗面台設置を検討してみてはと。

また、幸いにその戸多のこの地域は、公共下水道の整備済みの地域でもあるわけでございます。そのようなことも考慮されまして、常設のトイレ、洗面台の設置を何としても設置いただけるような方向で検討をいただきたいと思いますが、再度答弁をいただきます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、仮設トイレのほうを設置する計画とはなっておりますが、供用開始後、利用状況により仮設トイレでの対応が困難と判断される場合には、 改めて常設のトイレの設置について協議してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 当初この事業計画では、利用者の利便性を高めるため地域内地権者の方々のご協力をいただき、取りつけ道路、行政側の言い分ですと、アプローチ道路とかというような名称でもって取りつけ道路2線の拡幅整備のための会合を今から1年半ぐらい前に説明会を開催されまして、地権者の皆様方のご理解をいただくためにお集まりをいただいて、会議を開いた経緯があるわけでございます。私もオブザーバーとして出席させていただきましたけれども、地権者の皆さん方、おおむね反対の意見もなく、協力しましょうというようなご同意をいただいた経緯がございますけれども、今日の動向を見ますと、30年度の工期が6月いっぱい、今月いっぱいで終了になる。そしてまた次年度、31年度の令和元年度の工事がこの秋口から入ってくるというようなことでありますけれども、その際、工事に当たっての道路の利用とか、その辺のところが支障ないために、そういう計画をされないまま、

実施されないまま今日に至っておるということは、これは作業、あるいは事業内容に関しましてはおおむね当初の計画どおりの予定でありますけれども、作業方法、搬入道路、あるいはまた大型機種の進入道路なんかも使わないで、最後までいくということの変更になったのかなということを考えるわけでありますが、その辺のところをお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

国施行事業の計画当初におきましては、土砂運搬等により大型車が頻繁に通行する予定でございましたが、国の施工方法が見直されまして、大型車の通行が大幅に減となったものでございます。また、国は堤防の保護のため、道路拡幅のほうは控えたいという考えもあり、拡幅は行わないという計画となったものでございます。

説明会のほうは開催いたしまして、地元の方にはご迷惑をおかけいたしましたが、地権者の方々には、計画が変更になった経緯について説明してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 地権者の皆さん方には1年半ぐらい前にそういうご了解をいただいた旨の会議の内容だったと思いますが、いつそのように国のほうから決定をされた時期になっておるんですか、これは。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

平成30年8月に行った国施行の工事の打ち合せの中で、国から施工方法変更の提示がございました。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) そうしますと、かなりの日数が、作業方針の変更から変わったわけでありますけれども、私自身、自分のところに、議員さん、拡幅の取りつけの道路に関してはいつごろ話が進んでいくんですかというようなお話を地権者の方からいただきまして、あと、今年度と令和2年、3年の年月があるんで、その間にあるのかなというようなことも含みを持たせた形で私は地権者の方にお話しさせていただいたところではありますけれども、それが変わって、当然、そのアプローチ道路と言われる2線の拡幅は一切しないで、この工事は最後までいくというようなことになるわけですか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- **〇教育部長(高橋秀貴君)** お答えいたします。

ご説明のほうでございますが、国施工分の詳細設計及び市施工分のほうの詳細設計を進めていく中で、設計の完了後に事業内容の説明もあわせた対応を考えておりました。議員ご指

摘のとおり、期間が過ぎてしまったことは事実でございますので、改めて今後地権者の方々には、計画が変更になった経緯をおわびし丁寧に説明してまいりたいというふうは考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 余りにも、こういった変更のしっかりと決定がされた時点からそういうものを皆さん方に協力をいただいておく会議を開いたままにし、そのままにしておいたということは、これは職務怠慢ですからね。とにかくそういうことを言いたくはないんだけれども、言わざるを得ないと。私らのところまでそういうことを聞かれて、私も今回一般質問をやらなければ、そういうことになっていくのかなということもはっきりわからなかったわけですから。この件に関しましては早急に地権者の皆様方に作業の仕方の内容が変わった関係上、各区、あるいはまたそれに伴う買収等もされない形で進んでいきますよというような会合を持っていただいて、ご了解を、謝罪も込めた形でお願いせざるを得ないと思いますけれども、部長、その辺のところを答弁いただきます。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) 先ほど申し上げましたとおり、詳細設計のほうができていない、 こちらのほうの事情もございまして、説明がおくれましたことは重ねておわび申し上げます。 計画の変更の経緯は、議員からお話があったように丁寧に説明していきたいというふうには 考えてございますので、よろしくお願いします。 以上です。
- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) そういった事象を対応をしっかりとされないと、行政不信につながる事態になってきます。さらにまた今年度は桜堤の用地の買収等もあるようでありますんで、地権者の方からご提示いただいて本当にできるんですかというような、疑心暗鬼のようなお気持ちを持たれますと、事業の進捗にも支障を来すことも考えられますんで。早急にその件に関しましてはお願いをいたしておきたいと思います。

それから、かわまちづくり支援事業は、国の用地を利用し、自然資源を活用し、地域の活力につながる交流人口の増加を図り、ひいては市の活性の一助にするための事業であると考えます。それには、地域、そしてまた利用者団体、行政が力を最大限出し合える、自助、共助、公助がしっかりと機能する事業にしなければならないと考えます。

ややもしますと、こういった事業は、始まった当座は利用者がある程度見込める形で、徐々に先細りになる可能性をはらんだ事業でありますので、そこでこの事業を円滑に機能するよう、運用と同時にその辺のところもしっかり取り組まなければならない運営協議会の設置をされまして、そういう継続的に長く愛されるこの事業になってもらえるようなことをやっていくべきではないかというふうに考えますが、執行部の考えをお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、完成後の円滑な利活用を推進するため、運営協議会等の設置が必要とは考えておりますが、施設の利活用や運営管理については完成まで期間がございますので、まず既に設置されている那珂市かわまちづくり支援制度推進協議会で今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 当然、供用開始になってスムーズな運用をするための提案でありますので、供用開始前の設置をしっかりとお願いしたいと思っております。

続いて、このかわまちづくり支援事業利用向上は、かかわりを持っていただく方が、地域 住民、利用者団体、行政とできるだけ多くの方にかかわっていただくことがこの事業の目的 達成の成功の鍵になると考えております。

そこで、この施設の名称等の決定におきましては、市民の皆様の公募等もされまして決定 していただきたいと、このように考えますが、執行部の考えをお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- 〇教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、完成後も市民に親しまれ、気軽に利用される施設となりますよう、 公募等で広く意見をいただく方法などを取り入れ、名称のほうは決定していきたいというふ うには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) どこの自治体もこういった公共の施設を開場いたしまして、10年近くたってきますと、その取り組みのかかわる皆さん方の熱意というのが開場、開設されたときに比べましては、利用の熱が徐々に下がっていかれるのが今までの各施設を見ますと、そういう状況がはらんでおる事業でありますんで、そういうことのないように持続、継続的に、この地がスポットのにぎわいの創出だけじゃなくて、那珂市全体の利用の仕方を考えていただきながら、この施設の優位性、あるいはまた利活用の多くをそれぞれのお一人お一人の認識をしっかりとお持ちいただいて、愛される地域になっていくことを望みまして、この事項の質問を終わらせていただきます。

次に、那珂西部工業団地への企業誘致についてをお伺いいたします。

那珂西部工業団地への企業進出は、平成7年、岐阜に本社を置きます森松工業株式会社関 東工場を皮切りに、現在5社が創業されて、製造工場が創業されておりますが、依然として 5へクタールが残地区画としてあいている状況であります。

平成に入りまして二十数年、その状況が続いておるわけでございます。今議会、先崎市長

の強い意向もあり、可能性への挑戦、那珂ビジョンの推進計画を策定されまして、議会のほうにお示しをいただいたわけでありますが、どのようにそれに伴い、企業誘致を進めていかれるのかをお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

この5月に策定いたしました那珂ビジョンにおきましては、基本方針である活力ある未来への投資という目指すべき姿として、那珂市の地の利を生かした取り組みへの投資を推進計画に示しております。その中で、那珂西部工業団地への企業誘致活動の強化というのを掲げさせていただきました。

特に那珂西部工業団地におきましては、交通アクセスもよく、昨年2月には所有者である 県による分譲価格の見直しを行っていただきまして、平米単価が2万600円から1万3,000 円に引き下がったということでありますので、今後、分譲の促進が大いに期待できるという ふうに考えているところでございます。

これまで以上に県との連携を強化し、積極的に企業誘致を推進していくとともに、市長を 筆頭に職員ともども民間企業の進出意欲について、アンテナを高くして情報収集に努め、企 業誘致に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 用地の値段につきましては、3割ほど単価を引き下げられて1年以上たっておりますが、その間、進出企業さん、予定企業さんから等々の引き合いはあったんですか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** 引き下げ後何社かから問い合せ等がありましたけれども、まだ実現には至っていないという状況でございます。
- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 先ほど申し上げましたけれども、せっかく那珂ビジョン推進計画の 策定をし、可能性を実現へと結びつけなければ、机上の空論になってしまいます。外の市町 村にない那珂市独自の優位性のある支援策、あるいは企業さんがぜひ那珂市に進出したいと いうような気持ちを持っていただくようなPRといいますか、策が必要であると考えますが、 その辺のところをお持ちなのかどうかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

現在、本市におきましては、立地や本社機能を移転する企業、設備等を新増設する企業に対しまして、固定資産税の減免や課税免除、電気料金に対する補助金の交付などの優遇制度を設けております。市に独自性、優位性がある支援策とのご質問なので、まずはこの工業団

地内に限った支援策として、ひとつお答えさせていただきます。

この工業団地は、茨城県産業再生特区に指定されているということから、那珂市復興産業 集積区域における固定資産税の課税免除により、対象企業に対する固定資産税を5年間課税 を免除するという措置がございます。

さらには、工業団地内に限らずの支援策として、まずは原子力発電施設等の立地市町村、 電源立地地域と俗称で呼んでいますけれども、こちらに該当する本市に立地した対象企業に つきましては、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金という交付制度がござ いまして、電気料の約4割を最大8年間補助が受けられるということになっております。

さらには、本定例会に議案を上程しております那珂市産業活動における活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置におきまして、対象事業の拡大をし、独自に行いまして、これまで製造業や情報通信業などに限定していた業種に加えて、先ほど申し上げました電気料などの恩恵を受けやすいホテル等の旅館業や成長分野として注目を集めております植物工場などを追加することで、広範囲の業種、分野の企業にも優遇制度を拡大しまして、これまで以上に企業の立地促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。

○17番(助川則夫君) 電気料の補助のメリットを受けやすい業種ということで、ホテル等というようなことも今答弁にありましたけれども、ホテルは無理かなという、立地の場所の関係でというような感触は持っておりますけれども、いずれにしましても残地の5へクタールの部分が喜んで継続的に永続的に立地していただけるよう、執行部のほうでも当然さまざまな努力をされますことをお願いいたしたいと思っております。

自治体におきましては、首長のよくトップセールスという言葉を使われる首長さんおられますけれども、先崎市長のこのトップセールスということを市長就任されてからこの件につきましてどのようなお考えをお持ちになられているのかお伺いをいたします。

〇議長(君嶋寿男君) 市長。

〇市長(先崎 光君) 助川議員さんからお尋ねをいただきました。

トップセールスという言葉はよく聞きますけれども、なかなか具体的に何をどうするんだということになると、すぐには進まないという状況もあります。しかし、私はこれまでずっと県議会の中でも、この工業団地の開発、あるいは企業誘致についてはいろんな面で取り組みをしてきました。知事に要望して単価を下げてもらったのも大変大きな成果だと思っています。これはこれまで、例えば同じ東京から100キロ圏内にある栃木県とか群馬県の工業用地に比べて、茨城は高かったんですね。なかなか下げられなかった。それを大井川知事が誕生したことによって、思い切って下げたと。最大4割以上下げたところもあります。そういったことも含めて、県内の雇用環境をつくっていく、企業誘致をして地域を元気にしていく

ということが大変重要なことなんで、これまでの取り組みに加えて、私も市長という立場になりましたので、これまで同様に、あるいはさらに職員と力を合せて、関係機関からも情報収集、いろんなものを含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど担当のほうからも引き合いも何件かあったという話がありました。ただ、最終的にまだ締結には至らないということでありますから、企業のほうもいろんなところを物色します。そういった中でここの地域が選ばれるようにこれからも情報発信をして、また職員ともども汗をかいていきたい、そのように考えております。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 西部工業団地につきましては、10アール当たり買収単価は520万円だったと思ったんだよね。それが値下げされても1,300万円ぐらいでありますんで、まだまだ買ったときよりは値段は高いなという感じはするわけでありますけれども、そういう事情がありますけれども、さらなる市長を先頭に執行部のご努力を期待したいと思っております。続きまして、那珂西部工業団地に進出されている5社の現在の雇用状況はどのようになっておられるのか、また、那珂市民の就業者数はどのようになっておられるのかお伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

那珂西部工業団地には、議員もおっしゃったとおり、5社が立地しておりまして、工業団地への企業誘致に伴う雇用状況を把握するために、毎年調査を実施しております。本年4月1日時点での数値で申し上げますと、工業団地全体で1,060名の方が働いており、そのうち正社員の方は642名という状況でございます。

那珂市民の方につきましては、全体では168名の方が働いており、割合としては約16%、 正社員につきましては、那珂市民79名で、割合としては約13%でありまして、市民の雇用 につきましては、ここ近年は横ばいの割合で推移をしている状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 就業者数は正社員が、正規の社員さんは1,060名の中の那珂市民の方は79名というような人数でありますから、生産年齢者におかれましては、納税者の重要な役割を果たされるわけでありますんで、正規の就業者ができるだけ那珂市にとりまして、多くなっていただくことを望むわけでございますけれども、さらに本市の就業者につきましては、できるだけ本市の方を優遇いただけるようなことも執行部のほうからお願いするというようなことはどうですかね。
- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

企業誘致につきましては、新たな雇用の創出や地域産業の集積、市税の増収や地域の活性

化など、さまざまに市勢発展の活力であると認識をしております。今後、本市におきまして も人口減少が懸念される中、安定した職を持ち那珂市に住み続ける、または移り住んでもら うことを進めていく上では、雇用機会の創出や確保というのは非常に重要な要素であります。 先ほどご答弁いたしましたとおり、ビジョンの推進計画に基づく企業の誘致活動を推進す るにあたり、具体的な進出企業があらわれた際には、市民の雇用について積極的に企業に対 して働きかけを行うことにより、安定した雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えている ところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- **〇17番(助川則夫君)** 当然、市税の増収アップに正規の就業者等が多くなれば貢献いただけるわけでありますんで、そういう状況をさらに進められるよう、お願いをしていただかなければならないと思いますが、先崎市長みずからのご所見をお伺いいたしておきたいと思います。雇用対策について。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市長。
- 〇市長(先崎 光君) 質問にお答えします。

やはり地域に活力がある、那珂市は住みよい場所だというふうに言われますけれども、さらに私は住みよさプラス活力というのを訴えてきました。そして、皆さんにごらんいただきましたけれども、那珂ビジョンの中でも、活力をつくろうと。そういった中では、この企業誘致はまず即効性のある大きな手法と考えております。

戸多地区にこの工業団地があって、これまでも多分、戸多地区の皆さんにもいろんな影響を与えてきた、働く場所ができたり、あるいは地域の中での交流ができたり、いろんなものがあったと思うんですね。そういったものをこれからも大事にしながらやっていく。なかなか経済情勢もありますんで、雇用が一気に伸びるという可能性もなかなかありません。しかし、着実に各社を見ると、毎年定期的に採用されている企業なんかもあります。そういった企業と、やはり情報交換をしながら、地元採用についてもご配慮をいただくというのは非常に大事なことなんで、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、私は地元の若い人が地元の企業で働けるというのは、これは当然一番いいことなんで、そういった意味では、高校生、実業高校なんかとも連携をとって、地元の雇用に結びつけていく、議員さんおっしゃいましたけれども、地元雇用枠なんていうのも本当はできれば、これは一番安心して子供たちが学校に行ける、そして就職できる、そういう道にもつながるわけでありますから、そういったこともやはりこれから模索をしていかなければいけないかなというふうに考えております。

いずれにしましても、那珂市のこのすばらしい地の利を生かすために、さらにやることが たくさんあると。そういった中で、地元の若い方々、仕事を求めている方々が安心してこの 地で暮らせるような、仕事につけるような環境をこれからもつくっていきたい。職員ともど も頑張っていきたい、そのように考えております。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 先崎市長、市長になる以前に、県議時代に、助川議員、西部工業団地への進出企業さんに対して那珂市民枠というのを設定していただけるような働きかけをやったらいかがですかねというふうなご提案もいただきましたけれども、議員一人からのそういうご提案というのはちょっといかがなものかなということもございました。首長である先崎市長の場合には執行権もあります。さまざまな工業団地さんの要望等もお受けいただくような立場でありますんで、その市民枠についてはなんとかできるような働きかけはいかがですか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市長。
- ○市長(先崎 光君) 今のご意見は、助川議員さん個人ではなく、当然戸多地区の方々をは じめとする那珂市民の声だと思いますね。地元の人をまず優先的に採用してくれと、使って ほしい。当然でありますので、そういったことも念頭に置いて、これからも工業団地の皆さ んとおつき合いをしていきたい。

周辺の状況を言いますと、例えば太田市さんなんかは、工業団地からもう出ていかれないように一生懸命御用聞きをやっている、そういう話も聞いたこともあります。やっぱり地元と密着する、地元と一緒に歩んでいく、そういう姿勢は企業も必ず持っていると思いますので、そういったことをまたこれからも探りながら、ぜひとも頑張っていきたい、そのように考えております。

- 〇議長(君嶋寿男君) 助川議員。
- ○17番(助川則夫君) 本日の2事項に関しましては、人口減少、一部の都市部を除いた国全体の自治体の問題であります。そのようなことを、減少傾向を緩やかにする、そしてまたできるだけこの地にとどまっていただく若い方々が雇用が優先的に確保できるというようなことが可能ならば、那珂市の人口減少が急速に進まないで済むような事象になっていくのではないかというふうに考えまして、本日、かわまちづくりはかわまちづくりで地域のスポット的なにぎわいの創出だけにならず、那珂市全体の底上げにつながるような施設を目指して、今後2年間、さらに執行部でもご努力をいただきながら、利活用ができるような施設になることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。
- O議長(君嶋寿男君) 以上で通告2番、助川則夫議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時01分

◇ 冨 山 豪 君

〇議長(君嶋寿男君) 通告3番、冨山 豪議員。

質問事項 1. 農業をとりまく環境について。2. 公の施設管理について。3. まちおこしと定住・移住について。

冨山 豪議員、登壇願います。

冨山議員。

[6番 冨山 豪君 登壇]

〇6番(冨山 豪君) 議席番号6番、冨山 豪。通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初の質問は、農業をとりまく環境とさせていただきました。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの増加のさまざまな課題が生じております。農林水産省が平成30年に発表しました日本全体の基幹的農業従事者の数は145万人、そのうち65歳以上の方が約6割にも上り、35歳未満の働き盛りの若者はわずか5%と、著しくアンバランスな状況になっております。

また、耕作放棄地は担い手の高齢化などによるリタイアに伴い、急激な増加傾向にあります。日本全体の耕作放棄地の面積は約40万へクタールぐらいあるとされ、滋賀県や埼玉県の面積に匹敵すると言われております。

茨城県で見た場合ですが、販売農家数、農業就業人口は全国の上位に位置しておりますが、 農業就業人口は年々減少しており、農業従事者の平均年齢も65.7歳と高齢化が進行してお ります。さらに、農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地も年々増加しており、現在の耕作放 棄地の面積は約2万4,000~クタールと全国平均を上回っており、農地の有効活用が課題と なっております。

そこで、本市の現状と、どのような認識を持っておられるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

本市は、水戸市、ひたちなか市に隣接しまして、従来におきましては農業を基幹産業として発展をしてまいりましたが、近年の状況といたしましては、議員がご紹介いただいたように農業を含みます第1次産業、第2次産業につきましては年々減少傾向にございます。その半面で第3次産業の従事者数が増加しているというような現状を認識してございます。

具体的な那珂市の産業別就労人口の割合につきましても、平成12年度の第1次産業が11.8%、第2次産業が29.4%、第3次産業が57.8%でございましたが、その10年後、平成

22年度には第1次産業が6.1%、第2次産業が23.7%、第3次産業は63.1%となっていることからも、議員ご指摘のとおり、農業離れによる農業従事者の高齢化、さらには農業の担い手不足が深刻化しているというような状況を認識してございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 全国や茨城県の状況と同じ問題が起きていて、深刻な状況であると認識されていることで、同じ思いを持っておられると感じました。

私もこの質問をするに当たりまして、似たような話になってしまいますが、少し本市の現状を調べてみました。平成17年には2,836人おられました農業従事者が10年後の平成27年には1,433人、約半数にまで減少してしまいました。それと同じく平成15年には3,280戸ありました農家総数も、平成27年には1,297戸と大幅な減少となっております。

耕作放棄地のほうは、平成19年には170ヘクタールあったようですが、現在153ヘクタールと、若干の改善は見られますが、およそですが、東京ドームに換算すると約33個分にもなる広大な耕作放棄地の現状があります。皆様もご存じのとおり、一度大きく荒廃しました農地はなかなかもとには戻りません。

そこで、深刻になってきている状況を改善することが大事になってくると考えますが、農業従事者の高齢化や将来に向けた農業の担い手不足による遊休農地や耕作放棄地の対策としては、どのような改善努力を行っておられるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

市といたしましても遊休農地や耕作放棄地を少しでも減らすため、市では農用地の流動化というものを進めており、人・農地プランによる効率的かつ安定的な農業経営を営む方に対しまして、農地中間管理事業などによる農地の集積・集約化を進めているところでございます。

今後につきましても、農業委員や農地利用最適化推進委員、県普及センター等と連携強化を図りながら離農された方々の農地が遊休農地や耕作放棄地などにならないよう対策を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) なかなか難しい課題だとは思いますが、まずはただいまの部長答弁にありましたとおり、各団体の連携をさらに強めていただきまして、本市も今以上に積極的にかかわっていただきまして、耕作放棄地の解消に当たっていただきたいと思います。

また、先ほど来申し上げております農業後継者や新たな担い手の育成については、先ほどの寺門議員より同じ趣旨の質問がありましたので、答弁はいただかなくて結構です。

先ほどの答弁にありました認定農業者となられる方がほぼ横ばい状態が続いているとのこ

とですから、この方々は那珂市で将来農業を頑張っていくぞという、いわば本市の農業の未来を担っておられる方々だと思います。本市の基本構想に合いました認定農業者の方がさらにふえますよう、これからもよろしくお願いいたします。

また、新規就農ですが、新しく農業を始められた方は初期投資であったり、コスト面であったり収入であったり、たくさんの不安が生じます。先ほどの答弁にありましたとおり、補助金等含めましたわかりやすい育成指導をよろしくお願い申し上げます。

今回の質問をするに当たり、地域で農業を営まれている方々にお話を伺いました。その 方々が口をそろえておっしゃっておられたのが農業のやりやすい環境整備です。分散、錯綜 した土地利用を調整し、農地の面的集積を進めれば、ほ場間の移動距離が減るなど、農作業 は効率化します。また、点在していたほ場を連坦化することで、農機具の大幅な削減につな がります。先ほど寺門議員より芳野地区の集積の質問がありましたが、本市の農地の集約に ついてはどのような形で行っておられるのか、現状を伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答え申し上げます。

農地の集約につきましては、農地中間管理事業を中心としながら農地のマッチングなどを図りつつ、担い手の方が耕作しやすいような農地の集約を図っているところでございます。 ちなみにでございますが、那珂市の集積状況を申しますと、平成29年度の実績で、那珂市の対象面積4,190~クタールに対しまして、集積面積は884~クタール、集積率では21.1%という状況となってございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 対象面積4,190ヘクタールに対して集積面積884ヘクタールで集積率が21.1%という状況だということですが、いろいろ努力されているのも察しますが、まだまだほど遠い道のりがあると思われます。

集積・集約化をスピーディーにスムーズに進める上で、市のかかわりは大変重要であると 考えますが、今後どのように進めていくのかお考えを伺います。

〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。

以上でございます。

○産業部長(篠原英二君) お答え申し上げます。

土地の集約化によりまして、担い手の方が効率よく耕作することができること、それから 高収益化を推進する中におきましても、土地の集積・集約化につきましては、今後さらなる 推進を進めていく必要があると考えてございます。担い手の方への耕作を行いやすい農地集 約化を構築するためにも、現在計画しております農地の基盤整備事業の推進や農地中間管理 事業によるさらなる集約化によりまして、担い手の方への集約化を推進しながら、市といた しましても、県、JAとも協力を図りながら推進をしてまいりたいと考えてございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) ぜひとも農地中間管理機構を上手に活用していただきまして、県、JAとも連携協力を深めていただきまして、スピーディーに農地の集約化を進め、作業の効率化、低コスト化による農業経営の安定に向けて努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そしてもう一つ、農家の経営安定に向けて欠かすことができないのは、生産しました農作物を販売する場所の確保だと思われます。多く作物をつくられている方々はJAなどの販売のルートに乗せ、市場などに出荷することができますが、小規模に営まれている方々は販売場所の確保が大変重要になってまいります。

そこで、国道118号の4車線化に伴い、現在ありますJA常陸瓜連直売所が計画路線上にありますが、今後どのようになると聞いておられるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- 〇産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

今般の118号の4車線化に伴いまして、瓜連の直売所に関しましては、本年の7月に閉鎖するというふうに聞いてございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 移転ではなくて閉鎖ということで、まことに残念であると思います。 先ほども申しましたが、農家の生産意欲向上のためにも販売をする場所の確保は必要であ ると考えられますが、市としましてどのように考えておるのか伺いたいところでしたが、先 ほどの寺門議員の質問とも重なりますので、答弁のほどはいただかなくて結構です。

先ほどの答弁の中に今後直売所機能の継続化及びさらなる拡充につきましても市としましても働きかけてまいりたいと考えますとありましたようですが、ぜひとも積極的な働きかけをよろしくお願いいたします。

那珂インターチェンジは、皆様方もご存じのとおり、奥久慈の玄関口に当たります。特に春や秋の観光シーズンなどに、おそらく奥久慈、その先に向けて向かおうとする観光バスをたくさん見かけるときがあります。この方々が本市を素通りしてしまっている現状を非常にもったいなく感じております。

そこで、前にもお願いしていることではありますが、観光バスなどがとまれます大きな直 売所、もしくは道の駅などを考えてみてはどうか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

直売所に加えて道の駅につきましては、駐車場やトイレ等の休憩機能、または道路や観光情報等を提供する情報発信機能など、多機能を有する拠点施設として、地域活性化に有効な地域資源であると認識しているところであります。

道の駅に限らず、こういった多機能を有する施設を整備することにより、地域ににぎやかさが創出されるとともに、交流人口や関係人口の増加などが見込まれ、シティプロモーションの観点からも市のさらなる魅力づくりに寄与するものであると捉えている施設でございます。

したがいまして、施設の整備には都市計画法や建築基準法等の法的規制など制約等課題もたくさんありますけれども、来訪される方に市の魅力を発信し、来訪者を呼び込めるような基盤を整える必要があるため、第2次那珂市総合計画の土地利用構想や那珂ビジョンにも掲げられています那珂インターチェンジを活用したまちづくりということで、研究する際には、道の駅の機能も排除せずにさまざまな可能性について調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 前回質問させていただきましたより前向きな答弁をいただきましたこと、感謝いたします。

道の駅の計画には、過去の経緯を含めまして賛否両論あるのはわかっております。しかしながら、近隣市町村を見ますと、地域のにぎわい創出、農産業の活性化に貢献しているのは紛れもない事実でございます。先ほどの答弁にありましたとおり、さまざまな角度から可能性を調査研究、よろしくお願いいたしまして、この質問を閉じさせていただきます。

続きましての質問は、公の施設管理とさせていただきました。

過去にも市営住宅や那珂聖苑について質問させていただきましたが、今回はらぽーるを中 心に伺いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、現在らぽーる内に設置しておりますトレーニング施設は、いつどのような目的で設置されたのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答えいたします。

現在らぽーるに設置してありますトレーニング施設でございますが、こちらに関しましては、合併前の平成10年、瓜連町中央公民館にかわる施設といたしまして、保健センター、福祉センター、そして生涯学習センターの機能を持つ総合保健福祉センターとして開館いたしたところでございます。議員がおっしゃるトレーニング施設につきましては、住民のリハビリや体力の維持、そして健康増進を目的に、機能回復訓練室という名称で設置したものでございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(富山 豪君) リハビリ利用や体力維持や健康増進などの目的で機能回復訓練室の名称で設置されたということですが、私も何年も前からいく度も利用させていただいております。長い歴史もありますし、これまでにたくさんの方々が利用されてきたことだと思います。

最近、何年間かで構いません。利用者の推移と市内、市外の利用者の状況はどのようになっているのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

平成28年度からの3年間の状況でございます。平成28年度の利用者は8,155人、平成29年度は8,299人、平成30年度は6,586人となっておりまして、3年間の平均でございますが、7,680人でございまして、割合としましては、市内が約45%、市外が約55%となっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 過去3年間で、2年間は8,000人を超えていて、昨年度が少し寂しい 気がしますが、6,000人を超えていて、市外の方の利用が若干ですが、多いということです が、たくさんの方々が利用なされているんだなと、率直に感じました。

そこでですが、この施設の名称となっております機能回復を目的として利用されている方がどれくらいおられるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答え申し上げます。

利用者の利用目的につきましては、確認は行っておりませんので、どのぐらいの方がこの 身体の機能回復ということに利用しているかというのは、申しわけございませんが、把握し てございません。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- **〇6番(冨山 豪君)** 利用なされる際、アンケートをとったり、利用目的を聞いたりしませんから、把握しないのがそのとおりだと思います。

そこで、機能回復室という名称ですが、時代とともに利用者の目的も変化しているように感じます。また、ちょっとわかりづらい名称も市民の皆様になかなか浸透できない原因なのかなと思いますが、もっとわかりやすい名称に変更を考えてみてはどうか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

平成10年に施設が開館しましてからそのままの名称で使用しております。周辺の市町村等を見ましても、トレーニング室というようなわかりやすい名称になっているところが一般的でございます。

議員おっしゃるように、多くの市民の皆様がどのような施設なのかわかりやすい名称にしていくことも利用の向上につながる一つの方策であると考えるところであります。しかしながら、現在、施設そのもののあり方について関係課と検討している段階でございますので、

その整理が終わってからの判断になるかと思っております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- **〇6番(冨山 豪君)** わかりやすい名称がいいと、同じ認識を持っておられるようなので、 ぜひとも関係各課と総合的に整理なされた後に考えてみてください。どうぞよろしくお願い いたします。

次に、施設の中身ですが、この機能回復訓練室、設備としましてどのようなものが置かれているのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答えいたします。

現在設置してある器具につきましては、屋内でランニングやウオーキング、そして自転車型の器具が設置してございます。その外、大胸筋の筋力を高める器具など8種類8台を設置しておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 器具が8種類8台とのことですが、随分と申しますか、かなりといいますが、使用できる器具が減ってしまって、寂しく感じております。昨年度の利用者が1,000人以上減少してしまいましたのも、このあたりに原因があるのではと感じております。また、利用なされている市民の方から、設備に不具合があると伺っております。どうでしょうか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたような器具が現在利用できる器具となっております。故障等が発生した場合につきましては、随時修繕して利用するように対応しておりますが、古い器具につきましては、交換部品そのものがなく、修理できない状況でございます。このような場合につきましては、安全が確保できませんので、使用不可といたしまして、取り外すような形としているところでございます。

特にランニングやウオーキングを行う器具や自転車型の器具については、交換部品もなく 使用不可となることも多くなってきております。現在は利用できるものが少なくなってきて いるというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- **〇6番(冨山 豪君)** 何台もの器具が一度に全部故障したことはないとは思いますが、メンテナンスなど定期的な点検、整備は行っていたのかどうか伺います。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。

〇市民生活部長(桧山達男君) お答えいたします。

器具の点検につきましては、専門業者による点検を1年に1回、定期的に実施している外、 職員による目視点検も毎月行っております。専門業者による点検後の報告や職員の目視点検 において、異常等が見られれば部品の交換や修繕を行っておるというところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- **〇6番(冨山 豪君)** きちんと専門業者により実施しているとのことなので、また、たくさんの方々が利用している器具ですので、器具自体の寿命が来たことだと思います。

それで、ここからはこれからの話になりますが、この機能回復訓練室、たくさんの市民の皆さんに知っていただいて利用してもらうために、平日などの利用者が少ない時間を区切りまして、市内のお年寄りの方に開放してみてはいかがでしょうか。最近では人生100年などとも言われております。さらに健康寿命が延びることで、ちょっと大げさな話になるかもしれませんが、医療費の削減につながることになるかもしれません。どうでしょうか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答えいたします。

機能回復訓練室の利用につきましては、時間帯を問わずにさまざまな年齢層の方が利用されているものでございます。それぞれのライフスタイルに合わせて使用しているのが現状でございまして、平日昼間の時間帯を高齢者に開放してはというご提案でございますが、なかなか現状では難しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 難しいとのことですが、器具の台数にも限りがありますし、料金を払われた方が利用できなくなるおそれも生じてしまうということからですから、残念ではありますが、納得いたします。

この機能回復訓練室のまとめでございますが、今回の質問に当たりまして、施設の利用者の市民の方数人にお話を伺いました。皆さんほぼ同じことを言っておられ、安価で気が向いたときに利用できる現在の施設を存続希望しておられました。

そこで、現在のらぽーるで器具を新しく更新していただいて、継続運営をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答えいたします。

今後の見通しでございますが、先ほども申し上げましたように、現在施設のあり方や運用 につきまして、らぽーるの継続を含め関係課と検討を進めているところでございます。です ので、その後の判断とさせていただきたいと思います。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) ぜひとも継続検討のほどよろしくお願いいたします。

先ほど申したとおり、安価でジム施設の器具が手軽に利用できるのは、市民の皆様の健康 増進には大変よいことだと思います。昨年は利用者の数が減少してしまいましたが、その理 由は、施設の器具の充実度が故障などにより減ってしまったのが大きな原因だと思われます。 また、他市町村の利用者が若干ですが多いというのも、本市の住みよさを市外の皆様にアピ ールする上で、決してマイナスではありません。

また、頻繁に利用している市民の方が、知る限りですが、おそらく5年以内の器具の新規 更新はないとおっしゃっておられました。1回200円の利用料金をいただき、年間延べ人数 は8,000人程度、5年間で換算すると800万円ぐらいになると思います。先ほど無料開放の 答弁にありましたとおり、料金をいただいて運営しているとの整合性を考えれば、器具の更 新は計画を持って利用者のために行わなければならないと思います。くどいお願いになって しまいましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

せっかくの質問機会でありますので、施設の管理についてもう少し伺います。

先ほどより伺ってきましたらぽーる、皆様方もご存じのとおり、有事の際の拠点避難所となっております施設であります。このらぽーる自体に雨漏りがあると伺っていますが、修繕対応などの予定があるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答えいたします。

施設の雨漏りにつきましては、昨年度は東玄関に雨漏りがありまして、修繕をいたしたところでございます。また、屋上部分において、雨漏りの原因と見られる壁のつなぎ目のシーリングと言うゴム素材の部分が劣化しており、また、壁に亀裂等が見られる箇所がございましたので、現在修繕を実施しているところでございます。

今後も雨漏りにつきましては、原因の調査を含め随時対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 現在修繕対応をなされているとのことで安心いたしましたが、先ほども申したとおり、拠点避難所にも指定されております施設でありますので、できるだけ速やかな修繕のほどをよろしくお願いいたします。

それともう一つ、瓜連体育館も同じような状況、雨漏りがあると伺っておりますが、こちらはどのように対応なされているのかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- 〇教育部長(高橋秀貴君) お答え申し上げます。

瓜連体育館におきまして、特にひどかった器具庫付近の雨漏りにつきましては、昨年度、 平成30年度に実施いたしました耐震補強工事の際にベランダ防水改修工事を実施し修繕を行ったところでございます。また、室内の雨漏りにつきましては、暴風雨時に一部雨漏りがあることを確認しておりますので、こちらにつきましては、令和2年、来年度に実施予定の大規模改修工事の中で対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 来年度の大規模改修工事で対応を考えておられるとのことで、時間が少しかかりますが、よかったなと思っております。競技、スポーツなどで使うのがほとんどの部分を占めます。体育館であります。競技の際のけがにつながるおそれもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それともう一つ、バスケットボールを行う際に使うリングのネットが傷んでいるのを見かけます。修繕費用はそれほど高額にならないと思いますので、要望、相談などがあった際には対応していただきますようお願いいたしまして、この質問を閉じさせていただきます。

最後の質問ですが、まちおこしと定住と移住とさせていただきました。

現在、地方と呼ばれております地域には、都市部への人口流出や少子高齢化などによります人口減少という問題により、将来の自治体維持が著しく困難になってくると言われております。本市も例外ではないと思われます。

国としましても、地方創生と銘打ちまして、さまざまな取り組み駆使していまして、活力 ある地方をつくり、東京の一極集中の是正や人口減少に歯どめをかけるために取り組みを強 化されているのは、皆様もご存じのとおりであります。

本市の取り組みといたしまして、那珂市の住みよさを市内外の皆さんにもっと知っていただくために、いい那珂暮らし応援団がございますが、改めまして、このいい那珂暮らし応援団、どのような活動を行っておられるのか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

いい那珂暮らし応援団につきましては、那珂市が元気になる活動を心から応援してくれる 人たちの輪を全国に広げ、市と市民及び団体双方向の連携を通して市の知名度の向上と活力 あるまちづくりの推進を図ることを目的として、平成29年4月に設置をしたものでございま す。現在、個人会員467人、団体が31団体ということで、登録をして活動していただいてお ります。

これまでの活動の一部をご説明させていただきます。

平成29年度4月にはキックオフイベント、これは交流会やSNS講習会を兼ねて実施しました。55名の参加がありました。

8月には応援団ミーティング、こちらは写真の撮り方講座も兼ねて実施しました。22名の

参加がありました。

平成30年度8月、応援団の総会を実施し、こちらは交流会やSNS投稿者表彰も兼ねて実施をしました。63名の参加がございました。

10月には自ビールづくり体験会、こちらの自ビールのジの字は地域のジではなくて、自分のビールをつくるという意味なんですが、そういったビールづくり体験会を行いまして、15名の参加がありました。

翌年3月には住まいづくりフェア、こちらは不動産の物件案内やセミナーを実施しまして、 45名の参加がありました。

また、継続して実施をしております応援団のフェイスブックを活用した情報発信ですが、 こちらは29年度405件、平成30年度356件の情報発信をさせていただいております。

今年度も交流会や農業収穫体験、ビールづくり体験といった活動や応援団のフェイスブックなど、SNSを活用した地域資源などの情報発信を通して地域資源の活用や市への来訪機会の増など、地域の活性化に資する活動を応援団の協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- **〇6番(冨山 豪君)** さまざまな活動を通しまして、本市の魅力を発信されているとのことで、大変頑張っているなと感じました。

この活動のPRでありますユーチューブを使いましてのプロモーション動画であったり、「いい具合に田舎だからできる」暮らし、いい那珂暮らしのキャッチコピーを施したラッピングバスなど見かけることがあります。先ほど同様の感想となってしまいますが、頑張っているなと感じております。

そこで、これらの取り組み、肝心な部分になります。移住の促進につながる成果があった のか伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

定住及び移住促進のためには、最初にまず那珂市というものを知ってもらい、興味を持ってもらうことが重要であると考えております。そのためにシティプロモーションの推進及び相談窓口の開設などを進めてまいりました。

また、本市に興味を持った方に来訪してもらうために、市の地域資源や移住者の体験談などの情報発信を強化するとともに、移住体験プログラムを実施し、この取り組みの一翼をいい那珂暮らし応援団に担ってもらっております。

先ほどの答弁のように29年度は情報発信強化に向けた活動を中心に、平成30年度には地域資源の活用や移住・定住に直接的に結びつくような初めての活動として、応援団である地元の不動産業者などに協力いただき、官民協働で住まいづくりフェアを開催し、22組40名

の参加をいただきました。フェア参加事業者に確認できた範囲では、このうち3名の方が現在も継続的な協議を不動産業者と行っているそうでございます。

なかなかこの移住という部分でいうと、すぐに移住者がふえて効果が上がるというような たぐいのものではございませんけれども、少しずつ浸透しつつあるという実感を得ていると ころでございます。

こういった定住や移住を検討している方に対して、その段階に応じたさまざまな活動を横 断的に展開していく中で、引き続きいい那珂暮らし応援団の協力をいただきながら、移住・ 定住を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) たくさんの方に本市での生活に興味を持っていただきまして、住まい選びも具体的な相談に入っておられる方もおられるとのことで、すばらしい成果だと思います。これからもいい那珂暮らし応援団にはさまざまな活動を通しまして本市の魅力を内外に発信していただきたいと思いますが、この活動をさらに力強いものにするため、もう一つのアプローチとしまして、地域おこし協力隊を考えてみてはどうでしょうか。地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化が著しい地方において、地域以外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、意欲ある住民ニーズに応えながら地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした総務省が管轄する制度であります。

近隣の自治体もこの制度を活用していると聞いていますが、本市で活用を考えてみてはどうですか、伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 企画部長。
- 〇企画部長(大森信之君) お答えいたします。

議員のただいまの説明と重複しますけれども、地域おこし協力隊は都市地域から一定期間、地方への生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなど、地域おこしの支援や農林水産業への支援の従事などの地域協力活動を行いながら、地域の定住を希望する者を公共団体が地域おこし協力隊として委嘱をする制度でございます。この制度を導入する効果としましては、隊員自身は自分自身の能力を生かした活動や理想とする暮らしの発見をすることに結びつく、受け入れ先の地域においては、斬新な視点での新たな地域活動による地域の活性化が図れる。また、地方公共団体、市としましては、柔軟な地域おこし策の実施や定住者の増による地域の活性化が図れるというような期待が寄せられている制度でございます。

本市におきましても、人口減少や少子高齢化などにより低下をしている地域の活力の維持強化を図るため、担い手人材の確保が課題となっていることから、那珂ビジョンにおいても地域の活力を呼び起こす取り組みの一環として、地域おこし協力隊を位置づけ、制度導入に向けた調査研究を本年度から全庁的に進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) 同じ思いであり、調査検討を今年度から進めていただけるということ なので、大変うれしく思います。

通告にはありませんが、先崎市長は昔、青年団員として地域の町おこしに頑張っていたことを私も子供心にちょっと覚えております。この件に関しまして所見などございましたらよろしくお願いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市長。
- **〇市長(先崎 光君)** 冨山議員から地域おこし協力隊についてご質問をいただきました。

若いときからといいますか、やっぱりずっと地域を一緒に活動してきまして、地域に元気があるというのは、誰もがうれしいことであります。那珂市は非常に住みやすい場所、午前中の議論の中でも住みやすい場所という評価をいただいています。それにプラスして元気をどうつくっていくかということが大きな目標だというひとつお話をしました。那珂市全体を見れば、那珂市はそんなに人口減っていないとかいろんなことを言われますけれども、もっともっと細かく見ていくと、地域ごとにいろんな課題があります。そういう課題に向き合っていくのも、私は行政の大事な仕事かなと。当然であります。議員さん方も地域の中で一生懸命頑張っていらっしゃる、私たち執行部もそれを見習って、地域の細やかなところまで気配りをして、那珂市の地域発展、振興に努めていかなければいけないと思っています。

そういった視点で考えれば、例えば地域おこし協力隊というのは、非常に、県北地域、あるいは人口減少が激しいところ、若者文化がどんどん廃れている、若い人たちがどんどん減っている、そういうところばかりじゃなくて、やっぱり那珂市の中にも地域に応じた課題は必ずあるはずでありますので、そういったことを一緒に発掘していきながら、地域おこし協力隊という皆さんにそういったものを託せれば、そしてそれをきっかけに一緒にやっていければというのは大変大きな取り組みになっていくと思います。

ですから、そういった視点で、今、企画部長のほうからもありましたけれども、地域おこ し協力隊についても検討していますので、ぜひ皆さん方と一緒に那珂市のさらなる発展を目 指してやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 冨山議員。
- ○6番(冨山 豪君) ありがとうございます。

よく地域活性化に必要なものは、今、市長もちょっと言いましたが、よそ者、若者、ばか者と言われております。ちょっと言い方がきれいではないので、言い方を変えれば、外側から見詰める客観的な目と勢いと奇抜なアイデアで、これまでにない新しい価値観を持ち込める人だと思います。新しい価値観を生み出すためには、今までの行動延長線上にない何か新しい行動が必要だと思います。その新しい行動が地域おこし協力隊制度ではないかと思っております。

ぜひ今までにない価値観であります地域おこし協力隊の力をかりまして、本市のまだ気づいていない魅力や可能性を見つけていただき、さらなる活力で定住、移住の促進につなげていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を閉じさせていただきます。

O議長(君嶋寿男君) 以上で通告3番、冨山 豪議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

〇議長(君嶋寿男君) 再開いたします。

◇小泉周司君

○議長(君嶋寿男君) 通告4番、小泉周司議員。

質問事項 1. 保育園の無償化について。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

[1番 小泉周司君 登壇]

○1番(小泉周司君) 議席番号1番、小泉周司でございます。よろしくお願いいたします。 3月の議会に続きまして、私自身、2回目の一般質問になります。やはりまだなれていないといいますか、この場に立って皆さんの顔を見ていますと緊張するところがございます。 また、やはり重みというものも非常に感じておりまして、責任感を感じるところでございますので、私なりになれない中で精いっぱい質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の一般質問に臨む姿勢でございますけれども、議員活動の中で市民の方からいただく意見、それから疑問点、そういったものに私なりの行政経験23年間の経験を加味しまして、私なりにかみ砕いた政策提言、それから質問を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

今回の質問でございますけれども、保育園の無償化についてということでお尋ねしていき たいというふうに思います。

この質問に関しましては、午前中、寺門議員が行っておりますので、かなりかぶる部分は ございます。私は現状、それからどのように変わるか、そしてその対応について聞いていく 中で、どうしても改めて聞く必要がある部分がございますので、重なってしまう部分がござ いますけれども、そこの部分はご容赦いただきまして、執行部の方にはご答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

本年5月10日、改正子ども・子育て法案が成立しまして、本年度の10月より幼児教育の無償化が決定したところでございます。これにつきましては、財源は消費税の増税分ということで、8%が10%へ増税されるということで、2%の増税で5兆6,000億円増税が見込まれると。今回の無償化には、そのうちの7,764億円を使うということでございますので、増税分の約15%を使って、この無償化が実施されるということがございます。

ただ、この消費税増税、今いろいろと騒がれております。実際にされるのかどうかというところもございますので、増税がされなかった場合にこれどうなるんだという心配はございますけれども、現在のところ増税されるということで進んでおりますので、この無償化についても実施されるという前提のもとに質問を進めさせていただきたいと思います。

この無償化について、まず私の意見、立場をはっきりとさせておきたいというふうに思います。私自身、その無償化について反対の立場をとるものではございません。世界の先進国、無償化になっているところが多くございまして、そういった世界の流れ、それからやはり幼児教育の部分から、平等に教育の機会を受けられる、保育の機会を受けられるという点では、これは流れとして反対するものではございませんが、無償化の前にやるべきことはあるのじゃないかというふうに私は思うところでございます。

無償化自体、国が法律で決めたことですので、これに反対をしても流れがとまるわけでは ございませんので、その部分について今回質問は行いませんけれども、待機児童の問題、そ れから保育士の確保の問題、こういった問題をきちんと解決した上で、私は無償化が本来は あるべきなのじゃないだろうかなというふうに思っております。その点からも、無償化がと められなければ、無償化に伴って保育士の確保の問題とか、ニーズの高まりによる待機児童 の問題をどう解決していくんだというところを最後の3番目の無償化への対応というところ で、ここに重きを置いて今回の質問を進めていきたいというふうに思っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

では、まず1点目の市内の保育園の現状についてお伺いをしていきたいと思います。 市内保育園の数と保育園に通う児童数について教えていただきたいと思います。

〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。

〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

平成31年4月1日現在の市内の認可保育施設の状況でございますが、公立保育所1園、民間保育所6園、民間認定こども園1園、合わせまして合計8園がございます。利用児童数は全体で981人となっております。

また、認可外保育施設でございますが、こちらは事業所内保育施設を含んだ数でございますけれども、市内には8園ございます。利用児童数は全体で100人程度となっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 今、認可保育施設ということと認可外保育施設、それから民間の認定 こども園という言葉が出てまいりました。私、行政にいましたので、それぞれに聞いてはい ましたけれども、一般の方にとってはなじみの薄い部分もあるのじゃないかなというふうに 思います。

そもそも保育園と幼稚園ということでございますけれども、保育園は保育、幼稚園は教育という観点から、所管する省庁が違います。幼稚園は文部科学省、保育園のほうは厚生労働省ということになっておりますし、実際に保育の年齢対象も幼稚園は3歳、それから保育園はゼロ歳からということになっております。標準的な保育時間としまして、幼稚園は4時間、保育園は8時間、給食の有無については、保育園は義務でございますけれども、幼稚園については任意でございます。

そういった形で保育園と幼稚園にそれぞれ違いがあるというところをちょっと認識しておいていただきたいということと、認定こども園はこれら両方の要素をあわせ持った施設であるというところをきちんと説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、認可保育園と無認可保育園、これの違いについてもちょっと説明を加えさせていただきたいと思います。この後の論点で非常に大事なところになってきますので、その点について特にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず認可保育園ですけれども、国が定めた認可基準をクリアした施設ということになります。施設の広さであったり、保育士等の職員数、給食設備など、県知事が認可した施設であるということと、基本公費で運営されているということになります。これは公立であっても民営であっても、認可保育園ということになれば、公費で運営されていると。それから、保護者が仕事や病気など、日中子供を見られない場合にのみ入園が可能になるというのが認可保育園でございます。

一方、無認可保育園でございますけれども、まさしく認可されていない保育園ということにはなりますけれども、保育できない事情がなくても入所が可能でございます。親が共働きで働いていなくても、希望がすればその保育園が受け入れ可能であれば受け入れていただけるということが無認可保育園では可能だということになります。そして、保育料は自由に決められる。どういった施設があるかといいますと、例えば病院の働く人を対象にした事業所内の保育園なんていうのがこの無認可保育園の一つのいい例じゃないかなというふうに思うところでございます。

知っている方には、何だそんなことかということですけれども、なかなか、こういう機会でしっかりとこういった違いというものを認識していくということも大事だと思いますし、 その上で今後の質問については、違いの部分でどう今後影響を受けていくのかというところをちょっと質問を続けていきたいと思いますので、あえてご説明をさせていただいたところ でございます。

続いての質問は待機児童の問題です。

入園を希望しているが、入園できないでいる児童を待機児童と言いますけれども、この待機児童の推移、それからこれまでの待機児童の対策について教えていただければと思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

待機児童の数につきましては、過去3年の状況になりますが、平成29年4月におきましては6人、30年4月におきましては27人、平成31年4月につきましては確定値ではございませんけれども、13人程度となっております。

待機児童対策といたしましては、ここ数年の待機児童の増加傾向に加えまして、今後の需要を満たしていくために、一昨年度、民間保育園設置の募集をしまして、プロポーザル方式で1園の設置を決定いたしたというところでございます。本年3月に完成をしまして、4月から開園をしているというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 4月から新たに1園開園したということで、27人から今年4月の段階で13人程度に軽減はされているということでございます。

当然需要がふえているという部分も考えますと、それなりに1園ふやした効果というのは あったんじゃないかなというふうに私は考えるところでございますが、その一方で、せっか くふやしたのになぜゼロにならなかったんだろうなという単純な疑問も起こるわけでござい ますけれども、そのあたり、何か原因としてつかんでいるものが、もしくは考えられるもの がありましたら教えていただければというふうに思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

確かにそういうことなんですけれども、消費税増税に合わせまして保育料の無償化をする というマスコミからの情報を受けて、それを見越して平成31年4月からの入所希望者がふえ たというようなことも要因の一つになっているのではないかなというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 需要の見込みですので、非常に難しいところもあると思いますし、無 償化が決まったというところで、予測しない状況も加わり、いたし方ない点もあるのかなと いうふうに思います。

ただ、この待機児童の問題につきましては、非常に大事な問題でございますので、やはり 引き続き解消に向けて取り組んでいただきたいというところと、この後、今後の対策という ところで改めて触れさせていただいて、その対応等についてちょっと述べさせていただきた いというふうに思います。

続きまして、保育料の仕組みについてちょっと教えていただきたいと思います。 現在の保育料の仕組みはどのようになっていますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

保育料につきましては、年齢層を3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3つに分けまして、 毎年4月1日時点のお子さんの年齢、世帯の市民税所得割によりまして8つの階層に区分し て算定をしております。また、9月には算定対象の課税年度の切りかえによりまして、保育 料の見直しを行っておるというところでございます。

なお、ひとり親世帯、在宅障害者の方がいらっしゃる世帯につきましては、保育料の減額・免除の制度を設けまして、子育て世帯の負担の軽減を図っているというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 8つの階層ですか。かなり細かく区分されているなという印象を受けますし、8つに区切るということは、それだけ事務のほうも煩雑化するんじゃないのかなというふうには思うところでございますけれども、8つの区分の中で、収入に応じて保育料が変わっていくというところは理解させていただきました。

その上で、当然収入の少ない方というのは負担がなく、ゼロだということではあると思いますけれども、逆に高いほうとしましては、どれぐらいの負担をこの保護者はしているものなのか、一般的なケースといいますか、一番高いところでどれぐらいの負担になるかというところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

今回無償化になる3歳児と4歳児以上で見ますと、まず3歳児では月額3万2,000円、4歳以上児では月額2万6,000円となっております。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 3歳児で月額3万2,000円、4歳児以上で2万6,000円ということですから、この区分にどれだけの方が該当するのかというところはございますけれども、ただ、この部分が無償化になって負担がなくなるということになれば、それはやはり子育て世帯の負担は軽減されるということは確実に言えるのかなというふうに思います。

また、これまで無償というか、ゼロ区分だった方というのは、市が負担していたということになってくると思いますので、その市の負担部分もかなりこれまでもあったんじゃないかなというふうには思うところでございます。

いずれにしましても、それ相応の負担を保護者、それから市もしてきたということかなと いうふうに思いますが、この無償化で今度どのように変わるのかというところをちょっとま た詳しく教えていただければというふうに思います。

先ほど3万2,000円と2万6,000円ですね、これの負担があるということでしたが、この あたりの負担も含めて、今後どのように無償化で変わっていくのか、このあたりちょっと教 えていただけますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

このたびの国の幼児教育無償化制度によりまして、3歳から5歳児について、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育料が無償化となるということでございます。また、ゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯の保育園、認定こども園等の保育料がこちらも無償化の対象となります。

さらに、認可外保育施設を利用している方で保育の必要性が認められる世帯につきまして も、無償化の対象となるということでございます。3歳から5歳児につきましては月額3万 7,000円、ゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯につきましては4万2,000円を限度として 無償化の対象となります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 3歳から5歳児について、幼稚園、保育園、認定こども園については原則保育料が無償化になりますよという認識で大丈夫かというふうに思います。それから、ゼロ歳から2歳児、これは保育園の場合ですけれども、市民税の非課税対象の世帯が、保育園と認定こども園ですね、保育料が無償化の対象になるということでございます。

また、冒頭に認可と認可外ということで話しましたが、認可外保育施設については、保育の必要性が認められる世帯、説明の中で、認可外保育については必要がなくても、要するに親が共働きでなくても保育園のほうがよければ受け入れてもらえるという話をしたかと思いますが、そういった方は無償にはならない。あくまでも認可外保育施設の中で保育の必要性が認められる世帯については無償化の対象になるというご説明だったかと思います。

ただ、無償化といっても全額ではなく、3歳から5歳児については月額3万7,000円の範囲、それからゼロ歳から2歳児には住民税非課税世帯に4万2,000円を限度として無償化がされるというご説明でございました。

寺門議員の質問からもありましたが、通園送迎費とか食材費、行事費などは無償化の対象外ということでございますので、こちらのほうは実費負担をしていただくということになるんだろうなというふうに思います。

8つの区分の中で、多い人で2万6,000円という方が、これは無償化になるということで、個人の負担がなくなるという部分は先ほども言ったとおり、無償化の恩恵ということが言え

るんじゃないかなというふうになります。それから、先ほども言いましたが、もともと無償だった方、その8つの区分の中で所得が低く、負担が発生していなかったという方は、そのまま引き続き無償化といいますか、無償の対象になるということでよろしいんじゃないかなというふうに思います。

続いて、現状、認可外保育施設、認可ではないですね、認可外保育施設の保育料というのは、先ほど聞いたところで3万7,000円が限度ですよということでお聞きしましたけれども、では、3万7,000円に現状おさまるものなのかどうなのか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

認可外保育施設の保育料につきましては、当然施設によって異なっておりまして、市で把握している認可外保育施設の3歳児から5歳児の保育料はほとんどが月額4万円から5万円、大体その間ぐらいとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 3万7,000円の差額というふうに考えますと、無償化後も3,000円から1万3,000円の保護者負担は残るというようなことになるかなというふうに思います。この部分、どう考えるかですけれども、3万7,000円という金額も、全国の中、平均をとった金額だというふうにお聞きしておりますので、この部分の増額をして、全額無料というのは難しいことかというふうには思いますけれども、保護者負担が一定残るんじゃないだろうかという見込みになっているというところは、ちょっと認識として持っておきたいなというふうに思います。

ここまで保護者の負担を主に観点としてお聞きしてきました。次は、那珂市の負担がどのようになるのか、この点もやはり大事な観点としてお聞きしたいというふうに思います。

無償化になって、市の負担というのはどの程度ふえるのか、この点についてお聞かせ願えますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

初年度、今年度でございますけれども、無償化された保育料の部分について、全額国の負担となります。次年度以降につきましては、国が2分の1、県4分の1、市が4分の1の負担割合となります。市の負担額としましては、来年度は、平成30年度と比べますとおおむね4,000万円程度の負担増になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- O1番(小泉周司君) 4,000万円という数字、出てまいりました。これは市の4分の1負担

が4,000万円ということだというふうに思いますので、4分の1で4,000万円ですから、全体では1億6,000万円ふえるということになるんでしょうか。そのうち初年度については全額国が負担をしてくれますけれども、翌年度以降は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1になるよと。その4分の1の金額が4,000万円だよということだと思います。

どうなんでしょうかね。この初年度だけ国が全額負担しますという中でこういった制度を決めて、そして次年度以降は地方、県と市も負担していきなさいということで、何かこうちょっと釈然としない部分もあるなという思いは、どうしても行政経験をしていますと、あるんですけれども。確かに地方消費税分として増税になれば、地方への歳入はふえるというふうに思うんですよね。その使い道というのは、やはり市がきちんと考えて使う、これ例えば無償化するんであれば、無償化に使う部分、これはいいんですけれども、そこに市の裁量権がない、せっかくふえるけれども、一定の枠はもう国が決めた中で使わざるを得ないというところは非常に私はちょっと疑問を持つところでございまして。これを言ったから変わるわけではありませんけれども、やはりこの無償化に対して、そういった問題点もあるよということはここであえて指摘をさせていただきたいというふうに思います。

それから、この4,000万円というのは、先ほどから言われておりますけれども、あくまでも保護者が2万6,000円なりという負担が軽減されると。無償化になるという部分で4,000万円、市の負担、全体では1億6,000万円、那珂市ではふえるということだと思いますけれども、その外にも実は認可の保育園に対しては、市はそれ相応の負担をしてきたということがあると思います。

私、これはちょっと予算書から読むに、多分10億円程度の負担をしているはずです。これは、先ほどから言っているとおり、保護者が負担をしなくていい区分、それから2万6,000円まで負担しなかった部分というのは当然、市が負担してきたということになるかと思います。これも市単独ではなくて、国・県と一緒に負担をしてきたということだと思いますけれども。そういった意味では、無償化の前にそれ相応の市の負担はしているんだと、この保育に対して、それ相応の負担をしている。さらに1億6,000万円、市の負担については4,000万円の負担がこれは発生するんだという観点も、単純にですね、このふえた分だけ聞いてしまうと、それで済むんだなというふうに思ってしまうところがあるかと思いますので、そのあたりはこの議論をする中で、全体はこれだけかかっていると。そして無償化に関してはこれだけかかるんだよというところも、やっぱりきちんと説明をしていくべきかなというふうに私は思います。

そういった意味で、これ多分、執行部に聞くと、細かく計算しなければいけない、いろいろ条件があって、単純に10億円という数字ではないんだとは思いますけれども、私が予算書から見るに、10億円という数字が見えましたので、それの負担をしているということは間違いないと思います。

そういった意味において、非常にこの子育て政策については、国も県も市も、きちんとこ

れまでも取り組んできた中で、さらに無償化が上乗せで政策として行われるということ。それから、先ほど言いましたとおり、やはり消費増税分がせっかく増税していただいて、市民から負担をいただくという中で、地方分権といいながら、一定の枠はきちんと国のほうが使い道を決めてしまうというところにどうしても元行政マンとしては納得がいかない部分も若干あるんですが、この辺は言っても仕方ありませんので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

地方増税分、地方消費税の増税分について、これどれぐらい、じゃ実際に市にはお金が入ってくるものなのか、この点について、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

消費税の増税となった部分がどのくらい市に入ってくるかにつきましては、今のところ詳細には試算できていないということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 現状ではわからないということですね。

ただ、地方消費税率というのは現行の1.7%が2.2%へということで、0.5%ふえるということはお聞きしております。これも予算書を見ますと、現年度の市への地方消費税の歳入というのは9億3,000万円ぐらいですかね、約9億円ぐらいだったというふうに思いますので、それが増収になるということは間違いがないんだろうなというふうには思いますし、その中の大体15%分ぐらいが無償化に使われるという試算からすると、4,000万円という数字はその増税の中で賄われるんだろうなというふうには思います。

ありがとうございました。

それでは、この3番目の無償化への対応について、皆様にお聞きをしていきたいというふ うに思います。

これまで現状とどのように変わるのかというところでさまざまにお聞きしてまいりました。 その点をもう一度捉えながら、ここからは私の提案といいますか、提案型の質問をさせてい ただければというふうに思います。

まず、この無償化への対応で考えなければならないのは、認可外保育施設をどうしていくかという点があるというふうに思います。全国的に見ますといろいろな施設がありまして、保育の方針が特徴的だったり、いろいろな習い事ができるといった認可外保育園もあるというふうにお聞きしておりますし、園児を選べないとか保育料の上乗せができないという点で、あえて無認可のままで運営している園も、これは全国的に見ればあるというふうにお聞きしております。

また、認可保育園は平成27年のデータですが、233万人、無認可保育園は20万1,000人ということで、圧倒的に認可保育園に通う子が多い。これは那珂市の現状の保育の児童数でも

圧倒的に認可のほうが多かったということが言えるかと思います。981人と100人程度ということですので、圧倒的に認可保育園のほうが多いということは言えるんですけれども、ただ、非常に心配な点があるんですね。認可外保育園が決して悪いということではないんです。これ心配だと言うと、どうしてもイメージ的に認可保育園はよくて、認可外保育園は悪いというイメージになってしまうんですが、決してこれはそうではない。さっきも言ったように特徴的な活動をしているところもありますので、どちらがいい悪いという問題ではないんですが、少なくとも認可保育園であれば、国の一定の基準を満たしているというところで、最低の保育の質というのはある程度担保されているんだろうなというふうに思います。

それから、無認可保育園については補助金が出ていない分、やっぱり保育料が高額にはならないんだろうかという心配です。先ほど3万7,000円におさまらないという話もありましたけれども、そういった点がちょっと心配されるところでございます。

まず、認可外保育園の質という点でございますけれども、こちらを担保していくということが非常に必要になってくると思うんですが、このあたりは市のほうで無償化後どのように担保をしていくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

認可外保育施設につきましては、認可はされていないものの保育を担う施設として適切な保育環境を整えておかなければなりません。市では、こども課の職員と菅谷保育所の保育士が同行訪問しまして、立入調査を実施しております。認可外保育施設の中で企業等が事業所の従業員の子供を保育する、いわゆる事業所内保育施設につきましては2年に1回、それ以外の認可外保育施設につきましては毎年立入調査を実施しております。その中で、認可外保育施設に対して助言、指導を行っているところでございます。

今後も立ち入り調査を継続して実施しまして、認可外保育園の質の確保、向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 無償化に伴うことではなく、これまでもしっかりと立入調査を行って、助言、指導を行ってきたということがわかりました。この点に関しては、やはりきちんと継続して立入調査をしていただきまして、認可外保育施設の質の確保、向上に取り組んでいただければなというふうに思うところなんですが、立入調査というのは、どのようなことをチェックされるのか。そして、これまで立入調査を行ってきた中で、どのような実際に指導例があったのか、そのあたりわかればちょっと教えていただきたいなと思います。
- ○議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

立入調査のチェック項目といたしましては、まず、保育士の人数が適正に配置されている

のかどうか、保育を行う部屋の面積等が基準どおり備わっているのか、安全性が確保されているのか、その他非常災害に対する措置、衛生管理、保育内容等が適正に行われているかどうか等をチェックしております。

チェックした結果、基準を満たしていない事項があるときは、施設に対しまして改善事項 についての指示を文書で行うこともございますが、昨年度実施した立入調査におきましては、 改善が必要な施設はなく、適正に運営をされているというところでございます。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。

○1番(小泉周司君) 安全の確保、それから非常災害に対する措置、衛生管理、保育内容等が適正に行われているかなどのチェックをきちんとこれまでも行ってきたという中で、昨年度実施した立入調査では、指導対象になるようなものはなかったということですから、那珂市の認可外の保育所についてはきちっとした質が確保されている現状があるということがわかるかというふうに思います。ただ、やはりこれは継続してチェックしていくということが大切なことだと思いますので、これから業務量もふえる中で非常に大変な作業にはなってくる、これなかなか外に立入調査をして、そして指導書みたいなものをまとめるというのは大変な作業だとは思いますが、大切な作業になってくると思いますので、どうか手を抜くことなく継続してこのあたりは続けていただきたいというふうに思いますし、その中で、やはり改善すべき点は厳しく指導していくという中で、質の向上と、それから確保というものに取り組んでいただければなというふうに思うところでございます。

それから、無認可保育園に対して保育料ですね。先ほど自由に決められるというところ、 冒頭から言っておりますけれども、そうなりますと、今回のこの無償化に便乗して値上げし ちゃおうなんていうところがないのかなというのも思わなくはないんですが、この点につい ての心配についてはどのように考えていますでしょうか。

〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。

〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

現在のところ認可外保育施設におきましては、保育料を値上げするというようなお話は聞いておりません。引き続き無償化に対する各保育施設の動向について、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。

○1番(小泉周司君) 私これ値上げの心配はないんですかという観点から聞きましたけれども、ただ、これよく考えますと、特に那珂市なんかの現状の場合には、先ほど言いましたとおり4万円から5万円ということですと、3,000円から1万3,000円の保護者負担が発生しますよということになるかと思います。そうすると、逆に無償の認可のところにどんどん保護者が逃げていくという心配のほうがもしかすると大きいのかなと、今ちょっと聞きながら

自分の頭の中で考えておりました。

ただ、100人の児童が実際に認可外のほうに通っていらっしゃるという現状もありますので、先ほどの質の確保というところとプラスして、やはりこういった点に関しても認可のほうが困るようなことがあれば、それは行政として引き続き適切に対応していただきたいと。どういう対応がというと、なかなかですね、じゃ全額負担できるのかという、そんなことにはならないとは思いますけれども、それでもこの認可外保育、制度で決まったことだから、いなくなるのはしようがないということではなくて、手を差し伸べるということも必要かと思いますので、そのあたりはあわせてお願いをしたいなというふうに思います。

では、続きまして、無償化の該当にならないゼロ歳から2歳児の保育料に対して、これももう30分ぐらい前ですかね、どうなるのという中で、ゼロ歳から2歳児については非課税世帯のみ無償化になるよという話があったかというふうに思います。大部分の方は対象にならないということなのかなというふうに思いますけれども、ましてやこれゼロ歳児から2歳児というほうが多分、年齢が低いので保育料は高いんじゃないかなというふうに思うんですね。そうしますと、やはり保護者の負担というのは非常にこの部分ではまだまだ大きいのかなというふうに思うんですが、これ制度的には今回、国のほうで決めたものには無償化にはならないし、軽減策もないということかなというふうに思いますが、これ県とか市で何か独自で上乗せといいますか、この部分の負担の軽減を図るような政策というのはとっていらっしゃらないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。

〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、独自の軽減策、県及び市では独自の軽減策をとっているということでございます。まず、県の軽減措置といたしましては、多子世帯の保育料軽減事業といたしまして、所得制限により3歳未満児に対する国の軽減措置から外れた世帯に対しまして、保育料の軽減を行っております。内容といたしましては、第3子以降に対しては所得制限なしで保育料を無償化し、第2子に対しては所得制限をつけて保育料を半額とするものでございます。

これに加えまして、市の軽減措置といたしましては、国・県の多子世帯保育料軽減事業から外れた世帯の第2子に対して軽減を行っております。内容ですけれども、本来であれば多子軽減の第1子目のカウントは未就学児の中でカウントをすることになっていますけれども、那珂市では多子カウントの上限を小学校3年生まで引き上げて、3歳未満児の第2子に対して保険料を半額とするというものでございます。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。

○1番(小泉周司君) 聞いていて途中から何だかわからなくなってきちゃうような感じで、 これは答弁が悪いということではなくて、制度自体が非常に難解といいますか、細かいとい う部分でそういった部分があるのかなと思いますが、第3子以降に対しては所得制限なしで 保育料を無償化していると。それから第2子に対しては所得制限はつくけれども、保育料の 半額を、これを補塡している、軽減しているということになるかと思います。

それから、市の軽減策としては、第1子目というのは未就学児の中でカウントするものなんですが、那珂市の場合にはそれを小学校3年生までに引き上げて、少しでも多くの方をそこで拾えるような軽減策を行っているということで間違いないかなというふうに思いますが、非常にわかりづらく難しい部分はあるかと思いますが、県、それから市でもそういったゼロ歳から2歳児という非常に保護者の負担が多くなるところで、少しでも軽減を図るような措置を今までも行ってきて、そして、これはこれからも行っていくということで、大丈夫かと思いますので。引き続きこういった軽減策を続けていっていただきたいというふうに思います

続いての問題は、保育士の確保についてでございます。

茨城県の労働局によりますと、県内の保育士の有効求人倍率3.99倍ということでございます。これ茨城県の状況ですけれども、全国を見ましても、この保育士の確保という部分は非常に大きな問題になっておりますし、市町村ごとに非常に苦労しているんじゃないだろうかなというふうに思います。私自身も総務課時代に菅谷保育所の保育士さんの確保について随分と頭を悩ませた経験がございますので、その部分は今でもそんなには変わらないんじゃないだろうかというふうに思うところでございます。

そこで、やはりこの保育士の確保の問題、無償化に合せてニーズが高まる中で非常に大事な観点かと思いますけれども、那珂市で保育士の確保のために取り組んでいることがございましたら教えていただきたいと思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、全国的に保育士の人材不足は深刻な状況でございまして、 当市におきましても各保育施設では保育士の確保に苦慮しているというところでございます。 民間保育所につきましても、国の制度に基づいた処遇改善の制度を取り入れて賃金アップ に努めております。

また、保育士の業務負担軽減のための周辺業務として、清掃業務や給食の配膳等を行うものを配置する際の賃金補助、それから保育の補助者を雇い上げする際の賃金補助を行っておりまして、市としましても可能な限りの処遇改善に努めて、保育士の確保並びに離職防止等に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 保育士の業務負担軽減の周辺業務を行う人を確保すると。これ非常に 有効なことだと私思います。やはり保育士さんに本来の保育業務をしっかりとやっていただ

くということが非常に大事かなというふうに思いますし、これ学校もそう言えるんじゃないかなというふうに思います。私の娘が通っている小学校でも用務員さんが1人ふえたというところで、校長先生が非常に先生方の負担がそれだけでも十分に減るんですというようなことをおっしゃっていたことがございますので、やはりそれぞれの業務に、保育士さんであれば保育の業務にしっかりと当る時間を確保するというために、これ周辺業務であれば、何も保育士さんの資格がある方を雇わなくてもいいということだと思いますので、そういったところをしっかりと確保していく中で、保育士さんには保育の業務をしっかりとやっていく。これは非常に有効な手だてじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれは進めていただきたいなというふうに思います。

また、隣の東海村で、先日新聞報道を見ましたら、潜在保育士の復職支援で10万円、給与の上乗せで月額5,000円、村内転入者の家賃補助で上限、月2万円ということが出ておりました。これ保育士確保のために東海村が独自に行った政策でございます。私は、これをまねする必要はないと思いますし、これは東海村ならでは、東海村という財政に恵まれたところだからこそ行える政策だというふうに思っておりますので、これを決してまねしてほしいというふうには思ってはいません。

ただ、かといって那珂市は財政厳しいから何もしないというのも、これは違うかなという ふうに思うんですね。そのときに、那珂市では何かできないだろうか。財政負担を伴わない 部分で何かできないだろうかというふうに考えたときに、那珂市の一つの資源として、茨城 女子短期大学に保育科というものがあるなというふうに思ったんです。ここと産学官連携じ ゃないですけれども、何か連携をしていくことで、保育士の確保に結びつくようなことがで きるんじゃないかなというふうに私思うんです。

今でも多分、インターンシップの受け入れなんかはやっているというふうに思います。これを積極的にやることで、その園を知っていただく、そして就職に結びつける。多少お金はかかりますけれども、奨学金みたいなものを出して、その代り何年間かは那珂市に就職していただく。また、大学の定員自体がふやせるんであれば、行政と大学が連携して定員をふやす、そんな取り組みの中で那珂市に最終的に就職してくれる人をふやしていく。そんなことが考えられるんじゃないかなというふうに思うんです。

これは那珂市だからこそできることだと思います。もちろん隣の市町でも那珂市の大学と連携してということはあるかと思いますが、やはり地元である強みというのを最大限生かすのであれば、せっかく市内にそういった大学があって、保育科があるという現状を強みにしていただいて、これ私が言ったことをそのままやってくれということではありませんけれども、ひとつそんなことも考えながら那珂市として、金がないから何もできないんではなくて、金がなくてもこれだったらできそうだというところをぜひ考えていただいて、チャレンジをしていただく。その結果、これはなかなか難しいよという判断になれば仕方ないと思うんですが、まずこういったことを考えてほしいなというふうに思うんです。そして、最初からだ

めだではなくて、検討して検討して、何とか保育士の確保に結びつけると。そういった心構 えといいますか、担当の気持ちが必要になっていくんじゃないかなというふうに思うんです ね。

これまさしく地方の分権で、地方の特色だというふうに私は思います。那珂市ならではだと思うんです。ぜひこの那珂市としての強みというものを最大限生かしていただいて、保育士の確保でも、外でまねできない那珂市だからこそできたんだというようなことをしていただければ、これ時間はかかるかもしれませんが、結果として保育士の確保というところに何かしら結びついていくんじゃないだろうかなというふうに思います。

ぜひともこの点、答弁は求めませんけれども、検討していただいて、前向きに取り組んでいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、現状で保育園のニーズというのは、私最初から言っていますけれども、やはりこのニーズがどんどん高まっていくというふうに考えております。この点について、市のほうで今後この保育のニーズというものがどのようになっていくか、その辺の見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

市といたしましても幼児教育無償化によりまして保育のニーズは高まるものというふうに 考えております。市といたしましては、保育ニーズの需要に対応する方策につきましては、 諮問機関でございます那珂市子ども・子育て会議におきまして協議して、市の方針を決定し てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- **〇1番(小泉周司君)** 保育園のニーズが高まるというところは、この無償化に伴って保育園のニーズが高まるというところの認識は同じく持っているということが確認できました。

今、諮問機関であります那珂市子ども・子育て会議において協議をしていくというお話で ございましたけれども、この那珂市子ども・子育て会議というものはどういったメンバーで どういった内容を協議しているものなのかお聞かせ願えますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

那珂市子ども・子育て会議のメンバーでございますけれども、まず大学講師、民生委員、教育施設関係者、保育施設関係者、保護者代表、地域の代表等で構成をしております。その協議する内容でございますけれども、保育園等の利用定員の設定に関すること、2つ目といたしまして、子ども・子育て支援事業計画策定に関することにつきまして協議を行っております。また、その外、市の子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項、当該施設の実施状況等を調査審議することも行っているというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 保育園等の利用定員の設定なんかも協議されるということでございますけれども、今回の無償化によって保育園のニーズが高まるという認識は同じくしているところでございまして、そうなれば、当然この待機児童というのは、やはりふえるというふうに思われます。定員が今までと一緒でニーズが高まれば、当然待機児童というのはふえるんじゃないかなというふうに、これ当然の結論として導き出されるかと思うんですが、そこで、ここでも私1つ提案がございます。前の質問で、1つ今年園がふえて、なかなか需要見込みの中で待機児童がゼロにならなかったというお話をさせていただいたんですが、これ答弁にありましたとおり、一昨年のプロポからやって今年の4月ということだと思いますんで、非常にこの新規の園をつくっていくというのは、認可していくというのは、時間もかかりますし、設備に対してもお金もかかるということでございますので、費用も時間もかかる問題だというふうに思うんですね。

そこで、この認可外保育8園あると。全部がそうとは言いませんけれども、この中で一定の基準を満たしているもの、それから認可を目指している保育園というのも中にはあるんじゃないだろうかというふうに思います。実際にそのようなお話も聞きますので、これは実際にあるんだろうなというふうに思うんですが、やはり今年無償化になり待機児童がある程度ふえると見込まれるこの段階で解消するためには、先ほど言った新規の園をつくって、金も時間もかかるということではなくて、ある程度認可できるところがあるんであれば、認可外保育を認可していく。これは5年間の中で、国もやっていきなさいというような姿勢かと思いますので、その基本方針にのっとる形にもなると思います。ぜひこれを進めていただいて、ただ、園庭がないとか、基準をどうしても満たさないところは、これはやむを得ないとは思いますが、ぜひそういった市のほうも積極的にそういったことに取り組んでいただくことで、この待機児童の問題をぜひ解消していただきたいなというふうに思うんです。

これであれば比較的大きな時間と予算というのを使わずにできるんじゃないかなというふうに思いますし、今までは認可をすることで、そこに公費負担が入りましたんで、認可をふやせばそれだけ公費の負担がふえていくという論理だったかと思うんですが、無償化になってしまえば、3万7,000円の範囲ですけれども、一定のそこに公費負担というのが発生するわけですので、全く同じとは言いませんが、認可と認可外の垣根というのが非常に低くなっていて、そんなに変わらなくなってきているというのが現状かなというふうに思うんです。このような現状を考えれば、ぜひとも今の無認可でいるところを認可にすることで、この待機児童の解消というのも私は図れるんじゃないかなというふうに思いますので。

これも同じです。そうしてくれということではなく、ぜひ検討の項目に上げていただきまして、この子ども・子育て会議の中ででもそういった議論をしていただければ非常にありがたいなというふうに思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の質問になります。先ほど認可と認可外の垣根が低くなって、同じようになってきているよという話をさせていただきましたが、これについては、公立の保育園、今、菅谷保育園ですか、1つ公立であると思います。それから、外の民間の保育園というところの垣根も非常に低くなっているんじゃないかなというふうに思うんですが、公立、私立の違いというのが非常になくなってきているというふうに思っておりまして、この公立の保育園を今後どうしていくのか、この辺のあたりの見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

公立の保育所と民間保育所はそれぞれの特色を生かして質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えていかなければならないというふうに考えております。その中で、公立保育所は公的機関としての特徴を生かし、保育の質の維持向上のため、民間保育所への指導や相談をはじめとした支援、それから障害児保育を含めた発達支援の受け皿、そして行政との連携の拠点としての役割を果たし、地域の子育ての支援、地域連携を行うという役割を果たしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小泉議員。
- ○1番(小泉周司君) 安心しました。公的の保育所には公的機関としての特徴を生かした存在意義があるという答弁でございまして、私これなかったらどうしようかなと思ったんですが。私自身もこの公立の保育園というのは一定の役割を持っているというふうに思っております。先ほど答弁いただきましたとおり、民間保育所への指導、相談をはじめとした支援、それから障害児保育といった部分で発達支援の受け皿になるというところでは、これやはり公立保育園を維持していくということに私は賛成でございます。

やはり、ただですね、漠然と違いがなくなってきている中で運営をしていくということではなくて、ぜひとも職員の皆様方にも、こういったところは公立であるべきなんだという意識をしっかりと持った上で、誇りを持って保育園の運営に当たっていただければうれしいなというふうに思うところでございます。

ここまで保育園の無償化というところで、実際にこれ言葉は保育園と使ってわかりやすく 言っているつもりなんですが、幼稚園も無償化になりますので、幼児教育の無償化というこ とかと思いますが。いろいろ現状をお聞きした中で、最後、私なりの提言をいくつかさせて いただきました。答弁を求めておりませんけれども、私からの政策提言でございますので、 ぜひ検討していただいて、前向きに考えていただく。その中で少しでも那珂市の保育の行政 がよくなっていくということをともに目指していきたいと思いますので、ぜひともよろしく お願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(君嶋寿男君) 以上で通告4番、小泉周司議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長(君嶋寿男君) 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

〇議長(君嶋寿男君) 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 国民健康保険税について。2. 保健所の統合について。3. 教育の場の感情抑制について。4. 学校教室へのエアコン設置とその後の運用について。5. 地籍再調査の方針について。6. 国連「家族農業の10年」と農業振興策について。7. 市職員の人事配置、専門の育成について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔7番 花島 進君 登壇〕

○7番(花島 進君) 通告に沿ってご質問いたします。

まず第1、国民健康保険税について伺います。

社会保障制度としての国民健康保険の役割が大きいことは、皆さんご承知のとおりだと思います。日本国憲法では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と言っています。その最低限度の生活というのは、範囲が曖昧ですけれども、国民健康保険が果たす役割が大きいことは変わりありません。この国民健康保険の財政は、被保険者の高齢化、高度医療の発達に伴う高額医療がふえることなどにより、年々大きくなる傾向にあります。

国民健康保険は、国からの支出、被保険者の納める健康保険税、そして地方自治体などの 支出で賄われていますが、国の支出の割合はふえるどころか、現在減少傾向にあります。一 方、保険税の納入については、貧富の差が大きくなっていることから、健康で文化的な生活 と諸税の納入の両立が難しい世帯が多いと思います。

その対策として、第1に必要なことは、国の支出をふやすこと、第2には日常の健康管理などを強化して病気になりにくくする、あるいは早期に発見して重症にならないようにすることが必要と考えています。

またさらに重要なことは、きちっと働いていれば十分な所得を得られるというようにする ことです。国の施策が不十分な現状では、こういうことだけでは済まず、市の財政から支出 することも必要に思っています。

それらを求めるものですが、狭い目で見れば、国民健康保険税の納入実態も把握する必要があると考えています。

そこで質問です。

国民健康保険税の納入率について、世帯の状況、世帯の所得とか子育て、教育などにどうかかわって納入できるか、あるいは納入が難しいか、変わってくると思いますが、税の納入率はどうなっていますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

現在のところ確定値としてお示しできる最新の年度は平成29年度の数値ですので、平成29年度の状況でお答えいたします。

国民健康保険税の現年分の収納率は93.38%で、前年度よりも0.52%上昇しておりまして、 収納率については毎年少しずつ伸びているという状況でございます。

また、納付の状況を世帯の所得状況に注目して収納率を見てみますと、所得が300万円未満の世帯では91.50%、300万円以上の世帯では96.03%となっておりまして、所得が多い層よりも所得が少ない層のほうが収納率は低くなるという傾向がございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** やはり収入が少ない人は難しいというのは、数値の上ではそうなんですが、内情は本当のところはわからないですよね。何ていうかな、その人の心がけの分布とかいうのがありますから。ただ、表面的には収入が少ない方のほうが収納率が悪くなる傾向があるということがわかりました。

もう一つは、滞納があるわけですが、その割合と滞納してもおくれて納められる場合があると思います。それについて、現状はどうなっていますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

平成29年度において、平成28年度以前の国民健康保険税の滞納繰越分の世帯数は1,500世帯、滞納金額は3億4,385万2,146円となっております。そのうち平成29年度中に収納されたものは943件でございまして、金額が9,684万3,195円となっております。

なお、平成28年度に発生した滞納繰越分のうち約5割弱につきましては、平成29年度中 に収納をしているという状況でございます。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。

○7番(花島 進君) 現状はわかりました。

滞納の徴収については、いろんなやり方があると思うんですが、その中で自然に促すだけ じゃなくて、強制的に差し押さえとか、あるいは茨城の租税債権管理機構への移管等がある と思います。その辺の件数とか金額はどうでしょうか。

- ○議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

平成29年度における国民健康保険税に関する差し押さえの件数につきましては233件、差し押さえ金額は5,724万2,736円となっております。

また、茨城租税債権管理機構への移管につきましては、国民健康保険税のみの案件の移管 というのはできませんけれども、平成29年度に国民健康保険税を含む事案で移管をした件数、 こちらが27件、移管の金額としては3,685万1,263円となっておりまして、その徴収実績と いたしましては25件で、2,602万5,557円、こちらが徴収実績でございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) わかりました。

今回の質問は、実態を知りたいというだけで、特にああしてほしい、こうしてほしいということは、今聞いたことを考えてから考えるというつもりでいます。

この件についてはこれで終わりにします。

次に、保健所の統合についてお伺いします。

茨城県は、那珂市などを担当する保健所の一部を廃止し統合することを計画していると聞いていました。これについては、昨年、自治体の反対で、県の当初の日程どおりには進みませんでしたが、現状はどうなっていますでしょうか。それについてお伺いしたい。

まず、茨城県の保健所統合方針はどういうふうに、変わらないのか、変わったのか等をお 聞かせください。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

茨城県の保健所の再編統合の素案が昨年5月に示され、それを受けまして、那珂市として は同年7月に大子町、それから常陸大宮市とともに常陸大宮保健所存続の要望書を提出した ところでございます。

その後、茨城県保健所再編検討懇話会におきまして議論が重ねられた中で、最終的に本年 3月にまとめられました茨城県保健所の今後のあり方についてという意見書におきましては、 保健所の再編・集約を行うということで意見の集約に至ったとのことでございます。

結果といたしまして、このたび第2回茨城県議会定例会、今回の県の6月議会でございますけれども、におきまして、常陸大宮保健所をひたちなか保健所に統合して、再編期日を本年11月1日とする県行政組織条例の一部改正条例案が提出されたところでございます。

再編後、住民サービスの水準が低下するのではないかとの懇話会の意見を踏まえまして、 県の保健福祉部としましては、1つは支所の設置をするということです。支所で難病等の受 給者証の申請、各種営業許可申請等を受け付ける。2つ目として、住民に身近な市町村で申 請を可能にするということで、権限移譲をする。3つ目といたしまして、保健所への書類の 持参を不要にするということで、電子申請等を構築していくと。4つ目といたしまして、支 所を訪れた住民、事業者が本所職員と直接コミュニケーションがとれるようにということで、 テレビ会議システム、こちらを導入するというような、そういった対策によりまして、サー ビス水準の低下を極力招かないよう配慮をしていくというふうに伺ってございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 今聞いたお話では、窓口はなく、支所ということなんですが、結果としては窓口機能みたいな話しか聞こえないですよね。権限移譲はそれとは別にあるんですけれども、那珂市の現状から見て、権限を移譲されてもらっても困るということがあると思います。

保健所の仕事というのは、ふだん書類のやりとりぐらいしか目に見えないかもしれませんが、実際には、何かあったとき、集団感染とか大きな災害の発生時、地震なんかもそうですよね。そういうときに重要な役割を果たしているはずだし、果たすことが期待されていると思います。

県の案のように一つの保健所が余り広い地域を含め、しかもその地域の端っこに保健所があるとなると、何かあったときの対応力が決定的に弱くなると思って心配です。県の保健所統合の動きの背景の一つは、法律で保健所の所長は医師でなければならないというのがあって、若干の猶予規定はあるんですけれども、そういうことがあるからという側面もあると聞いています。

私としては、仮に所長が置けなくても、あるいは医師が配置できなくても、集団感染や災害時に活動できる機能を隅っこの1カ所に置くんじゃなくて、これまでの支所のところの支所にするにしても、そういう機能を持ってほしいと思っています。那珂市の執行部としてはどうお考えでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、保健所の業務は書類の受け付け、交付だけではなく、集団感染などの発生はもとより地震などの災害発生時にも重要な役割を果たすことが期待をされているところでございます。

懇話会の意見書の中にも常陸太田・ひたちなか保健医療圏については、その県域が県北山間部を含め非常に広範に及ぶことから、申請等の手続に係る負担軽減、それから災害時の医療救護体制の確保など、十分に配慮されたいという意見が懇話会の中でございました。

県といたしましては、大宮保健所にかわり設置する支所につきましては、その懇話会からの意見書に従って、1つには常設の支所とすると。2つ目には対人保健分野、対物保健分野においても相談・申請等に幅広く対応する。3つ目といたしまして、災害時の初動対応等において防災情報ネットワークシステムの端末配備、それから緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点として、現在の保健所と変わらない取り扱いを継続するという方針というふうに聞いておりますので、市としましては、当市が要望した常陸大宮保健所の現機能の存続がこうした方針のもと進められるよう、見守ってまいりたいというふうに考えております。あわせまして、感染症の発生時や災害発生時の迅速な対応、また災害時の医療救護体制の確保についても市と県がスムーズな連携が図れるよう、引き続き意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。

○7番(花島 進君) 一応、県が防災拠点としてという、現状と変わらない取り扱いを継続するということはうれしいことですけれども、本当にちゃんとやってくれるかがやっぱり心配なんで、これからの県と意見交換をしながら、そうなるように努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

教育の場の感情抑制についてです。

何のことを言っているかわからないかもしれませんが、4月に高萩市で中学生の自殺がありました。それについては、学校教諭の暴言がかかわっている可能性ですね、可能性があるとされ、調査が進められていると思います。真相はまだ明らかではありませんが、暴言があったことは事実のようです。暴言は、いずれの場でも好ましくありませんが、特に教育の場では気をつけるべきと考えています。

そこで、那珂市市内での学校での実態はどうかということで質問させていただきます。

市内の教育の場で教師の暴言など、感情が暴走する行為がありますでしょうか。執行部、 あるいは教育委員会で把握していないなら、調査してほしいと思います。教育委員会から出 向いて生徒にアンケート調査するなどの方法がよいと思います。いかがでしょうか。

〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。

〇教育部長(高橋秀貴君) お答え申し上げます。

市内の全学校におきましては、児童生徒を対象とした学校生活に関する無記名でのアンケートを定期的に実施し、いじめをはじめとしまして先生や友人との関係などで悩んでいないか、嫌な思いをしていないかなど、現状把握に努めているところでございます。お話ありました教師の感情的な暴言等につきましては、本市においてはこれまでのところはございません。

しかしながら、先般、生徒に誤解を与えるような不適切な発言をしている旨、匿名のメー

ル投書が出された事案が最近ございました。これにつきましては、事件発生後、直ちに学校 長へ指示し、該当教師への事実確認を行うとともに生徒への緊急アンケートを実施いたしま したが、教師からも生徒からも、今回の事案に該当するような事実は確認されませんでした。 しかしながら、教師には生徒や保護者に誤解を与えるような言動を慎むことや自覚を持ち みずからの行動を律するよう改めて指導いたしました。

今後とも同様の事案が発生、判明した場合には、教育委員会から適宜指示を出し、あるい は直接出向くなど、指導・対応に当たってまいりたいと考えております。

〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。

以上です。

- **○7番(花島 進君)** 関連してですけれども、そういう感情的になるというのは過労とかストレスが誘導する場合があります。部活動時間の見直しなどが言われてきて、教師の加重勤務など、改善しつつあるのでしょうか。実態はどうでしょうか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えを申し上げます。

お話のありました部活動につきましては、昨年度、国が策定しました運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインや茨城県運営方針にのっとり、本市の運動部活動の運営方針を策定しまして、各学校におきまして、その方針に沿った運営を行っているところでございます。

この方針では、望ましい活動時間について設定しており、平日は約2時間程度、休業日は3時間程度とし、大会前などを除き朝の練習もしないというふうになっております。また、週2回の休養日のほか、学校閉庁日及び長期休業中の一定期間についても休養日を設けることとしております。文化部におきましても、今年度運動部同様の方針を定めることとしております。これによりまして、教師の部活動指導に係る負担につきましては、一定の軽減を図ることができているものと考えております。

また、昨年度は学校用務員の採用、学校閉庁日を導入いたしましたが、今後も学校現場と協力しながら、教師の負担軽減に向けた継続的な取り組みを進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) わかりました。

一応、一応なんていったら失礼ですね。運営方針等を設定しても、必ずしもそのとおりな さるかどうかわからないという側面もあるし、それでよいのかという、過労を減らすことと 教育の中身と両方ありますけれども、そういうことも時折見直しながら、最後にお答えいた だいた負担軽減に向けた継続的な取り組みをお願いしたいと思います。

もう一つ、生徒や学生の感情の暴走などは報告されていますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答え申し上げます。

児童や生徒の感情の暴走ということでございますが、日常的な暴力行為等の報告はありませんが、現在把握しておりますケースとしましては、発達障害などの障害を持つ児童が感情のほうをコントロールできずに騒いだり、物を投げたり、たたく、教室から飛び出すなどがございます。これらはほとんど小学校でのケースとなっております。

このような状況になった場合には、教師、または生活支援員がとめに入り、落ちつくまで クールダウンのスペースなどで過ごすなどの対応をとっているところでございます。 以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** いわゆる生徒の荒れというのは今のところないということかと思います。

いろいろ質問しましたが、私は、教師に対しても学生に対しても、感情的になるなと言う つもりは全くないんです。私の体験では、教育に熱心な余り期待するように進まないときに 感情的になる先生がいました。あるいは、授業がうまく進むかどうか不安で落ちつかなくな ったのではないかと感じさせる先生もいました。感情的に時になるのはいいと思っています。 ですが、感情の暴走はいけません。感情の発露と暴走は同じではないと考えています。例え ば死んじまえとか言うと、そのままされたら困ることですよね。そういうことは絶対に言っ てはいけないと思っています。

こういうことは、お辞儀の仕方とか名刺の出し方とか服装管理などの表面的なことよりも 大切なことだと考えています。教師というものは、言葉で教えるだけでなくて、自分の振る 舞いも教育の一部になっていくことを自覚していただき、自分の質を大切にしていてもらい たいです。

これは昔のことですが、ある母親が自分の子供をひどく叱って、お前なんかどこへでも行っちまえと言って家から閉め出しました。そのときにある人に言われたことが、子供にとっては人を怒らせたらどんなに恐ろしいかわかる機会としてよいかもしれない。だけれども、あなたは言われたとおりにされたら困るようなことまで言って暴走しているんだけれども、いいんですかというふうに言ったんですね、ある人が。それを言われて、その母親はひどく反省したそうです。子供がかわいそうだからやめなさいと言われてもおさまらなかったと言っていました。こんなに怒るようなことをしたんだということですね。

これは一つの例です。学校の教育は、議会のような政治の場とは一定の独立性があると思っています。ですから、余りいろんなことは言いたくないですが、一つの考え方として聞いておいていただきたいと思います。

次に、学校教室へのエアコン設置とその後の運用についてお伺いします。

昨年度いろいろな、全国的にいろんな出来事があって、国の後押しもあり、那珂市でもエ

アコンの設置が進められています。設置の進行状況と見通しはいかがでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答え申し上げます。

小中学校の普通教室のエアコンの整備につきましては、現在、小中学校を6つのブロックに分けまして、3月に工事契約を締結し、各学校におきまして工事を進めているところでございます。工事完了の時期でございますが、それぞれの学校での進捗にはよりますが、おおむね6月末までには完了できるとは考えております。

工事完了後のほうですが、完了検査のほうを行いまして、7月上旬から中旬にかけまして、 使用開始できる見込みとはなっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) 状況はわかりました。

もう一つ、設置しただけじゃなくて、どう使うかというのが大事だと思うんですね。私は もともと物理屋なんで、環境というのは気温だけだと思っていません。壁や天井などからの 放射ですね、それから湿度なんかも非常にきいてくると思っています。そういうことも考え て柔軟な運用をしてほしいと思っています。今のお考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答え申し上げます。

エアコンの整備後でございますが、市で運用の指針を作成し、全校で統一した運用する予定となっております。室温の設定は、夏は原則28度とはしますが、議員ご指摘のように熱放射も、教室内の環境に大きく影響を及ぼすと思われますので、天候や湿度等の状況により教室を利用する先生方の判断で、一時的に設定温度を下げるなど、調整は可能としたいとは考えております。

あわせまして、カーテンを閉めたり、扇風機を併用するなど、効率的な運用により児童生 徒の健康及び節電や室外機からの排熱による環境負荷の軽減などに配慮するなど、児童生徒 と地球環境に優しい空調の運用を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) わかりました。

次の質問に移ります。

地籍再調査の方針についてです。

地籍調査については、額田地区の地籍再調査が法務局の方針で頓挫していました。地籍再調査のスケジュールは予定よりおくれています。以前の答弁では、先行している木崎地区の登録事務の中で、法務局とやり方を協議し、内容次第では地籍再調査の方針を考えるとのことでした。木崎地区の調査の整理、登録は完了したでしょうか。また、今後の市の方針はど

うなりますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 建設部長。
- 〇建設部長(中庭康史君) お答えいたします。

平成30年第4回定例会におきましてご答弁しておりました地籍の再調査業務における権利 の確定方法について、現地を優先すべきか、現在の公図を優先すべきかで、市と法務局との 中で解釈の相違がございました。

その後、協議を重ねた結果、本年5月になりまして、理解を得ることができ、合意に至ったところでございます。そのようなことから、既に現地調査が済んでおります木崎地区におきましては、年次ごとに一部修正作業を行った上で、法務局への成果の送り込み作業を進めていく考えでございます。

また、今後の地籍調査業務におきましても、法務局との協議調整を重ねながら、共通の認 識を持ちまして事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 確認ですが、地籍の再調査というのを今後も進める、おくればせなが ら進めるという方針と考えてよろしいですか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 建設部長。
- **〇建設部長(中庭康史君)** そのような形で進めていきたいと思います。 以上でございます。
- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- 〇7番(花島 進君) 次の質問です。

国連「家族農業の10年」と農業振興策についてお伺いします。

最近、ある権威、実は漁業についての講演を聞いたんですが、その中で、国際連合、つまり国連ですね。2019年から10年間、家族農業の10年という運動を進めるという話を聞きました。その中でいろいろ聞いてみますと、農業では世界的にも家族経営の比率が非常に高く、食料の安定供給、環境の維持などに家族農業が果たす役割は重視されているとのことでした。農業については、工業などのその外の産業に比べ、生産効率の向上、これは現在の経済環境の中でお金を稼ぐという意味での生産効率向上ですが、これがなかなか難しいという課題があります。

那珂市は、農業を基幹産業として重視していますが、小規模の農業をどうしていくかが課題というのは市のほうもご理解していると思います。国連のキャンペーンに学べることがあるかもしれないので、関心を持ってほしいと考えています。いかがでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- 〇産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

ただいま議員がご紹介いただきました国連の家族農業の10年につきましては、家族で農業

を営む世帯に対する施策であるというふうに認識してございますが、くしくも那珂市の農業 経営の現状といたしましては、経営規模の差こそございますが、大部分が家族農業の経営体 というふうになってございます。

今後につきましても、当然農業が市の基幹産業であるということを念頭に置きまして、耕作地の保全管理、農地の集積・集約化を図りながら、ご紹介いただきました国連の施策につきましても参考にできる部分は参考にしながら、小規模な家族経営者への配慮も忘れず、引き続き市の農業の施策を推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) よろしくお願いします。

傍聴している方に誤解がないように一言だけつけ加えますが、家族農業といっても小規模とは限らないですね。アメリカなんかではとてつもない規模の農地を家族でやっているのもありますので。それも含めての家族農業だと考えています。

次の質問に移ります。

市職員の人事配置、専門の育成についてです。

市の仕事を効率よく進めるためには、職員の能力が高いことが求められます。それは単に 仕事を進める速さだけではなく、分野ごとの専門に対して高い能力があり、一定の判断力が あれば、予算資料の効率もよくなります。例えば市が所有する公共施設や公共インフラ整備 の建設、維持等も、過剰な投資をすることを回避できる可能性もあります。あるいは、つく るときにメンテナンスも考えた設計施工なりができるかとか、そういうことも含めて、専門 性が養われていれば効率が上がる部分があるかなと思っています。

一方、那珂市は市の職員がそんなに多いわけじゃなくて、一つの部門に大勢人がつくとは限りませんから、その中での切磋琢磨みたいなことはなかなか難しいと思っています。そういうことも含めて、那珂市の職員の専門性はどのように育成されているのかが気になりました。

ここで質問ですが、部署ごとに異なる専門性があるんですけれども、分野ごとの能力をど う育成していますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。
- ○総務部長(加藤裕一君) お答えいたします。

市の業務の中で専門性のある職種としましては、土木、建築、保健師、幼稚園教諭、保育士などを採用しているところでございます。

土木職におきましては、土木課、都市計画課、建築課、農政課、下水道課、水道課に配置しまして、土木工事に関するさまざまな業務を経験することでスキルアップを図り、専門性を高めることで、効率的な業務遂行に努めているところでございます。

建築職におきましては、建築課、学校教育課などの建築や修繕業務の中心となる部署に配

置しております。また、コミセンや総合公園などの建物の修繕等も含めて、業務を実施しな がらスペシャリストとして育成するよう努めているところでございます。

その外、保健師は健康推進課、幼稚園教諭と保育士は幼稚園と保育所に配置しまして、それぞれの専門性を生かした業務を行っております。

また、それぞれの専門的な能力向上につきましては、所属する部署におきまして、職場での実務経験を積み重ねることによって、職務のスキルアップや外部の研修に派遣するなど、 適宜育成に努めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 私がもといた職場の隣の法人では、結構こういう人材育成というのが めちゃくちゃで、専門を無視したような配置転換がなされていて、もっともその法人では、 仕事は業者にやらせるみたいな雰囲気が強かったので、それで済んでいたのかなと思うんで すが、それで済んでいなかった事実私は思っています。

先ほど言いましたように、那珂市の場合は一つの専門分野にいる職員の数が少ないと思っています。その中では、周りのすぐれた人を見て自然に能力が育つということは余り期待できない。ですから、そういう人数の少ない集団の中でも職員の向上心を刺激して能力向上する研修や自主学習の機会を与えるなど、専門能力が育つように考えていただきたいと思います。

以上、私の質問は終わります。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(君嶋寿男君) 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問はあす6 月7日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時44分

令和元年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号(6月7日)

令和元年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和元年6月7日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

- 報告第 3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について)
- 報告第 4号 平成30年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成30年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 議案第35号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第36号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)
- 議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及 び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改 正する条例
- 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 那珂市森林環境讓与税基金条例
- 議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第48号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第49号 物品売買契約の締結について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 小泉周司君 2番 小池正夫君

3番 石川義光君 4番 君嶋寿男君

5番 關 守 君 6番 冨 山 豪 君

7番 花島 進君 8番 筒井かよ子君

9番 寺 門 厚 君 10番 綿 引 孝 光 君

11番 木野広宣君 12番 古川洋一君

13番 萩 谷 俊 行 君 14番 勝 村 晃 夫 君

16番 笹 島 猛 君 17番 助 川 則 夫 君

18番 福 田 耕四郎 君

欠席議員(1名)

15番 中崎政長君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

長 先 﨑 光 君 副 市長 宮 本 俊 美 君 市 教 育 長 大 縄 久 雄 君 企 画 部 長 大 森 信 之 君 総務部長 達男 加藤 裕一君 市民生活部長 桧 Щ 君 英 二 保健福祉部長 川田 俊 昭君 産業部長 篠 原 君 建設部長 康 史 君 上下水道部長 根本雅美君 中 庭 三 雄 君 教育部長 橋 秀貴君 消 防 長 山田 高 行財政改革 会計管理者 貴 君 平 松 良一 清 水 君 推進室長 農業委員会 渡邊荘一君 根本 実 君 総務課長 事務局長

議会事務局職員

 事務局長
 寺山修一君
 次長補佐
 小田部信人君

 書
 記 小泉 集君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(君嶋寿男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は15番、中崎政長議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(君嶋寿男君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に 出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。 職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長(君嶋寿男君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。これより順次発言を許します。

会議中は静粛にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてくださるようお願いをいたします。

また、拍手等についてもご遠慮くださるようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

◇ 小 池 正 夫 君

〇議長(君嶋寿男君) 通告6番、小池正夫議員。

質問事項 1. 小中一貫教育について。2. 不法投棄について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

[2番 小池正夫君 登壇]

○2番(小池正夫君) 改めておはようございます。

通告により、議席番号2番、小池正夫でございます。

令和元年、そして昨年12月補欠選挙当選以来、初めての議会一般質問でございます。なれない点多々あろうかと思いますが、一生懸命努めますので、よろしくお願い申し上げます。

私が小中一貫教育についてご質問するに当たり、私なりの思いがありましてこの議題を選びました。私は小学校、中学校、高校通算12年、学校評議員を2年、PTA役員をやってまいりまして、その思いがありまして教育問題に対しまして質問をさせていただきました。

ちょうど平成10年以降、小中学校などではゆとり教育というものが始まり、週5日制の導入というものがあり、働いている家庭のお母さんたちは土曜日に子供が家にいるということになり、大変な騒ぎにもなりました。

週5日制と申しますのは、1998年に小渕内閣のもとで「ゆとり教育」をスローガンとする学習指導要領が成立し、週5日制が施行されました。ところが学力の低下、またいろいろな諸問題等が起こりまして、2007年(平成19年)以降、1月14日に授業時間の10%増、必要に応じて土曜日授業の復活などが盛り込まれ、2007年以降、授業時間の1割増が明記され、そして2008年、2011年から2013年に完全にもとに戻され、マスコミ等は、この改訂された教育のことを「脱ゆとり」と言われたこともあります。

今お話ししたとおり、週5日制の導入ということで、私の役員をやっていた那珂市立木崎 小学校でも役員、保護者の間で話がありまして、第1土曜日、第3土曜日学校へ出てきても らって、当然これは希望者だけでございますけれども、来た生徒においてはドリル、宿題、 展覧会に出す作文や図画などを学習をしてもらい、そこで必ず朝きちんと起立、礼から始まりまして、終わりにもきちんと起立、礼で終わり、教室の掃除をして、だらだらせずに授業 ができるという体制をつくってまいりました。

保護者も交代制で5人ぐらいずつ出ていただきまして、私たち役員も2人から3人が立ち会うという形で、「木崎塾みんなの勉強室」という名前で2年間一生懸命やってまいりました。その苦労が報われ、チューター指定校となりまして、県から予算がつき、茨大の教育学部の学生さんを講師として呼ぶことができて、この活動が2年間できた次第でございます。

小規模校ながら、保護者も先生も一生懸命協力していただき、すばらしい活動ができた。 その思いがあり、この小中一貫教育に対しまして非常によい教育だと興味、関心を持った次 第でございます。それで今回の質問にこの議題を選んだわけでございます。

お聞きいたします。

那珂市において小中一貫教育を始めたきっかけなど、これまでの経緯についてお伺いいた します。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

本市の小中一貫教育でございますが、平成24年度に全国に小学校と中学校の連携促進の機運が高まってきたことがきっかけでございます。社会的にも「中1ギャップ」が問題となる中、本市の児童・生徒の実態として、さらなる学力の向上、家庭学習の習慣化、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成が求められる状況にありました。また、発達に課題を抱える子供たちの増加に伴う情報連携の必要性も踏まえたものでございます。

その後、学校長とともに検討委員会や推進委員会を設置しまして研究を重ねる中で、課題の解決には小中一貫教育の取り組みが有効であるという認識に至ったことから、3年間の試行期間を経まして、平成27年度から本格実施となったものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- 〇2番(小池正夫君) わかりました。

経緯はわかりましたが、その小中一貫の取り組みの中でどのようなことに重きを置いてき たんでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

本市の小中一貫教育の特色としては、大きく4つございます。

1つは、小中学校における学園制の導入です。学園名やシンボルマーク、学習や生活における共通の約束を共有することで連携校として一体感の醸成に努めております。

2つ目は、「学習の手引き」と「学びのデザイン」の活用でございます。これは義務教育 9年間を見通した学びに向かう視点を提示し、学校と家庭で学習内容を共有するもので、学 力の向上を図るための重要な指針となっております。

3つ目でございますが、道徳教育の充実です。教材としまして、市独自に「道徳郷土資料集ひまわり」を作成し、小中を通して那珂市の特性を生かしつつ、道徳性の向上を目指しております。例えば、根本 正をはじめとする本市の名誉市民について学ぶなどにより、地域への理解と郷土愛の醸成もあわせて育成するものとなっております。

最後、4つ目となりますが、「小中一貫教育の日」と「小中一貫発表会」の開催を通した仲間意識と表現力の育成です。日ごろの学園内の交流や学びを広く発表することで、子供たちは達成感や一体感を実感するとともに、保護者や地域へ発信し、みずから学びの成果を表現する貴重な機会となっております。

これら4つの取り組みを大きな柱としまして、小中一貫教育を進めてきたところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- ○2番(小池正夫君) わかりました。

那珂市内には小中一貫校というのが5つございますね。ばら野学園、青遙学園、緑桜学園、

わかすぎ学園、そして白鳥学園でございます。先ほど来ご説明にもありましたとおり、各学校のシンボルマークをちょっと調べてきましたので、ちょっとご紹介させていただきます。

ばら野学園の場合は那珂一中・西小学校・五台小学校ですけれども、学園名にちなんだ赤いバラの花であふれる元気や情熱をあらわす。2枚の緑の若葉で伸びやか、さわやかな素直さをあらわす。花弁の六角形は小学校6年間、逆三角形は中学校3年間をあらわし、9年間を通して中央の黄色い円のような知徳体の調和のとれた児童・生徒の育成を図るということを意味しているということでございます。

また、青遙学園(那珂二中学・横堀小学校・額田小学校)におかれましては、学園内の紋章には童話の「青い鳥」の主人公チルチルとミチルがその青い鳥を追い求めて旅、すなわち全ての真理を見通せるようになるための旅と捉え、学園章内の2つの羽根の青い鳥は学園内の男子と女子が手を携えて同様の旅に出る決意をあらわしている。つまり小中一貫教育の9年間を通して児童・生徒が真理を追究するために学ぶ学園こそ我が青遙学園であるという誇りをあらわしているというものでございます。

緑桜学園は那珂三中学校・芳野小学校・木崎小学校になりますけれども、ここのシンボルマークは緑の三角形、緑豊かな学区の3校をあらわしている。それにピンクの花びらを重ねて緑桜学園の頭文字Rをかたどっているというものでございます。これをシルエットにすると上に向かう矢印、3校が一つになってともに向上していくという姿を表現しているということでございます。

次、わかすぎ学園、これは真っすぐに伸びる若杉の木、心や体の成長をあらわしている若杉の木が丸く囲まれている中、若杉のWのイニシャルが隠れている。また、3校それぞれの特徴を大切に、和を大切に調和がとれているということを意味している。中央にある高い若杉の木は那珂四中・菅谷小学校・東小学校をあらわし、3校が連携しながらわかすぎ学園が大きく成長していくことをあらわしているということでございます。

白鳥学園、瓜連地区の古徳沼には白鳥が飛来する。翌年、子供たちの心のふるさとというように願い、瓜連の自然・歴史・文化を八重桜にあらわし、2羽の白鳥は子供・学校・地域の協働により学園の将来を創造する願いを込めて、このマークになったそうでございます。

非常にどこの学園もすばらしい紋章、シンボルで、皆さん生徒・児童、一生懸命学校に通って明るくしているのを毎日見ております。

質問いたします。

小中一貫教育により、どのような成果があったのかと感じておりますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- **〇教育部長(高橋秀貴君)** お答えいたします。

一番大きな成果としましては、学園という一体感の中で小学校間の連携、小中連携が緊密になったことであります。これにより自己肯定感や思いやりの心、コミュニケーション能力が身につくとともに、小学生があこがれの中学生として将来像を描くなど、中1ギャップの

解消にもつながっております。

また、教師にとりましては、9年間を見通した指導計画を意識することで、小中のつながりを意識した授業改善が図られるとともに、保護者の理解のもと家庭学習の充実、学習意欲の向上も見え始めております。

小中一貫教育の取り組みにつきましては、毎年、子供たちや教師に対してアンケートのほうを実施しておりますが、そこからも一定の効果が上がっているものと捉えております。 以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。

〇2番(小池正夫君) わかりました。

私が就学している当時、いじめという言葉もありませんし、校内暴力ということもない時代に学校に通っておりまして、私56歳なんですけれども中1ギャップというのもそうそう聞く問題ではない。ただいまの答弁にありましたが、中1ギャップの解消にもつながったということですが、ちょっとさわりだけお話ししますと、中1ギャップというのは中学校入学後に学習や生活面での大きな環境変化に適応できず不登校やいじめが増加する現象。ギャップというのは大きなずれ。これは2つありまして、小学校で少なかった問題行動が中学校に入ると急増するという現象でギャップ。もう一つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップであるということでございます。

そのため、小中一貫教育における学校再編をはじめ、小学校と中学校の連携を強化し、入 学前の交流活動や子供について継続的に記録し、それを引き継ぐための小中連携シートなど 資料づくりが行われているということでございます。

また、入学後の児童・生徒の心理状態を把握するため、内省ノートやアンケート調査によるストレスチェックを行いながら自立を促すようなクラスの活動を行うといった取り組みもあるということでございます。

東京都においては、これは例ですけれども、近隣の小中学校の間で教職員同士が情報交換会を開いて、学校の教員同士が情報を共有するという勉強会なども開いているということでございます。

一番大切なのは、その前に、家庭での教育が一番大事だろうと私は思っております。これ を述べておかないで、教育とか行政のせいにばかりするというのはいかがなものかと思って おります。やはり家庭内での教育、しつけというものが大事だろうと思っております。

質問いたします。

これまでの取り組みを踏まえまして、今後の小中一貫教育の取り組みを何かお考えになっているでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- **〇教育部長(高橋秀貴君)** お答えいたします。

小中一貫教育は確かな学力、豊かな心、健やかな体、自分らしい生き方や自立を大きな柱

として掲げ、先ほど申し上げた取り組みをはじめとして、さまざまなアプローチを実施して まいりました。

今後は、過去4年間の各学園の実績を踏まえまして、さらなる連携強化を図るとともに、 学園内の児童・生徒がたくましく時代を生き抜く力を身につけられるよう、本市の小中一貫 教育を教育システムとして進化していく時期と認識しております。

今後とも、小中一貫教育の視点で創意工夫しながら、新たな取り組みを始めるとともに、 保護者をはじめ地域の皆様に本市の教育についてご理解とご協力をいただけるよう、周知啓 発にも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- O2番(小池正夫君) わかりました。

私たちも一生懸命、周知啓発に協力したいと思っております。将来を担う那珂市の子供た ちのために。

これでこの質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、不法投棄の問題でございます。

不法投棄と申しますのは、簡単にゴミを捨てること。お伝えのとおり不法投棄は不法に廃棄物を投棄するということをいうんですけれども、もう少し具体的かつ法的に見ていくと以下のようなことになります。

今、社会的モラルの低下とともに簡単にゴミを捨てる。わからなければそれでもいいんだろうと。自分の家、自分の庭にゴミがなければ、隣、道路、どこにでもゴミを捨ててもいいというような非常にモラルの低下を感じる昨今でございます。

ですけれども、不法投棄というもので大変な罰則があり、ましてや罰金などがあるということを看板に書いて、処罰されますよということを幾ら書かれても、後を絶たないような状態でございます。

一般的に言いますと廃棄物とは、ゴミ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物、その他の不用物をいうのでございますが、定められた処分場以外に廃棄物を投棄する行為、これは山中とか海、川、道路、空き地、私有地などの廃棄物を捨てる場所と定められている場所と違うところに捨てることを不法投棄と。ちょっとならば捨ててもいいかなと思う気持ちが不法投棄につながるということでございまして、まず不法投棄をした場合、通常の不法投棄をすると、法律、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号にも違反するということで、こちらに違反しますと5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金または併科が科せられるということでございます。

これが個人廃棄物場として定められている場所以外に廃棄物を捨てるという場合ですが、また、未遂の場合も同じような過料を科せられるということでございます。

そこで、お伺いいたします。

那珂市内の不法投棄の現状を伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答えを申し上げます。

現状でございますが、市内における廃棄物の不法投棄件数を平成27年度から30年度の4 カ年について申し上げます。

平成27年度121件、平成28年度138件、平成29年度126件、平成30年度が135件となっております。

また、年2回実施しております市内一斉清掃におけるごみの回収処分量でございますが、 平成27年度1万720キロ、平成28年度1万560キロ、平成29年度1万3,950キロ、平成30年度 が1万1,457キロとなっております。

このほか、平成28年度に地区まちづくり委員会の提案で始まりました常磐自動車道側道クリーン作戦につきましては、開始年度である平成28年度には回収処分したゴミが3,100キロ、平成29年度が1,850キロ、平成30年度が1,100キロということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- **〇2番(小池正夫君)** わかりました。

それで、どのような場所や、どんなものがどこに捨てられているのか把握しておるんでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

不法投棄される場所はさまざまでございまして、高速の側道やため池の周りなど人目につかないところが多く、粗大ごみの置き場に勝手に置いていくケースも見受けられました。

捨てられているものについてでございますが、コンビニ袋に入れられた弁当や飲み物がいつも同じ場所に捨てられていることが非常に多く見受けられ、ここ数年は本米崎地区内、古徳地内、門部地区内などに産業廃棄物の塗料缶が40から50缶投棄されているケースがございました。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- O2番(小池正夫君) わかりました。

私がことし3月まで自治会の安全・安心部部長を6年務め、また、まちづくり委員会福祉環境部会を6年、うち部会長を2年務めてまいりました。その中で、地区の清掃や美化に取り組んできたことで不法投棄についての関心が非常に高いのでございます。今より30年以上前の話でございますけれども、私どものつくっている木崎小学校の前の谷津田というところに谷津川という川がございまして、そこの用水路と川の河川敷にくみ取り業者がくみ取ったふん尿を処理場に持っていかず、そこの用水路と川に全部それをまいていってしまったこと

がございまして、私が多分18か19のころだと思いましたが、最初それは真冬なもんですから真っ白くなっているんですね、一体何がこの水のないときに用水路に入っているんだろうというので棒でかきまぜましたところ、それが出てまいったということでございまして、それは一度ではなく、何度かありました。

その年、その河川を掃除するのに大変なことになったんでございますけれども、口の悪い方は、随分稲が取れたんだろうと、肥料も効いたんだろうなんてやゆする方もいらっしゃいましたが、そういう問題ではなく、そういうことをされたこともありまして、木崎地区というのは農繁期以外は農耕地に人がおります。新しくできた広い道路、適当に木陰もあります。そういう場所を見回って、今の時期ですと田んぼの水回りのときに毎日見回ったりしているんですけれども、同じ銘柄の缶コーヒー等や同じ銘柄のビール缶や酎ハイの缶が数十本、一体この人はこれがよっぽど好きなんだなと思うほど捨ててあるんです、50本も60本もです。それを毎月拾うんですけれども、コンビニのお弁当の食べ残し、またはゴミがたくさん散乱しておりまして、ペットボトルのゴミもたくさんございます。本当にマナーの悪さというのががっかりするほどでございまして、私は家で田んぼをつくっておりますので農地保全の活動もしておりまして、自分ちの田んぼなんかをトラクターで掘りに行ったときに、何個も缶を拾ったり、ペットボトルやレジ袋を拾って、そしてまたそれを土手に持っていって拾って帰って処分するということがございました。

また、私どもの公民館ですね、先ほどご説明があったとおり、産業廃棄物のペンキの薬剤など10缶以上投棄されていたことがございまして、その対策として、私の自治会では入り口にくいを打ったり、粗大ごみの前後に鎖を引いて施錠するということを行いましたところ、公民館における投棄というのはなくなりました。常に見回っているということはあるんですけれども。

それで、お伺いいたします。

不法投棄の一般的な対策というのは何かありますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答え申し上げます。

既に今議員がおっしゃったとおりのようなことなんでございますが、一般的な防止策としましては、土地管理者が不法投棄防止の看板を設置することや、ネットを設置して侵入防止をする方法、小まめな除草で視界をクリアにして捨てにくくすることなどがございます。

また、不法投棄された場合には早急に投棄物を撤去することで、新たな被害を最小限に抑えることができるというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- ○2番(小池正夫君) わかりました。

那珂市での対策というのはありますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

市としましては、市内でポイ捨てや不法投棄でお困りの土地所有者や自治会に対しまして 啓発看板を無償で貸与しているほか、那珂市内の一斉清掃、常磐自動車道側道クリーン作戦 など年3回の清掃活動を実施しているところでございます。

そのほか、茨城県廃棄物対策課や警察などと産業廃棄物ランドパトロール、また市内在住で県のボランティアであります不法投棄監視員と連携しまして早期発見、早期対応に努めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- 〇2番(小池正夫君) わかりました。

そこで、私の考えでございますけれども、中学校区帯にありますハザードマップのように、ゴミマップというのをつくりまして、子ども達にどの場所にどういうゴミが捨ててあって、どの場所にたくさんゴミが捨ててあるのか、そういうものを子供たちに周知をさせて、そして子供のうちからゴミを捨てるのは悪いことだと教え込むことが大切だと思っております。

これから那珂市、また日本を背負っていく若い世代に不法投棄の根絶を訴え、そしてゴミポイ捨てをさせない教育、また道徳心を養うことが大事だと思っております。

お伺いいたします。

今後の展望はありますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答え申し上げます。

不法投棄を防止する方法といたしまして、ゴミを捨てにくくする環境をつくること、そして道徳心やモラルの向上が挙げられるところであります。

大人に向けてのアプローチのほか、未来の大人である子供たちに向けても何かよいアプローチがないかと思案しているところでございます。

ポイ捨ては悪質な不法投棄への第一歩でございます。ポイ捨てなどの身近な問題を解決することで不法投棄をなくすことができると考えております。また、投棄されたごみを原因としたマイクロプラスチックの問題も取り沙汰されているところでございます。

「環境を守ることは命を守ること」との動機づけができればと考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 小池議員。
- **〇2番(小池正夫君)** わかりました。

今お話にもありましたとおり、マイクロプラスチックの問題、また海洋プラスチックの問題等々が今世界で随分、日本でも今問題視されているところでございます。

しかし、プラスチックの多くは使い捨てであり、利用後きちんと処理されず環境中に流出してしまうということがあります。大体レジ袋というものがプラスチックゴミだということを理解している人が少ない時代でございます。あれが川から海に流れ込み、魚などが食べて、それで毒素を持って、ここ二、三十年後には魚を食べられなくなってしまうのではないかというぐらいのところまで来ているということでございます。

既に世界の海に存在していると言われるプラスチックゴミは、合計で1億5,000万トン、 そこへ少なくとも年間800万トン、これはジャンボジェット機にして5万機に相当するゴミ が流出すると言われております。日本はプラスチック生産量では世界第3位、特に1人当た りの容器包装プラスチックごみの発生量については世界第2位ということでございます。

私も、今から話すデータを見てびっくりしたんですけれども、実際にコンビニの普及もありまして、国内で流通するレジ袋の枚数は年間いくつあるとお思いでしょうか、推定で400億枚ということでございます。400億枚年間で使用されているということでございます。また、ペットボトルの年間出荷は227億本になるということでございます。日本では廃棄されるプラスチックの利用効率84%と言われておりますけれども、全体の57.5%は燃焼の際にエネルギーで解消するものの、燃やすサーマルリサイクルという処理法になっているということでございます。

私たちも大人として、地域の人間として、きれいに、そしていい那珂暮らしができるように、自分の家も地域も自分の庭だという認識を持って、きれいに、そして心もきれいにしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告6番、小池正夫議員の質問を終わります。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長(君嶋寿男君) 通告7番、木野広宣議員。

質問事項 1. ヘルプマーク・ヘルプカードについて。2. 教育無償化について。 木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

[11番 木野広宣君 登壇]

〇11番(木野広宣君) 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

初めに、ヘルプマークについて質問をいたします。

4月初めのころ、市民の方より、水戸市ではヘルプマーク・ヘルプカードというものを普及啓発をしているのですが、那珂市はそういうことを行っているのですかとの問い合わせが

ありました。社会福祉課に問い合わせたところ、「県より書類が届いたばかりで、まだ具体的にはわかりません」ということで、書類を見せていただきました。わかり次第、説明しますとのことで、そのときは終わったのですが、5月17日に行われました商工会の通常総代会で、終了後、福祉課よりヘルプマーク・ヘルプカードについて参加していた方に説明がありました。ここにいる何人かの議員も出席をしておりました。ちょうどよい機会なので、今回この質問をした次第であります。

実際のところ、その当時はなかったんですけれども、きょうはサンプルがありますので、皆様に見ていただこうと思ってお持ちしました。一応こういう感じで、これがヘルプマークになります。こちらのほうが、これは茨城県がつくっておりますヘルプカードというカード形式の見せるタイプのカードになります。触っていただくと、このヘルプマークのほうは結構しっかりとしておりまして、かばんとか、また男性の場合にはベルトのところにもつけられるような感じでフックがついておりますので、結構わかりやすいかなというふうになっております。

県内においても、水戸市、つくば市、守谷市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市が配布しているのは聞いておりました。本市においても、今年度よりヘルプマークを配布することになったと伺いましたが、その経緯についてお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

ヘルプマークでございますが、東京都が平成24年度から取り組みを始めまして、デザインを全国共通化しようと平成29年7月に記号登録をしまして、全国に普及が拡大しているということでございます。

当市としましても、ヘルプマークの普及啓発を検討をしていたところ、今年度、茨城県の主要施策の一つとしましてヘルプマーク等普及啓発促進事業が実施されることになりましたことから、本市におきましても要綱等を整備し、その配布、普及啓発に取り組む予定としているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- **〇11番(木野広宣君)** 確かに市でも検討していたということで、急に始まったということがわかります。

また、実際にヘルプマークはどのようなものか具体的にお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

先ほど木野議員からお示しをされたところですが、もう一度ご説明をいたしますと、こちらは東京都におきまして考案、開発されたものでございまして、先ほどのとおり赤地に白字で十字マークとハートマークが描かれておりまして、手のひらサイズの長方形ということで

ございます。かばん等に提げて使用できるようにストラップがついているというものでございます。

次に、このマークをどのような方がどのように使用するかということでございますが、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の方などが外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々がそのマークを衣服、それからバッグ等につけることで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするというものでございます。例えばの例で言いますと、公共交通機関の優先席の確保など、日常生活で役立つことが期待できるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- 〇11番(木野広宣君) わかりました。

確かに先ほど皆さんに見ていただいて、こういうものだとわかっていただいたと思います。 次に、ヘルプマークの周知方法について、どのように行うのかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

今回、茨城県からヘルプマークのほかヘルプカード、パンフレット、ポスターが今月中旬 ごろまでに県民センター、それから各市町村などへ配布をされる予定となっております。

そこで、議員からお尋ねのヘルプマークの周知方法でございますけれども、まずは広報なかお知らせ版6月11日号におきましてマークの配布に係るお知らせをする予定でございます。 同様に、市のホームページにおきましても掲載をいたします。

また、届きましたパンフレットにつきましては、社会福祉課の窓口、それから市内公共施設等で配布をすることを考えているというところでございます。

周知、啓発につきましては、当然でございますが今年度に限らず、翌年度以降も継続的に 行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- **〇11番(木野広宣君)** 確かにいかに周知するかが大事になってくるなと思います。しっかりと周知する方法を前向きに対処していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、皆さん目で見てわかるという感じで、このポスターとかパンフレットというのはすごい大事になってくると思いますので、その辺も今後しっかりと対応していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、ヘルプカードとはどのようなものかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

こちらも先ほど折り畳んだカードを木野議員のほうからお示しがあったところでございま

すけれども、こちらは折り畳みますとおおむね名刺サイズになるものでございまして、援助を必要とする方がそのカードに自身の緊急時に必要な情報を記載して携帯することによりまして、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いをするためのカードでございます。

ヘルプカードを携帯し、あわせてその普及を図っていくことによりまして、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、また情報とコミュニケーションを支援、障害に対する理解の促進がなされるのではないかなということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- **〇11番(木野広宣君)** わかりました。

確かに意義としては物すごくすばらしいことであると思います。ただやっぱりこのヘルプカードというのは結構持ちやすいという部分がありますので、自分の財布とか、免許証入れとか、そういったところに入れるには本当に最適なサイズだと思います。

続きまして、先ほどと同じようになりますが、ヘルプカードの周知方法はどのようになる のかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

ヘルプカードの周知方法につきましては、ヘルプマーク同様の手法で行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- O11番(木野広宣君) わかりました。

こちらも先ほどの重複になりますけれども、しっかりと皆様に周知していただくような方 法をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、このヘルプマーク・ヘルプカードの配布方法はどのように行うのか、また前にお 伺いしたときに、市独自のヘルプカードを配布すると伺っておりますが、そのこともあわせ てお願いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

まず、ヘルプマークでございますが、先ほど申し上げましたとおり、茨城県より間もなく届く予定となっております。枚数につきましては240枚ということでございます。

対象要件に該当し、配布を希望する市民の方に対しまして7月1日から申請に基づきまして社会福祉課窓口におきまして配布を開始する予定でございます。

また、ヘルプカードのほうにつきましても、同様に240枚届く予定となっておりますので、 配布を希望する市民の方に対しましてヘルプマークと時期を合わせて7月1日から社会福祉 課の窓口で配布を開始する予定でございます。

加えまして、ナカマロちゃんのイラストを入れました那珂市版のヘルプカードを作成して、 市のホームページからもダウンロードできるようにもしていきたいというふうに考えており ます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- **〇11番(木野広宣君)** わかりました。

確かに茨城県もそうですし、水戸市なんかもやっぱりキャラクターが入って、那珂市もナカマロちゃんのイラストが入ることによってかなりイメージも変わってくると思います。これはすばらしいことだと思いますので、ぜひ作製をしていただき、皆様に配布をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ヘルプカードにつきましては、水戸市、石岡市、龍ヶ崎市、笠間市など12市町村でカード 様式のダウンロード公開やカード配布等の取り組みを実施するとも伺いました。ただ、多く の方に周知していただくにはなかなか難しいことではないかと思います。

私も5日の日に用がありJRで東京へ行ってきましたが、電車の優先席に座っているのは結構若い方で、ほとんどが携帯を見て操作しているか、また寝ているかという方がほとんどで、周りの方を気遣って見ているとかそういうことは一切ありませんでした。そういったときに、ヘルプマーク、またヘルプカードを持っているのを見つけていただけるのかなというのも、実際、私自身も心配しているところであります。寝ているときとかもありますけれども、逆にヘルプカードは提示ができるので、その辺をしっかりと皆さん見せていただいて、私はこういう者ですという感じで言っていただければ席を譲っていただけるんではないのかなとは思っております。

どちらかを有効に使用していただけるかというのは、やっぱり皆様がしっかりと周知をしていただくことが大事になってくると思います。私も含めて、ヘルプカード・ヘルプマークを皆様にぜひご承知いただきますようお願いし、この質問を終わりといたします。

次に、教育無償化について質問をいたします。

この質問については、きのうの一般質問で寺門議員、小泉議員もされており、一部重複しておりますが、その辺何とぞよろしくお願いいたします。

今回、教育無償化2法が成立いたしました。教育の機会均等を含め、子供たちの未来をひらくためにことし10月から幼児教育・保育の無償化、来年4月から所得の低い世帯を対象とした大学、専門学校など高等教育の無償化が開始されます。いずれも10月の消費税率10%への引き上げによる増収分が財源で、実施するための法律が可決し成立したものによります。初めに、幼保無償化の必要性があるのかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

少子化問題の一因としまして、子育てと仕事の両立、さらには子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担と言われているところでございます。そのため、国では、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策の一つであるとの考えから、幼児教育・保育無償化を行うというものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- ○11番(木野広宣君) 確かに子育て支援の一環を担うものになるということですね。対象になる年齢及び世帯は全国では約300万人の方が対象となり恩恵を受けるとのことであります。また、保育児などの待機児童がいる世帯にも恩恵があるように、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育も補助額に上限を設けて無償化されます。給食費は無償化後も引き続き自己負担となりますが、おかずなどの副食費の援助対象者は現在の生活保護世帯などから年収360万円までに広がります。無償化とともに待機児童への施策も強力に推進することであります。

次に、対象となる年齢及び世帯についてお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

3歳から5歳児につきましては、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育料が無償化の対象となるということです。

また、ゼロ歳から2歳児につきましては、市民税非課税世帯の保育園、認定こども園等の保育料が無償化となるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- **〇11番(木野広宣君)** わかりました。

次に、対象となる人数はどの程度になるのかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

幼稚園、それから保育施設に入所している3歳から5歳児の対象児童につきましては約1,200人、ゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯で無償化に該当する児童につきましては約20人程度と見ております。

また、認可外保育施設に入所している児童につきましては約160人程度になるであろうというふうに見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- ○11番(木野広宣君) 確かに認可外保育施設に入所している児童が約160人程度というこ

とになるわけですね。わかりました。

次に、対象となるサービスについてお伺いいたします。

幼稚園、保育園等の利用料無償化のほかにはどのような事業が無償化の対象になるのかお 伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

幼稚園の預かり保育料につきましては、保育の必要性が認められるものであれば月額1万1,300円を限度に無償化の対象となります。

また、認可外保育施設に入所している方で保育の必要性が認められる世帯及び病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等、さらに就学前の障害児の発達支援の利用料につきましても無償化の対象となります。3歳から5歳児につきましては月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳児の市民税非課税世帯につきましては月額4万2,000円を限度として無償化の対象となります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- ○11番(木野広宣君) 今回この無償化ということで5月末あたりに実際に対象となる方の お母さんたちにはお会いする機会があったんですけれども、逆に、私たちが言う前に、もう 皆さんこのことを知っていまして、ああ、やっぱり本当にこういう情報というのが皆さん敏 感なんだなというのはつくづく感じました。また逆に、このことで少しでも家計に対して負 担が軽くなるということで、大変喜んでおられました。

高等教育無償化は、給付金、奨学金と授業料減免の対象者、金額ともに大幅に拡充して行われます。奨学金は最大91万円、減免は同約70万円、来年度から新入学生だけではなく、大学生にも対象となります。

無償化になるには住民税非課税世帯とそれに準じる世帯の学生、奨学金や減免の額は世帯年収で段階的に差がつけられます。両親と本人、中学生4人家族の場合、年収270万円から300万円未満で、非課税世帯の3分の2、年収約300万から380万円未満で同3分の1の額になります。さらに、家計が急変し要件を満たすと判断されれば、速やかに支援が受けられるようであります。ただ、今回の高等教育無償化の対象にならない中間所得層でも負担軽減を図る検討を継続すると国では考えているとのことであります。

そこで、関連してお伺いいたしますが、大学等修学支援法というのはどういうものなのか お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

大学等修学支援法、正式には大学等における修学の支援に関する法律でございますが、本年5月10日、参議院にて可決・成立し、令和2年4月1日に施行されるということでござい

ます。

内容といたしましては、真に支援が必要な低所得者に対しまして、修学に係る経済的負担を軽減することにより安心して子供を産み育てる環境の整備を図り、少子化進展への対処に寄与するという趣旨のもと、低所得者世帯を対象に、大学等における授業料等の減免や給付型奨学金の拡充を行うというものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野議員。
- ○11番(木野広宣君) わかりました。

最後に、国では、今回の教育無償化には子育て世代の経済的負担の軽減を通じて少子化に 歯どめをかけていくとともに、家庭の経済的な事情による教育格差をなくし、貧困の連鎖を 断っていくという意味があります。

国立研究機関や政府の調査によると、若い子育て世代が理想の子供の数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからであり、教育の負担軽減を求める声が多いのが現状であります。

幼児教育では、ノーベル経済学賞を受賞したアメリカ・シカゴ大学のヘックマン教授らの研究などで、就学前の教育支援が基礎学力の定着や将来の所得の増大などに多大な効果があることが判明しており、イギリスやフランス、韓国は既に無償化を実施しておるとのことであります。

高等教育に関しては、所得が低い世帯ほど大学進学率が低いという実態があり、独立行政 法人の調査によると、最終学歴が高校卒と大学院卒では生涯賃金に約7,500万円程度の差が あるとしております。

こうしたことから、教育無償化により将来の貧困を防いでいけるのではないかと思っております。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告7番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(君嶋寿男君) 再開いたします。

◇古川洋一君

〇議長(君嶋寿男君) 通告8番、古川洋一議員。

質問事項 1. 児童・生徒の自転車運転について。2. ひきこもり等の支援について。3. 職員の意識改革について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[12番 古川洋一君 登壇]

○12番(古川洋一君) 議席番号12番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 最初は、児童・生徒の自転車運転についてお伺いいたします。

その前に、皆様もご承知のとおり、先月、滋賀県大津市で起きた車同士の衝突により軽乗 用車が歩道にいた保育園児らの列に突っ込み16人が死傷した事故、また川崎市で起きた歩道 でスクールバスを待つ小学生ら20人を包丁で次々と傷つけた殺傷事件が起きました。いずれ もどうやって子供たちを守ればよいのか、今後どうしたら防げるのか考えさせられる、何と もつらく、残念な事故・事件でありました。亡くなられた方々のご冥福とけがをされた方々 の一日も早いご回復を心からお祈り申し上げる次第であります。

さて、児童・生徒の交通安全については、これまでも各小中学校における交通安全教室等の実施や地域の方々による見守り活動等により、児童・生徒に対する指導をしてくださっていることは承知をしておりますが、自分の身は自分で守るといった観点から、きょうは児童・生徒の自転車運転についてお伺いしてまいりたいと思います。

私が小学生のころを思い出してみますと、私の小学校では全員が徒歩通学だったと思いますが、多分ですけれども、ほぼ全員が自転車を所有し、特に男子児童は、今では全く見ませんが、ドロップハンドルのサイクリング車というものを親に買ってもらい、学校のグラウンドでは放課後、自転車でスピード競争のようなことをしていた記憶もございますし、時にはほかの小学校とソフトボールの練習試合ということで、子供たちだけで遠征に行ったり、中学校1年生のときには自転車で東海村の虚空蔵尊まで十三参りに行った記憶もございます。そのような経験をしながら知らず知らずのうちに交通ルールも学んでいたのかもしれません。そのような昔話をしていたときに、そういえば自転車の競技会というのがあって練習したよね、でも今では、そういう競技会に出たとか、練習したとかと聞かないよねという話になりました。

私が車を運転する中で、児童・生徒の運転する自転車と接触しそうになって冷っとすることもございますし、実際にほかの車と接触し転倒してけがをした場面に遭遇したこともござ

います。そのようなときに、今の子供たちは親御さんの車で送迎してもらうことも多いでしょうし、昔のように運転技術を競って練習するようなこともないでしょう。自転車に乗れるようになるまでには、幼少時に親御さんから教えてもらうんだと思いますが、その後の交通ルールや運転技術などはどこで、誰に教わっているのだろうといった疑問が湧いてまいりました。

そこでまず、児童・生徒が自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけ、交通事故防止にもつながるであろう自転車競技会は今でも実施されているのかお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

今、議員おっしゃりました大会でございますが、正式名称は交通安全子供自転車茨城県大会でございまして、この開催につきましては茨城県交通安全協会と茨城県警察本部の主催で、県内各警察署管内の代表校28校と前年度優勝校であります1校を足しまして29校、116名の児童が参加して実施されているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 県の安全協会と県警が主催して今でも行われていると。各警察署管内の代表校の児童が参加しているとのことであります。ということは那珂署管内、つまり那珂市からも出場しているということでございましょうか、お伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

那珂市内では、市内の小学校9校が輪番で那珂地区代表といたしまして茨城県大会に出場 しているところと伺っております。

なお、競技指導においては、担当の先生及び那珂地区交通安全協会指導員が行っていると ころでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 市内の9つの小学校が輪番で県大会に出場しているとのことでありますが、各校での選手選考はどのようにされているのかおわかりになりますか。伺います。
- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答え申し上げます。

選手の選考におきましては、希望者がそのまま選手となっているということを聞いております。 1 チームの選手は 4 名となっているところでございます。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

- ○12番(古川洋一君) 9校が輪番で、それもたった4名が出場するということは、小学生のうちに正しい自転車の乗り方等を踏まえた交通安全教育、そういったものを受けることなく卒業しているということになります。このことを教育委員会としてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いいたします。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- **〇教育部長(高橋秀貴君)** お答えいたします。

現在、自転車大会の出場は輪番ということになっておりますが、以前は市内全小学校が出場し、市で予選会を行っていたという経緯がございます。

しかしながら、出場するための児童の練習や指導などに多くの時間が必要であるため、学校のほうの負担が非常に大きいとのことから、予選会のほうをなくしまして、輪番で出場することになったものでございます。輪番にすることで、議員ご指摘のように小学校在籍中に輪番が回らず、出場機会のない児童もいる状況となりますが、競技会に出場するしないにかかわらず、各学校において交通安全について教育のほうは行っているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- **〇12番(古川洋一君)** 学校の負担ですか。了解しましたとは言いたくありませんけれども、 そのかわりというわけではないんでしょうけれども、各校では、それとは別に交通安全教育 は行っているということであります。

では、その各校で実施されている交通安全教育とはどのような内容なのでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(桧山達男君)** お答え申し上げます。

児童・生徒に対する市の授業といたしましては、翌年度の新入学児童を対象に、毎年、新入学児童交通安全の集いという授業をはじめ、市内の小中学校からの依頼を受けまして、各学校ごとに内容や実施回数の違いはありますが、茨城県交通安全教育講師による交通安全教室を実施しているところでございます。

内容につきましては、小学校1・2年生におきましては主に横断歩道の渡り方、小学校3年生から中学生につきましては、自転車を実際に使いながら乗り方などを含めた交通安全教室を実施しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 市内の各小中学校からそれぞれ依頼を受けて実施しているということでありますが、ここで一つ疑問なのが、学校から依頼を受けるのが教育委員会ではなく、市の事業として防災課が窓口になっているということ。これについては後ほどまた触れたいと思いますが、いずれにいたしましても各学校ごとに内容や実施回数に違いがあるとのこと

であります。

この交通安全教室は、市内全ての小中学校で実施しているようですが、年に一、二回の安全教室で自転車の運転技術や交通ルールなどの知識が習得できるとは思えません。私が毎朝している立哨指導の際に、中学生数人に対して、「道路にある標識とか全部わかっているか」と聞いてみました。すると、標識とかはよくわからないし、標識を見て判断しているのではなく、経験として、例えばここは車が来るからとまるんだという感覚だそうです。標識だけを当てにしないという意味ではよい面もございますけれども、逆に考えれば、車は来ないだろうと思ってしまえば車両一時停止の場所でもとまらないということにもなり、時々冷っとするのはこういうときなんだなと、非常に怖いなと思いました。

先日、NHKの夕方の「いば6」という番組内で、ひたちなか市の交通公園で小中学生に 自転車運転の指導をしているという内容で、そのときは中学生課程に参加した生徒の様子が 放映されておりました。例えばそういった課外学習を取り入れてもよいのではないかという ふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、年一、二回の指導のみでは自転車乗車技術の向上や交通安全についての知識習得など確かに十分ではないとは考えております。

ご提案の課外授業ということでございますが、ただいまお話がありましたひたちなか市の 交通公園では、道路の安全な歩き方や渡り方、自転車の安全な乗り方などの実演を交えた交 通安全研修を行っております。

昨年度でございますが、市内3つの小学校が受講したところでございます。今後、そうした施設等を利用した課外学習について、各学校へ促してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 私は、その交通公園での研修は非常に意義のある内容ではないかな というふうに思っておりますけれども、今ご答弁で、昨年度は3つの小学校が受講したとい うことであります。ちなみにその3つの小学校とはどちらでしょうか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

昨年度受講しましたのは額田小学校、菅谷西小学校、木崎小学校の3校でございます。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- 〇12番(古川洋一君) わかりました。

先ほどの各校で実施している交通安全教室の窓口が教育委員会ではなく、市の事業として

防災課が窓口になっている件でありますが、防災や交通事故防止の観点から、また県の交通 安全教育の講師に依頼をされるということでございますので、防災課が窓口になっているこ とは理解できます。それがおかしいというふうには思いません。ただ、各校で実施している 交通安全教室をやる、やらない、内容、回数、対象学年など各学校の考えで行うのではなく、 教育委員会が那珂市の教育として取り組む必要があるのではないかと私は思いますが、いか がでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

学校における交通安全教育でございますが、学校ごとの児童・生徒の特性や地域の交通事情に配慮した中で、学校安全計画に位置づけ現在実施しております。しかしながら、最近特に子供たちが被害者となる悲惨な事故が頻発していることや、自転車を運転する側が重大事故の加害者となるケースが発生していることを踏まえ、教育委員会としましても各学校に対し、これらの事故を教訓とした安全指導の工夫、徹底など、より危機感を持った指導を行うよう促してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 各校で独自に定めた学校安全計画に位置づけされて実施しており、教育委員会としては危機感を持った指導というものを促すことしかできないということですね。確かに学校ごとの児童・生徒の特性や地域の交通事情に配慮してというのはごもっともだなと。わからなくはないのですが、では、子供たちは現在住んでいる地域、環境の中でずっと生活していくのでしょうか。高校生や大学生、社会人になったとき違った環境の中で自転車に乗ることはないでしょうか。子供のうちにしっかり教育しておく必要はないですかと私は申し上げたい気もいたします。

話は変わりますけれども、児童・生徒が幾ら交通安全を意識しながら自転車を運転しても、全て事故から逃れられるわけではございませんし、被害者だけでなく、加害者になってしまう可能性もございます。そこで事故に備えた保険の加入というものも必要なのではないかなと思います。那珂市内の中学生の多くが自転車通学をしていると思いますが、保険の加入率は把握されておりますでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育部長。
- ○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

まず、本市の中学校における生徒の自転車通学の割合でございますが、約77%という数字になっております。お尋ねの損害賠償保険の加入につきましては、全ての中学校で保護者に加入の推奨をしているところでございますが、実際の加入率はおよそ9割程度ではないかと認識しております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 学校においても損害賠償責任保険の加入を推奨していただいているようですが、実際に加入率はおよそ9割程度ではないかというふうに認識されているということであります。加入していないであろう約1割の方々、事故は起こさないというお考えなのか、経済的な理由なのかはわかりませんが、本当に大丈夫ですかとお伺いしたい。

これは決して児童・生徒の問題だけではなく、自転車は私たちの身近な交通手段として幼児から高齢者まで幅広い年齢層に利用されております。全国で高額の賠償責任を負う事例も相次いでいることから、自転車利用者の保険加入を義務づけしている自治体も出始めており、県内では初めて笠間市が自転車の安全利用に関する条例を本年3月に制定いたしました。ただし罰則はないということであります。

その他、つくば市や取手市が努力義務としているようですが、那珂市も努力義務や条例化 を目指してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(桧山達男君) お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、県内各地で条例化、そして努力義務というようなことを実施しているようでございます。

茨城県でも交通安全条例の改正を行いまして、保険加入を努力義務にすることを示しております。また、議員おっしゃいましたとおり、笠間市におきましては本年10月より自転車保険の加入と幼児用乗車装置に乗せた子供へのヘルメット着用を義務づけた条例が施行される予定となっております。

今後、市といたしましても、これらの先進事例を調査いたしまして判断してまいりたいと 思うところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 笠間市では保険加入だけではなく、本年10月から幼児用乗車装置に乗せた子供へのヘルメット着用も義務づける予定とのことです。そうですよね、ヘルメットも必要です。

ヘルメット議員としてかつて名をはせた先崎市長、ぜひとも条例の制定をご検討いただけ たらと思います。

では、最後に交通安全に関する全般的な教育について教育長のお考えを伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 教育長。
- ○教育長(大縄久雄君) 児童・生徒の交通安全につきましては、日々、全国で発生している 事故の報道を目にし、心を痛めているところでございます。あわせて、交通安全教育の大切 さ、そして必要性を実感しているところでもございます。

最近では、子供たちが防ぎようのない事故もたびたび発生しておりますが、やはり子供た

ちが自分自身を守るために、そしてまた加害者にならないためにも、交通安全に関する教育 は必要不可欠であると考えております。

子供たちが学ぶカリキュラムは年々多様化している状況にありますが、命にかかわること でございますので、今後も学校安全教育の中にこの安全教育を優先的に位置づけて、交通安 全についての教育の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

また、議員ご指摘にありました自転車通学の中学生、被害者になるばかりではなく、ご存じのように加害者になってとてつもない賠償金を命じられているような判決も出ています。 これは市内の小中学校全でにおいて把握しているところでございますけれども、このような損害賠償への加入もこれからも引き続いて勧奨を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

あわせて、交通安全は子供たちの教育ばかりではないというのは周知のことになってございます。市民全体が交通ルールを守り、交通安全意識が高まるように、今後とも防災課をはじめ、関係課と協力いたしまして交通事故のないように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) ありがとうございます。

安全教育の重要性、必要性をご認識いただいており、今後も関係機関と協力して取り組んでいただけるということで安心をいたしました。

きょうは、教育委員会としても那珂市の教育としてしっかり取り組んでほしいという質問、要望になりましたけれども、私の本音は、何でもかんでも教育委員会や学校にお願いしたいとは思っておりません。なぜなら、本来その教育をすべきは、私は親だと思っているからであります、道交法上、軽車両である自転車を子供さんに買い与えるということは、その運転の責任は親にあって、学校で教えてくれなかったから事故が起きたんだというのは理由にはなりません。家庭での教育はもっと大事だと思っております。

ならば、きょうの質問は必要なかったじゃないかというふうに思われるでしょうけれども、 親だけでなく、市や教育委員会にもお力をかしていただきたいという気持ちであります。自 転車の運転に免許制度もないだけに、幼児であっても自転車で公道を走ることができますか ら、事故をなくす、減らすためには、家庭だけでなく、行政や地域も含めて社会の責任と捉 え、学校でもできる限りのご指導をお願いしたいということであります。

私の家にはもう児童・生徒はおりませんが、保護者の方々の代弁として、私からもよろしくお願い申し上げまして、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、次の質問事項に移ります。

ひきこもり等の支援についてお伺いいたします。

まず、ひきこもりの方々に対する支援策として、現在どのような対策を行っておりますか、

お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

ひきこもり対策といたしましては、現在、茨城県におきまして茨城県ひきこもり相談支援 センターを設置しまして、本人や家族からの相談に応じるとともに、各保健所におきまして も保健師等が相談、支援を行っております。

当那珂市におきましては、ひきこもりに至る経緯はさまざまでありますことから、心の相談事業や障害についての相談支援事業、生活に困窮している方には自立相談事業等を実施しております。さらに、就労が可能な方に対しましては就労支援を実施しまして、ひきこもり脱却のための支援をしております。

また、ことし4月からは市民の多様化・複雑化している課題に対応するために、総合保健 福祉センターひだまり内に福祉相談センターを設置し、相談や支援体制を充実させておると ころでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) では、そもそも那珂市にはひきこもりの方が何名いるのか把握していらっしゃいますか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

那珂市におけるひきこもりの方の人数につきましては、現在のところ把握はしておりません。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 把握していないとのご答弁ですけれども、実際には把握していないのではなくて、把握できないというのが現実かと思います。それはなぜか。ひきこもりの定義が、私から言わせれば曖昧なんです。ひきこもり対策の事業は、国の厚生労働省の担当ですが、厚労省のホームページにひきこもりの定義が記されておりまして、それによると、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅にこもっている状態」と書かれております。ただし、他者とかかわらない形で外出している場合、例えば近くのコンビニ等に買い物だけに行った場合も含まれるということのようであります。

ひきこもりといっても、その原因は個々人によって異なるため、ひきこもりという言葉で一くくりにすることは困難であり、先ほど申し上げ状態像をあらわすものだそうです。ですから、ひきこもりの定義、1つが仕事や学校に行かない。2つ目が家族以外との会話がない。3つ目が6カ月以上自宅にこもっている。この3つの要件全てを満たすとひきこもり状態にあるということになります。

内閣府が昨年、全国の40歳から64歳を対象として無作為抽出法により生活状況に関する調査を実施し、ことし3月に結果を発表いたしました。その結果、この3要件を満たす人の数、つまり、ひきこもりの方は全国に61万3,000人いると推計いたしました。

では、家で仕事をしている人はどうなのか。妊娠や育児、介護のため仕事をやめて外出していない人はどうなのか。その状態になって6カ月に満たない人はどうなのか。そういったところが私がひきこもり状態にあるという61万3,000人の数字に疑問を感じる点であります。ただ今回は、その数字が正しいか否かということではなく、61万3,000人という数字が2015年度の調査で54万1,000人と見積もった15歳から39歳の若年ひきこもりを上回っており、合わせますと100万人以上いると推計されていることから、本市においてもひきこもり状態にある方の人数を正確に把握するのは無理とはいえ、ひきこもり状態にある方が多いということは間違いなく言えるのではないかというふうに思います。

例えば単純計算ですけれども、1億人で若年層を含めますと100万人を超えているという ことですから、100人に1人、那珂市が5万人なら500人の方がいるのかもしれないという ことなります。

今回、内閣府が40歳から64歳までを対象として調査をしたその目的ですが、2009年と2015年度に実施した若年層への調査の結果、ひきこもりの長期化傾向が明らかになったため、40歳以上の状況も把握することによって、子供、若者がひきこもり状態になることを防ぐために必要な施策や、ひきこもりの長期化を防ぐための適切な支援を検討するための基礎データを得ることを目的としたということですが、今回の調査結果から、私は若年層に対する支援だけでなく、中高年に対する支援も合わせて、国だけでなく県や市町村でも真剣に考えなければならないというふうに感じます。

先日の川崎市の事件の被疑者はひきこもりの傾向にあったと報道されておりますが、数日前の茨城新聞のデスク日誌の欄に次のように書かれていました。一部抜粋です。

川崎市の事件の被疑者の親族は市に相談していたという、ひきこもりイコール犯罪者ではないが、好んで引きこもっている人はいないだろう。また、長引くことを決して本人も望んではいないはずだ。やめるきっかけを探していると思う。きっかけを与えられるのは誰だろうかと述べております。

また、元農林水産省事務次官が息子さんを殺害するという事件も起きました。この息子さんもひきこもりの傾向にあったようです。家庭内の事情はわかりませんが、ひきこもりの本人や親御さんらに対して何らかの方法で支援できていれば、このような事件や川崎市での事件も、もしかして防げたかもしれません。川崎市の事件も、子供たちをどうやって守るかという対策とあわせて、ひきこもりの方を生まないようにするためにはとか、その状態にある方をどうやって救うかということも同時に考えていく必要があると私は思います。

最初に、ひきこもりの方々に対する支援策として現在どのような対策を行っていますかを 伺いました。生活困窮者には自立相談事業等を実施し、さらに就労が可能な方へは就労支援 を実施しているとのご答弁がございました。これは正確に言いますと生活保護受給者に対する支援だと思います。生活保護受給者イコールひきこもりとは限りませんが、生活保護受給者の数は把握しているはずですからお伺いいたしますけれども、生活保護受給者のうち就労を阻害する要因のない方で就労できていない受給者はどのぐらいいらっしゃいますか。

また、就労できない場合と就労できた場合、市の財政への影響はどう違いますか、あわせ てお伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

当市におきましては、本年5月1日現在でございますが、300人の方が生活保護を受給しておりまして、そのうち就労指導を実施している方は33人となっております。さらに、そのうち13人は、就労はしているものの、生活保護法で規定する最低生活費を上回る収入がないケースでございます。

具体的に例を挙げますと、アルバイト等による収入のため収入が少ない方、あるいは複数 人で保護を受給している世帯で、1人のみが就労しているケースなどが挙げられると思いま す。

その他、いまだ就労に至っていない方というのが20人となっております。

市の財政への影響ということでございますけれども、保護受給者が就労した場合には生活 保護扶助費が減少をするということ、さらに、就労により保護の必要がなくなった場合、そ の収入が課税対象となれば住民税等、市の税収が増加することとなるということでございま す。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) ただいまのご答弁は、ひきこもりの方ということではなく、生活保護受給者に関してということですが、いずれにしても仕事をしていない人が就労できれば、本人のためだけではなく、市の財政に与える影響もマイナスとプラスということで、その差はかなりのものになるというふうに言えます。

最初の質問、ひきこもり等の支援として現在の取り組みはとお伺いし、ことし4月から市民の多様化・複雑化している課題に対応するため、総合保険センターひだまり内に福祉全般に関する包括的な相談窓口としての福祉相談センターを設置して、相談や支援体制を充実させているというようなご答弁がございました。何でも福祉に関することだったら相談してくださいということだと思いますが、先ほどからお話ししている内閣府の調査で、「現在の状態について関係機関に相談したいと思いますか」という問いに対して、「相談したいとは思わない」と「少しは思う」を合わせると何と80.9%の方が積極的に相談したいとは思っていないという結果が出ております。

では、なぜ相談したくないのか。その理由の問いには、「言っても解決できるとは思わな

い」「何を聞かれるのか不安」「相手にうまく話せないと思う」といった回答が大半です。

一方、相談をしたことがある方へ、「どこに相談しましたか」との問いには、職業安定所などの就労支援機関、または病院と回答した方が93.8%を占めておりまして、いわゆる行政の相談窓口に相談した方はほとんどいないという結果であります。

それはそうだと思います。引きこもっている方が積極的にそういった相談窓口に行くとは 思えません。ただ、家族の方は行く可能性は十分にあるとは思います。ですから、相談窓口 だけではなく、相談窓口の設置から一歩進んだ支援というものが私は必要だと思いますけれ ども、今後どのような取り組みを考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

ひきこもりの解消に向けた取り組みは非常に難しい課題でございますけれども、那珂市におきましても何らかの支援を行っていくことは重要であるというふうに考えております。今後は、各相談窓口の対応ばかりでなく、訪問などのアウトリーチも行いながら、一人一人の状況の把握に努め、それを踏まえてご本人やご家族にとって最適な支援ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、一歩進んだ支援といたしましては、相談からすぐに就労につなげることが難しい方に対しては、就労に従事する準備といたしまして生活自立支援や社会自立支援、就労体験等を実施する生活困窮者自立支援法に基づきます就労準備支援事業を活用するということは有用な手段というふうに考えておりますので、その手法なども精査、検討しまして実施に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 相談窓口での対応だけでなく、アウトリーチ(訪問)も行いながら 一人一人の状況の把握に努めるということであります。しかし、生活保護受給者であれば、 先ほどのようにある程度把握はしているのでしょうけれども、ひきこもり状態にある方への 支援としてはということでの取り組みをお伺いしているわけですから、どこの誰がひきこも りの状態にあるかなかなかわからない、判断できない状況において、訪問して対象者を把握 するのは容易なことではないはずであります。

厚生労働省のひきこもり対策推進事業を見ますと、1つはひきこもり地域支援センター設置運営事業というものがございます。これはひきこもりに特化した専門的な第1次的相談窓口としての機能を有し、ひきこもりの状態にある本人やご家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より適切な支援に結びつきやすくすることを目的としており、センターに配置する社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターを中心に、必要な情報を広く提供するといったひきこもり支援の拠点としての役割を担っております。

この支援センターは、先ほどお話に出ましたけれども、各都道府県や指定都市に設置されておりまして、茨城県内には1カ所、水戸市笠原町の茨城県精神保健福祉センター内に茨城県ひきこもり相談支援センターがございます。

厚労省のもう一つの事業といたしましては、ひきこもり支援に携わる人材の育成研修、ひきこもりサポート事業でございます。これはひきこもりの長期高齢化や、それに伴うひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ継続的な訪問支援等を行うことを目的とする事業であって、各都道府県、指定都市において訪問支援等を行うひきこもりサポーターを養成し、養成されたひきこもりサポーターを地域に派遣して訪問支援等を行うというものであります。

また、平成30年度からは、市町村においてはひきこもりの相談窓口や支援機関の情報発信をするとともに、ひきこもりの支援拠点づくり等を行うとしております。

那珂市においては、先ほどお話しいたしました「ひだまり」内の福祉相談センターもその 役割を担うものだというふうに思います。

しかしながら、国・厚労省のこれらの対策事業ですが、先ほどの内閣府の調査結果を見ましても、当事者の大半が行政の相談窓口に行きたいとは思わないと回答しておりますし、また、県内にどれだけのひきこもりサポーターがいるのかわかりませんが、ひきこもりには長期的かつ継続的な支援が必要だと言っているにもかかわらず、そのサポーターが那珂市にはどれぐらいの頻度で派遣されてきているのか、そういったことを考えますと、ほとんど機能していないのではというふうに思いますし、世の中の実態に全く追いついていないと言わざるを得ません。

まずは、相談窓口でお話をお伺いして必要な関係機関を紹介するということですが、これ もたらい回しになってしまうことも懸念されます。内閣府調査の中でひきこもりの支援のあ り方についての意見を自由に記入させたものがございます。議長にお許しをいただき皆様に 配付させていただいた資料をごらんいただきたいと思います。

これらの意見を見ますと、国、都道府県、市町村が行っている支援が、当事者が必要と思っている支援と一致しておりますでしょうか。さらには、資料の表面の一番下に80・50問題という言葉がございます。80代の親が50代の子供の生活を支えるという問題です。親の蓄えも底を尽き、あわせて介護等の問題もあって、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。

そういったことも考えますと、今の事業が全く必要ないとは思いませんけれども、もっと ほかにもやることがあるんではないか。国や自治体が本気で考えることが急務なのではと思 うわけであります。

先月の茨城新聞に、利根町やかすみがうら市の社会福祉協議会が、ひきこもりの当事者や 家族同士で気軽に悩みを話し合ってもらおうとサロンを開設、つまり居場所づくりをしてい るとの記事がございました。利根町の担当者によりますと、約10年前の発足当時、若い世代 のひきこもりや不登校がふえる傾向にあった。家庭内不和をはじめ、さまざまな社会的懸念が生じたことから、ホッ・とね広場事業をスタートした。その支援により当事者が就職できたケースもあると述べております。また、ひきこもりに特化した公的支援は決して多くはなく、身近にあればもっと気軽に利用できるはずとも述べられております。

このように相談窓口の設置から一歩進んだ支援の必要が私はあると思います。

そこで、私から一つの提案ですが、就職したくても行政の相談窓口はなかなか行けないという方もいらっしゃることから、直接ご本人に対して、それは広報なかとかそういうのを利用してもよろしいかと思いますが、例えば採用を予定している企業側が講師となって、その企業にとって必要な技術を習得させるような、いわゆる職業訓練的な教室を学校の空き教室等を利用するなどして開催してはいかがでしょうか。

いきなりの話でございますので答弁は求めませんが、いずれにいたしましても、何度も申しますけれども、相談窓口設置から一歩進んだひきこもりに特化した支援が市町村においても必要不可欠であるということを強く申し上げておきたいと思います。

最後に、ひきこもり問題全般で結構ですので、市長の思いとしてご所見をお伺いしたいと 思います。

〇議長(君嶋寿男君) 市長。

〇市長(先崎 光君) 提案を含めた熱のこもった意見をありがとうございました。

川崎の事件ばかりではないですけれども、ここのところ、ひきこもりについてはいろんなところで取り上げられています。非常に根が深い。多分、議員の皆さんもそうでありましょうけれども、私もかつて、ひきこもり状態の方に何か仕事がないかと言われて、簡単な仕事を紹介しました。でも本人がやる気がない。親御さんもあきらめてしまったんですけれども、恐らく皆さんもそういった経験が身近にあると思います。このことは非常に大きな課題で、先ほど担当が言いましたけれども、本人、家族も、もしそこから立ち上がれれば助かるし、そんなことを言ってはまずいんですけれども、市の財政だって助かる。いろんな意味でやっぱり社会的な課題ですよね。こういったことをきちんと向き合わなくちゃいけない。

今、議員さんが国、県の制度どうなんだと。もっとやることがあるんじゃないかと。それも事実かもしれません。ただ、私たちも行政機関ですから、やっぱり国、県とも連携しながらいろんなことを考えて寄り添っていかなくちゃいけない。新聞報道なんかもよくされています。けさの新聞なんかにも、年老いたお母さんが、息子がやっと立ち直る兆しが見えてきた、これで安心して逝ける。そういう記事がありました。本当にそうですよね。

そういうことを考えれば、やっぱり私たちは地域でできることをどうしていくか。ホッ・とねの話もそうですね。いろんなところで多分、福祉センターで今相談コーナーをつくりました。そこでもしかしたらかかってくることもあるでしょう。そういう人たちを今度はどうするんだ、サロン的なものが必要かもしれない、あるいはさっき言ったサポーター的な方も養成しなくちゃいけない。職員がいて、あるいは相談員がいて、アウトリーチ的に相談に乗

る、それも一つの方法かもしれない。いろんなことを合わせて困っている方々、まさに今悩んでいる方々に手を差し伸べなければいけない、それは行政の大事な仕事。

なおかつ地域でできること、国、県とも連携しなくちゃいけないんですけれども、地域でできることがどんなことなのか、そのことをこれからも職員と一緒になって考え出して実施をしていきたい、できるものからやっていきたい、そういう思いでおります。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) ありがとうございます。

きょう、何か具体的な提案というのは、私もできません。ですが、皆さんで、我々も含めて考えていかなければならない重要な問題なのだということだけは言えるかと思いますので、 ぜひその辺もよろしくお願いしたいというふうに思います。

では、最後の質問、職員の意識改革についてに移ります。

先崎市長は、市役所職員全員が自分が市長だったらという思いを持って仕事をしてほしいということで、職員の意識改革も含めて、このたび可能性の挑戦「那珂ビジョン」をまとめられました。その中で、基本姿勢として、3つ目に市役所の変革を打ち出し、具体的には機動的な協力体制と職員のモチベーション向上を挙げられております。さらには、活力ある那珂市をつくるコーディネーター役として市役所が動く、市民に対するサービスを提供したいとして、サービスのコーディネーターとなって、自発的に活動する個人や団体と手を携えてともに力を合わせてまちづくりを進めていくとも述べられております。

職員の意識改革という点においては、その手段として、職員研修や職員提案制度等を通して職員一人一人が市の活力を向上させる当事者であるということを強く自覚させるとのことであります。市長がこれらの那珂ビジョンを実行するため、職員の意識改革を行うために、まずその前に取り組んでいただきたいことをきょうは提案させていただきます。それは、ただ1点、非正規職員も含めて職員全員が自治会に加入すること、それだけであります。

これだけ申し上げてこの質問を終わりにするつもりでしたが、参考までに何点かお聞きしたいと思います。

市職員の現在の自治会加入率というものを把握されておりますでしょうか、お伺いいたします。

〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。

○総務部長(加藤裕一君) お答えいたします。

市の職員の自治会加入率につきましては、昨年度、アンケート調査を実施しております。 この調査は正職員と再任用職員を対象にしたもので、対象者509人のうち456人から回答が ありました。その回答があった456人の自治会の加入率につきましては、全体で約78%、そ のうち那珂市在住の状況におきましては約87%の加入率ということになっております。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) アンケートを実施したようで、職員の自治会加入率は78%、那珂市にお住まいの職員の方については約87%が自治会に加入しているということであります。この数字を皆さんはどう思われますか。意外と多いと感じるのか。私は、やっぱり100%じゃないんだというふうに感じました。

ちなみに、アンケート調査の対象は正職員だけですか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。
- ○総務部長(加藤裕一君) 再任用職員を含めております。 以上でございます。
- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- 〇12番(古川洋一君) わかりました。

では、いわゆる非正規職員、パートさんという言い方でいいんですか、この方は調査対象 になっていないということですね。

その方の数も知りたいところですが、今回は調査対象となっていないということなので、 きょうは結構です。

ところで、自治会加入が法的に任意であるということは私ももちろん、皆さんもご承知の ことと思いますが、自治会加入に特化したアンケート調査を行ったその理由はなぜですか。 お伺いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。
- ○総務部長(加藤裕一君) お答えいたします。

昨年7月に瓜連地区におきましての「市長と話そうふれあい座談会」の席上におきまして、 市職員の自治会加入の状況について調査をしたことがあるのかというような質問がありまし て、これを受けて実施したものでございます。

以上です。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) なるほど。それはつい先日、打ち合せの中でお聞きしました。それで初めて知りましたけれども、市民もそう思っているんですよね。つまり、自治会に加入しましょうと言っている職員自身は加入しているんですかとの疑問、当然だと思います。

では、加入しない理由というものも聞いていらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。
- 〇総務部長(加藤裕一君) お答えいたします。

入っていない理由についてもアンケートの項目の中の一つにありまして、その理由につきましては、アパートに住んでいるからとか、転居する予定であるといった方がほとんどでございました。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) なぜ私が何の取り組みよりも先に自治会加入をお願いするかというのは、申し上げなくてもわかりますよね。地域のことを知らない、知ろうとしない、協力しない職員がどうしてコーディネーター役になれるのか、個人・団体を育成できるのか、職員提案ができるのか、そういうことです。

那珂市に住んでいないならいいとか、アパート住まいなら加入しなくていいとか、そういう問題ではなく、どこに住んでいようがと私は思います。

総務部長、私の提案いかがでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 総務部長。
- ○総務部長(加藤裕一君) お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおりのことはあるかと思います。活力ある那珂市をつくっていくためには、市職員も地元の自治会に加入してまちづくりに参加するという意識を持つことは大切なことだというふうに自分も思います。

さらに、これらの自治会活動を通して地域とのつながりが生まれ、地域の課題等を理解し、 そのことによって行政運営全般にプラスになる、相乗効果が上がるのではないかというふう にも思っております。

このようなことから、私も全職員100%加入することが望ましい姿であるというのは変わりありません。しかしながら、自治会の加入につきましては市民の皆様と同様に任意であり、市職員であるから強制的に加入させるというのも難しいのも事実だと思っております。このようなことから、私たちができることは、職場において活力あるまちづくりのために自治会に加入して、積極的にまちづくり活動に参加しましょうという啓発を通して職員の意識を変えてもらうことだというふうに考えております。

そのためにも、勉強会や情報提供を行っていきたいというふうにも考えております。 以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、確かに自治会加入は任意ですから、職員だからという理由で強制もできませんし、するつもりもございません。あくまでも職員一人一人の意識改革の手段として一番有効なのではという提案、というよりは切なるお願いという気持ちであります。市としてできることは、自治会に加入して積極的にまちづくり活動に参加しましょうと、あくまでも啓発をするだけということもわかっていますが、例えば市民課の窓口のところに大きな、ポスターよりもでかい横断幕が張ってありますよね、自治会に加入しましょうというポスターというふうに言わせていただきますが、それを自治会に加入していない職員が張っているのだとしたら、市民に対して自治会加入の手続や自治会加入のメリットなどを未加入の職員が説明しているんだとしたら、市に対する信頼感は一気にうせてしまいます。最後に、先崎市長にお伺いいたします。

市長は地区まちづくり委員会の総会において、自治会存続の危機だといったこともおっしゃっていらっしゃいました。その危機を救えるのは自治会の役員さんたちではなく、市民の一人でもある市役所の職員なのかもしれません。また市長は、観光協会の総会においても、シティプロモーションも含めて、職員が地域に入り込んでいかないといけないんだということもおっしゃっておりました。職員のそういった意識改革が市長のつくられた那珂ビジョンの実施と成功に結びつく一番の近道なんではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。市長のご所見を伺いたいと思います。

〇議長(君嶋寿男君) 市長。

〇市長(先崎 光君) 積極的な提言をありがとうございました。

おっしゃるとおり、那珂ビジョンの中で市民と協働に、そして市の職員はコーディネーターになっていこうと、そういうことをうたいました。皆さんご認識のように、那珂市の自治制度も大分進んできました。しかし、地域によって本当に差があります。自治会加入率が5割を切るところもあるとか、あるいはもう90%以上のと、そういう差があります。これは地域によっていろんな課題がありますけれども、私はやっぱり住民自治がどれだけ進むかによって、この地域がいかに発展していくか大きな鍵を握っている。住民自治の中でやはり自治会の持つ役割というのは大変大きい、これはおそらく議員さんの皆さんも共有できると思います。

そのことをやっていくために、今議員が提案した職員みずから地域の中に飛び込んでいこう、そして、そのまず第一として自治会に入っていこうと。大変重要な提案と考えております。

先ほどの総務部長の報告で、入らない中には、やはりそれなりの理由があるということであります。例えば市の職員なんかも自治会に入っています、もしかしたら入っていない人もいるかもしれません。でも、土曜日でも日曜日でも地域の活動に積極的に取り組んでいる。総合体育館へ行っても、公園に行っても、地域の一員として一緒に汗を流している、職員はそれぞれ頑張っています。しかし、そこにもう一歩、やはり踏ん張りを与えるのが、今言ったような啓発をしていくこと。自分たちが、この市役所自体が那珂市発展のエンジンになっていこう、そしてかかわる方々とともに新しい那珂市をつくっていこう、そういうことが大変重要な取り組みになると私も同感をします。

これからも100%という声がありましたけれども、それに近づけるように、私が先頭になって努力をしていきたい、そのように考えております。

〇議長(君嶋寿男君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) ありがとうございます。

市長のほうからも入れということはもちろん言えない。ですが、入っぺ、入っぺと市長みずから啓発をお願いしたいなというふうに思います。そして数年後にまたこのアンケート調査を行っていただけたらなと思います。もしそのときの職員の加入率が100%近くまで上が

っていれば、きっと那珂市も市長の考えるようなよいまちになると信じております。 以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〇議長(君嶋寿男君) 以上で通告8番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長(君嶋寿男君) 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第3号から議案第49号までの以上19件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員、発言を許します。花島 進議員、登壇願います。 花島議員。

[7番 花島 進君 登壇]

〇7番(花島 進君) 議案第37号 専決処分(那珂市国民健康税条例の一部を改正する条例)について聞きたいことがあるのでお伺いします。

まず、この件については国民健康保険税の課税の限度額の引き上げ及び所得の低い方の区分けの変更とかが入っていると認識しています。私はかねがね健康保険税の税負担が軽くなることを望んでいます。ただ、昨今の県会計への移行等で余りいろんな要求をできる段階はないと思っていたところですが、この中で、ある面では一部の改正に対しては改善ということで喜んでいますが、ただ単に喜んでいるわけにもいかないので、幾つかお伺いしたいと思っています。

まず第1に、基礎課税限度額の引き上げと、所得が少ない方の健康保険税軽減のそれぞれによって、両方行うことで被保険者の税負担がどう変わると考えているか。そして、それによる税収の変化はどう予測しているのかをお聞きしたいです。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

基礎課税限度額の引き上げによる影響を受ける世帯につきましては、平成30年度をベースに試算いたしますと約90世帯で約270万円の増収を見込んでおります。また、軽減判定基準額の拡大による影響を受ける世帯を同様に試算しますと、こちらも90世帯で約390万円の減収の見込みとなっております。軽減判定基準額の拡大による390万円の減収分は、国民健康保険保険基盤安定保険者支援制度におきまして一般会計から繰り入れることになります。そのため、国保会計全体で考えますと、限度額の引き上げにより約270万円の増収が見込まれるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** となると、差し引き市の負担としてふえると思うんですが、市の一般 財政からの繰り入れはどういうふうに生かせるとお考えでしょうか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

議員の質問、一般会計からの繰り入れはどうなるのかというご質問かと思います。先ほど答弁をさせていただきましたが、一般会計から繰り入れることになっている国民健康保険保険基盤安定保険者支援制度につきましては、繰入額の4分の3が国・県から交付され、4分の1が市の一般会計で負担するということになっております。そのため、市の負担といたしましては約100万円程度ふえる見込みとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** それでは、もう一つ、一般会計からの法定外繰入については変化はないと考えてよろしいんですか。
- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

今回の改正による一般会計からの法定繰入につきましては、従来どおり変更はございません。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- ○7番(花島 進君) 次に、議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

提案理由の中に消費税率の引き上げに合わせという言葉がありまして、もともと計画されている消費税率の引き上げに合わせて既に低所得者層の保険料軽減措置が段階的に実施されていると思います。それに関連しての条例改正だと思いますが、まずお伺いしたいのは、この改正は消費税の増税とリンクする施策と考えてよろしいか、それをお伺いします。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

議員のお見込みのとおりでございます。消費税増税に伴う社会保障の充実の一環として段 階的に実施されている施策でございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 消費税増税については私も反対なんですけれども、世の中反対、賛成いろいろあって、特に昨今の景気情勢が一時の見込みと大分違うので、反対の声がふえてい

るように思います。その中で、もしこの10月に予定されている増税がなかったら、この件は どうなるんでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(川田俊昭君) お答えいたします。

消費税増税がなければ、今回の条例改正はどうなるのかというご質問でございます。

今回議案として提出させていただいております条例改正の内容につきましては、本年4月 1日施行の介護保険法施行令等の改正によるものでございますので、ことし10月に予定されている消費税増税の有無にかかわらず実施をするものというふうに考えております。

しかしながら、制度の趣旨を踏まえますと、仮に消費税増税が延期された場合等につきま しては、具体的には国のほうからは示されてはおりませんが、国としてしかるべき対応をと ることになるんではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 増税がなくても実施されるけれども、その先はわからないということですね。

次に、議案第45号 那珂市森林環境譲与税基金条例についてお伺いします。

提案理由に、国から市町村に間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業の財源に充てる目的で云々と書いてありました。こういう目的については、私は森林環境とか緑が大好きで、それもあって那珂市に来たこともあって大賛成なんですが、これだけではどうもよくわからないことがあります。それで幾つかお伺いします。

まず第1に、この基金をつくる、その基金に入れる資金はどこから生まれてくるんでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- 〇産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

森林環境譲与税でございますが、都市、地方を通じまして国民一人一人がひとしく負担を 分かち合い森林を支える制度となってございます。

その主な財源といたしましては、令和6年度から国税として課税されます森林環境税として1人当たり年額1,000円を賦課したもの、こちらが財源となります。

徴収に関しましては、個人住民税、均等割の枠組みを活用しまして市町村が徴収する形となります。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** 1人年額1,000円というのは、まだ課税されていないんですよね。平成36年からということで、平成はもう来ないからないかというと、そうでもないですから。

ちょっとその金額について疑問に思うわけです。目的から考えるといろんな目的が並べられていますけれども、林野庁の資料なんかには温暖化問題みたいなことも書いてあります。C O_2 温暖化に限って言えば、どう考えてもみんな一律に責任があるとは思えないですね。非常に大きな企業活動とか、エネルギーをたくさん使っている方などが負担すべきだと思うところです。それがなぜ一人一人年額1,000円という、金額としてはそんなに大きな金額じゃないですけれど、雑駁な課税なのか非常に疑問に思っています。この点、市としてはどういうふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- ○産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

パリ協定の枠組みのもと、我が国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水、浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要であると考えております。このことからも、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備、その促進に関する費用に関しまして、広く国民から徴収する必要があるんではないかと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(君嶋寿男君) 花島議員。
- **〇7番(花島 進君)** ちょっとはぐらかされているような。広く取るのはいいんですが、所得に見合った考えについてはいかがなのか。所得に見合ったかが全くないわけではないですね、税を払えない人は免除ですから。

若干納得できないですが、次の質問をいたします。

その次に疑問なのは、果たして那珂市でこの基金で一体何をやるのかということですね。 これは大体年間、今あるいは将来見込み幾ら入ってきて、それでどんなようなことをなさる おつもりなのか、その計画があればお話を伺いたい。

- 〇議長(君嶋寿男君) 産業部長。
- 〇産業部長(篠原英二君) お答えいたします。

市の譲与税額といたしましては、補正予算でも計上しましたとおり、本年9月に約330万円ほど交付される予定でございます。

基金の活用に当たりましては、まずは森林所有者の意向把握、それから森林の状況調査、 分析も求められている状況でございますので、ある程度まとまった額になった時点で、その 基金を活用いたしまして調査・分析を行ってまいりたいというふうに考えてございます。そ の上で事業の方向性、具体的な施策について検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告1番、花島議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長(君嶋寿男君) 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第3号については地方自治法第180条第2項の規定により、報告第4号、報告第5号については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第6号については地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告事項となっておりますので、以上4件は報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第35号から議案第49号までの以上15件につきましては、お手元に配付 しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

つきましては所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望 みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会への開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長(君嶋寿男君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時21分

令和元年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号(6月21日)

令和元年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第4号)

令和元年6月21日(金曜日)

- 日程第 1 議案第35号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第36号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第37号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)
 - 議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
 - 議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及 び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改 正する条例
 - 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例
 - 議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
 - 議案第45号 那珂市森林環境讓与税基金条例
 - 議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
 - 議案第47号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)
 - 議案第48号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)
 - 議案第49号 物品売買契約の締結について
- 日程第 2 議案第50号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 議案第51号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第52号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

出席議員(18名)

泉周 君 1番 小 司

3番 川義 光 君 石

守 5番 君 關

7番 花 島 進 君

9番 寺 門 厚 君

11番 木 野 広 宣 君

13番 谷 俊 行 君 萩

中 崹 長 15番 政 君

17番 助川 則夫君 2番 小 池 正夫 君

4番 嶋 寿 男 君 君

6番 豪 君 冨 Ш

8番 筒 井 かよ子 君

10番 綿 引 孝 光 君

12番 古 Ш 洋 一 君

14番 勝 村 晃 夫 君

16番 笹 島 猛 君

18番 福 田 耕四郎 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 教 育 長 大 縄 久 雄 君

総務部長 加 藤 裕 _ 君

保健福祉部長 昭 Ш 田 俊 君

中

庭

本

教育部長 橋 秀 貴 君 高

会計管理者 清 水 貴 君

農業委員会事務局長 根

建設部長

先 﨑 光 君

康

史 君

実 君

副 市 長 企画部長

宮 本 俊 美 君

森 之 君 大 信

市民生活部長 桧 山 達 男 君

產業部長 原 篠 英 君

上下水道部長 根 本 雅 美 君

消 防 長 田 三雄 君 Ш

行財政改革 平 松 良一 君 推進室長

総務課長 荘 一 渡邊 君

議会事務局職員

事務局長 寺 山 修 一 君

長総 補括 横 Щ 明 子 君

書 記 小 泉 集 君 事務局次長

飛田良則君

次長補佐 小田部 信 人 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(君嶋寿男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長(君嶋寿男君) 会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功労に対し表彰がありましたので、伝達を行います。

第95回全国市議会議長会定期総会におきまして、勝村晃夫議員が、また茨城県市議会議長会総会におきまして、古川洋一議員が、長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。 まことにおめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰者、10年以上在職議員として、議席番号14番、勝村晃夫議員。茨城県市議会議長会表彰者、8年以上在職議員として、議席番号12番、古川洋一議員でございます。

それでは、初めに、全国市議会議長会表彰伝達式を行います。

表彰状 那珂市 勝村晃夫殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあります ので、第95回定期総会にあたり、本会表彰規定により表彰いたします。

令和元年6月11日

全国市議会議長会 会長 野尻哲雄

代読。

おめでとうございます。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰伝達式を行います。

表彰状 那珂市議会議員 古川洋一殿

あなたは市議会議員の職にあること8年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振 興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

令和元年5月27日

茨城県市議会議長会 会長 田口米蔵

代読です。

おめでとうございます。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、勝村晃夫議員より謝辞をお願いいたします。 [14番 勝村晃夫君 登壇]

○14番(勝村晃夫君) おはようございます。

ただいま古川議員が茨城県市議会議長会、そして私が全国市議会議長会ということで表彰 をいただきました。

これは、ひとえに市民の皆様方のご指導、ご支援、そして同僚議員の皆様方のご協力があってのことと感謝を申し上げます。

これに対しまして、今後ますます精進をいたしまして議員活動を続けてまいりたいと思いますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(君嶋寿男君) 受賞されました各議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。自席にお戻り願います。

◎諸般の報告

〇議長(君嶋寿男君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。 職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎議案の差しかえ

- ○議長(君嶋寿男君) ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後議題となります議案第44号について差しかえの申し出がありましたので、これを許します。 総務部長。
- ○総務部長(加藤裕一君) 大変申しわけございませんが、議案書の一部に誤りがありましたので、差しかえをお願いいたします。

差しかえをお願いする議案につきましては、議案書85ページの議案第44号 那珂市火災 予防条例の一部を改正する条例で、差しかえ後の議案書につきましては、議員皆様のテーブ ルの上にマル正のスタンプを押したものをご提示しております。

訂正の理由でございますが、3行目の改正条例名について、記載の誤りがあったことによるものでございます。

大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

◎議案第35号~議案第49号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長(君嶋寿男君) 日程第1、議案第35号から議案第49号までの以上15件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長(萩谷俊行君) おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。 まず、付託事件でございます。

議案第35号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例) 外9件でございます。

次に、結果でございます。

議案第35号及び第36号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第38号から第42号、第44号、第46号、第49号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第35号及び第36号は、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布 されたことに伴い、那珂市税条例等の一部及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成 31年4月1日から施行するものです。

議案第38号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を 改正する法律が令和元年5月15日に公布され、同日から施行されることに伴い、今回の法律 改正に準じて条例を改正し、公布の日から施行するものです。

議案第39号は、公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布、平成31年3月1日から施行されたことに伴い、市長選挙だけでなく、市議会議員選挙でも候補者は、選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラを頒布することができるようになり、このビラの作成については、条例で定めるところにより公費負担することができるため、条例を改正し、公布の日から施行するものです。

議案第40号は、「地域再生法」及び「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部が改正され、本社機能移転型事業に限り、課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加されたことを受け、より一層の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本社機能移転型事業に限り、課税免除を実施するものです。

議案第41号は、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を「平成31年3月31日」から「令和3年3月31日」に2年延長するものです。

議案第42号は、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を「平成31年3月31日」から「令和3年3月31日」に2年延長し、対象業種を拡大するものです。

議案第44号は、不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日に公布されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第46号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第49号は、東消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(君嶋寿男君)続きまして、産業建設常任委員会木野広宣委員長、登壇願います。〔産業建設常任委員会委員長木野広宣君登壇〕
- O産業建設常任委員会委員長(木野広宣君) 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。 本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。 まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第45号 那珂市森林環境譲与税基金条例外1件でございます。 次に、結果でございます。

すべて、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第45号は、国から間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業の財源に充てる目的で森林環境譲与税が交付されることから、この交付金を積み立てるための基金の設置等について規定する条例を制定するものです。 議案第46号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。

- ○議長(君嶋寿男君) 続きまして、教育厚生常任委員会筒井かよ子委員長、登壇願います。
 〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕
- ○教育厚生常任委員会委員長(筒井かよ子君) 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。 まず、付託事件でございます。

議案第37号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第37号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第43号及び第46号から第48号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりま した。

理由でございます。

議案第37号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額における基準額を拡大するものです。

議案第43号は、介護保険法施行令の改正により、消費税率引き上げに合わせ、令和元年度 及び令和2年度において、低所得者の保険料軽減強化が実施されることに伴い、所得段階が 第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減する改正を行うものです。

議案第46号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第47号及び第48号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(君嶋寿男君) 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

笹島議員。

〇16番(笹島 猛君) 議案第45号の那珂市森林環境譲与税の基金条例について、ちょっと 伺います。

これは2019年、今年度譲与額はどのぐらいの見込みになるのか。同時に、地方譲与税ですので、国庫補助金と異なって地方団体の一定の裁量があると思うんですけれども、この活用は自由でいいのかどうか。2点伺います。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野委員長。
- **〇11番(木野広宣君)** その件に関しては、委員からは質問がございませんでした。あと、 その活用方法についても特別ございませんでした。 以上です。
- 〇議長(君嶋寿男君) 笹島議員。
- **〇16番(笹島 猛君)** なかったということでした。

あともう一つですけれども、2024年か、森林環境税ということで徴収が始まると思うん

です。1,000円ですか。あと、今、茨城県でも森林湖沼環境税というのは1,000円とられていますよね。これは二重課税になるような、そんな話は出ていましたか。

- 〇議長(君嶋寿男君) 木野委員長。
- **〇11番(木野広宣君)** 二重課税という部分なんですけれども、2024年から一応1,000円上がるということだけの説明はございました。

以上です。

○議長(君嶋寿男君) よろしいですか。

外にありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員。自席でお願いいたします。

〇7番(花島 進君) 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例。執行部の提案に反対し、意見を述べます。

執行部の提案説明では、地域再生法及び関連省令の一部が改正され、本社機能移転型事業に限り、課税免除を行った場合も税収補填の対象に追加されたことを受け、より一層の地域 経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、この条例を制定するとの説明です。

私は、地域経済の活性化、産業振興、雇用機会の創出は望むところですが、特に本社機能の移転に対して固定資産税の減免を行うということは、よいこととは考えません。産業振興には、まず市内の経済の活性を高めることが第一と考えています。

それはさておき、市外から市内に移転してくれることも歓迎しますが、それを税の減免で誘導する考えには賛成できません。企業に来てもらう方策としては、那珂市の地理的な条件、インフラの条件、行政の諸事務が円滑であることなど。そして、何よりもよい人材が得られるということで、来てもらえるように誘導する。そういうことになるように政策を進めるべきだと考えています。

普通に払うべき税は、普通にしっかり払ってもらうべきです。

つけ加えて言えば、課税減免によって市の税収が一旦は減少しますが、国からの交付金で補うということになっています。とは言え、賛成できかねるということです。

以上の理由で、議案第40号に反対します。

○議長(君嶋寿男君) 以上で通告によります討論を終結いたします。

これより、議案第35号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)、議 案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)、議案第37 号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、以上3件を一 括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員 長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第37号まで、以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員 長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第39号までの以上2件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員 長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(君嶋寿男君) 着席お願いします。

起立多数であります。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第45号 那珂市森林環境譲与税基金条例、議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)、議案第47号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、議案第48号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)、議案第49号 物品売買契約の締結について、以上9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員 長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第49号までの以上9件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(君嶋寿男君) 日程第2、議案第50号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額 の決定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) 議案書の1ページをお開き願います。

議案第50号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

提案理由でございます。

平成30年12月7日午前9時45分頃、鴻巣2155番地1付近交差点の手前に停止中の車両を追い越した際、前方の左折中であった相手方車両に気づかず追突し、相手方が負傷をいたしました。今回、本件に係る損害賠償額が決定したので、議会の議決を求めるものであります。なお、当該事件に係る物損の損害賠償額については、平成31年2月20日に専決処分をし、平成31年第1回定例会にて報告済みとなっております。

以上でございます。

〇議長(君嶋寿男君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきましては、会議規則 第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(君嶋寿男君) 日程第3、議案第51号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) 議案書の3ページをお開き願います。

議案第51号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

提案理由でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会の吉野四郎委員が、令和元年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(君嶋寿男君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、会議規則 第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(君嶋寿男君) 日程第4、議案第52号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 先﨑 光君 登壇]

○市長(先崎 光君) 議案書の4ページをお開き願います。

議案第52号 人権擁護委員の推薦について。

提案理由でございます。

人権擁護委員のうち郡司雅子委員、西野則史委員について、令和元年9月30日をもって任 期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があ ったことから、西野則史委員を再推薦し、新たに山﨑辰雄氏を推薦しようとするものです。 以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(君嶋寿男君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号につきましては、会議規則 第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号はこれに同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(君嶋寿男君) 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といた

します。

市長。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から 閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(君嶋寿男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(君嶋寿男君) 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。 ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

〇市長(先崎 光君) 令和元年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、全国市議会議長会より議員在職10年以上による表彰で、勝村晃夫議員の表彰伝達がございました。また、茨城県市議会議長会より議員在職8年以上による表彰で、古川洋一議員の表彰伝達がございました。

顕彰の栄に浴された2名の議員各位に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後 とも自治発展のためますますご活躍されますことをご祈念を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市介護保険条例の一部を改正する条例をはじめとする22件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和元年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議 案等につきまして熱心にご審議をいただき、また、貴重なご意見を多数頂戴することができ ました。各常任委員会の委員各位に対しましても、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきま しては、今後十分に配慮をしながら、引き続き効果的、効率的な行政運営に努めてまいりま す。

さて、茨城いきいきゆめ国体・ゆめ大会の開催まで100日を切りました。当市においては 今月1日、2日には県立水戸農業高等学校馬術特設会場において、リハーサル大会が開催を され、全国から競技馬や各選手が集まり、本番さながらの緊張感がございました。 6月30日には、デモンストレーションスポーツとして3B体操が開催をされます。7月6日にも国体PRイベントを予定しており、9月29日からの本大会に向けて、市を挙げて今後とも大会成功に向けた各種施策を進めてまいりますので、議員の皆様におかれましてはご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますよう申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(君嶋寿男君) これにて令和元年第2回那珂市議会定例会を閉会といたします。 18日間ご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 令和 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 石 川 義 光

那 珂 市 議 会 議 員 關 守